

季刊

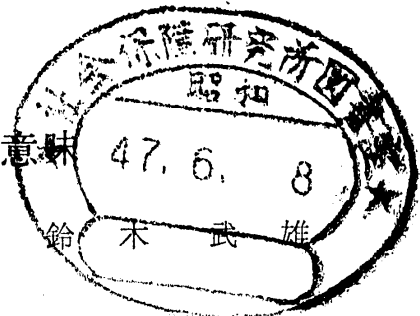
社会保障研究

Vol. 7, No. 4

社会保障研究所

1971

“高福祉高負担”の正しい意味



“高福祉高負担”ということが昨今大いに論議されている。政府はこれをキャッチ・フレーズ化しようとしているが、国民には必ずしも共感をもって受け入れられず、なかには“高福祉低負担”こそ政治の理想であるとして反発するものも少なくない。

“高福祉高負担”という考え方は、昭和43年の税制調査会の長期税制のあり方についての答申で打ち出されたもので、同答申はつぎのようにいっている。「今後経済の発展につれて、国民福祉向上への要請はいっそう高まり、福祉国家建設の過程において公経済部門の比重は漸次上昇するものと考えられる。より高い福祉の水準は、より高い国民の負担につながる。今後税負担の水準はある程度上昇せざるをえないであろう。」

この考え方は、昭和46年7月の同調査会の長期税制答申にも受け継がれているが、この答申は、昭和45年5月に発表された「新経済社会発展計画」に拠ったものであって、同計画は、今後の財政の重点施策の1つとして、「1960年代が残したいいわゆるひずみ現象を注視し、今後積極的にその解決に取り組む」といい、住宅・生活環境の整備、公害・災害・交通事故等の絶滅、社会保障の充実を内容とする社会開発の推進を掲げているのである。

現在のわが国の社会保障は、児童手当制度の発足によって、制度的・形式的には出そろったといってよいが、実質的内容においては、医療保障部門を除くと立ちおくれており、まだまだ十分とはいえない。国民所得に占める社会保障全体の給付水準も、欧米先進諸国と比べてかなり低い水準にある。したがって「新経済社会発展計画」は、計画最終年度の昭和50年度におけるわが国社会保障の水準が44年度の水準の3倍、国民所得にたいする比率の2%上昇を目標に社会保障の充実をはかることとしているのである。

こうした社会保障の充実とくに給付水準の引上げには国民の間に異論はない。政治的にも保守・革新を問わず、社会保障の充実をその政策・綱領に掲げている。すなわち“高福祉”は、いまや国民的世論であり、いかなる政党もこれを見做すことができなくなっているのである。

ところが、“高福祉高負担”ということになると、“高福祉”についてみられたような国民的コンセンサスはみられない。これはどうしたことであろうか。

いま、政府の行なう公共サービスは社会保障サービスのみであり、したがって国民の負担は社会保障関係費のみであるとし、かつ社会保障サービスは無駄な経費を使わず効率的に行なわれるものと仮定しよう。この場合、充実した社会保障、高い福祉の水準が国民の高い負担によってのみ可能であることはいうまでもない。すなわち“高福祉高負担”は当然のことである。封建国家や社会主義国家は別として資本主義国家は無産国家であり、何らかの国民負担（租税負担およびいわゆる受益者負担など税外負担）によって支えられているのである。したがって“高福祉”は“高負担”とイコールであり、国家は打ち出の小槌ではないから、“高福祉低負担”ということとはありえない。あるとすれば、高福祉のための経費を出来るだけ効率的にすることによって、それだけ無駄な負担をなくするということだけであるが、福祉のために必要な経費は国民の負担によってまかなわれなければならない、したがって高い福祉は高い負担を伴わざるをえない。

この当然の理が国民によって必ずしも納得されないのは、つぎの理由によるものといえる。その1は、国家の行なう公共サービスが現実には上述の仮定のように社会保障サービスだけではないことから、高負担が高福祉に結びつくという保証が必ずしもないということであり、その2は仮りに高負担が高福祉に結びつくとしても、負担の構造が合理的でないために、たとえば高負担が低所得階層にかたより、高福祉が差引きかなり相殺される結果になるということである。前者は、主として政治の姿勢の問題であるが、後者は、租税負担と受益者負担など税外負担とを合わせた国民負担構造の問題である。この意味において、社会保障給付が正の面での社会保障充実の問題であるとするならば、国民負担構造の合理化は、その負の面での問題であるといわなければならない。総額としては“高福祉高負担”であるが、問題は“高負担”の配分にあるのであり、したがって税制改革においても社会保障充実の視点がもっと強く導入されなければならないとともに、社会保険の保険料負担についても応能原則がとり入れられるべきであろう。

企業と社会保障

桐 木 逸 朗

I 社会保障と労務管理の癒着論の背景

昨年の保険医総辞退の混乱のなかで、事態收拾のために、日本医師会と政府との間で8項目の合意事項が成立した。そのなかに「労務管理と社会保障の分離」という項目がある。これはわが国の社会保障制度のなかに、あたかも個別企業の労務管理の道具として機能しているものがあり、そのようなことは社会保障制度の本来の機能からいって好ましくないという判断が基礎になっていることはいうまでもない。すなわち社会保障制度は、本来全国民を対象として国民の最低生活を国家的責任において保障するというすぐれて公的な、開放的仕組みであるべきはずなのに、わが国では健康保険組合や厚生年金基金に典型的にみられるように、財源的にも、あるいは給付面においても、特定企業や特定産業の従業員集団のみを対象とし、それ以外の労働者とはまったく隔絶して管理運営されるような閉鎖的制度が存在していることは周知の事実である。そのために閉鎖的社会保障制度が、特定企業(産業)で働く労働者を企業目的のために効率的に活用するための組織的かつ総合的な対労働者管理施策としての労務管理の一手段として、ことにすぐれて企業内福利厚生施策のなかにとりこまれて機能するという状態が生じているとして批判されているわけである。

この批判をもう少し分析してみると、社会保障制度における拠出と給付とを、国民的拡がりのなかでどのようにとらえるかという問題につながるといえよう。

端的に言えば、社会保障制度はたとえ社会“保険”という方式をとるとしても、国民的拡がりを前提とした所得再分配機構として機能しなければ

ならないはずなのに、健康保険組合などにみられるごとく、比較的保険給付となる保険事故の発生の可能性が相対的に低く、しかも拠出能力(保険料負担能力)の高い人々の集団のみが、閉鎖的な保険集団として運営されていることは、結果的には国の社会保障水準を低下させてしまうという議論がある。すなわち法律によって定められた法定給付を、閉鎖的小集団(全国的開放体制に比較してだが)のなかで“保険”的技術をベースとして実現し保障してゆくためには、その小集団の保険事故の発生率が保険料の範囲で十分まかないうるほど低いか、もしくは保険料の拠出能力が保険給付をまかなうにたるほど十分に高いか、あるいはその双方の特性を兼ね備えていることが要件である。したがって閉鎖的な“社会保険制度”を運営管理していくとすれば、小集団とはいえ危険分散をある程度可能にするだけの被保険者数をかかえていることおよび運営管理を可能とするだけの組織力および財源負担能力との関係から、どうしても大企業ないしは比較的良質(保険事故の発生率、保険料負担能力、運営管理能力の面で)の産業で働らく労働者集団ということになってしまうのは当然であろう。このことは逆にいうと、閉鎖的社会保険集団を形成しえない劣悪な条件を持ったところが、開放的な社会保険集団としてとりのこされ、したがって“保険”という技術のなかで一定の給付を維持しようとすれば、保険料収入、保険事故発生率などからいって、給付水準を低く維持せざるをえなくなるわけである。

一方給付水準という点では、閉鎖的な社会保険集団を形成するからには、その集団としては開放的社会保険の給付水準を上回る給付を保障することで、その社会保険集団の優位性を誇示しようと

意図することになる。そのためにいわゆる附加給付が法定給付に上積みされることになる。さらには保険料収入と法定給付の費用との関係で、収入が大きく上回っている場合には、保険料率を引き下げることで保険料負担を軽減するか、法定給付以外の事業活動を通して被保険者が閉鎖的な保険集団に加入していることのメリットを高めようとするのである。かくて閉鎖的社会保険集団と開放的社会保険集団との間に保険料負担率、給付水準、メリット（保険料負担に対する法定給付以外の反対給付）などの面において、大きな格差が生ずることになる。

さらに今日問題にされているのは、このような閉鎖的社会保険集団は、一応法律的には特定産業や特定企業とは別個の、国から社会保険事業を運営する機能を附与された公法人によって運営管理されるかたちになっていて、形式的には企業が労務管理の道具として直接介入できない建前（運営には一般的に被保険者代表と企業——事業主——を代表するものとの共同参加という方式をとっている）となっているにもかかわらず、現実には特定産業とか職域を存立の基盤としているため、公法人の栄枯盛衰は母体企業（産業）の栄枯盛衰に左右され、母体企業（産業）との運命共同体的思考をとることになり、したがって特定企業や特定産業の意向が大きくものをいうということになってしまっている点である。そして企業（産業）は閉鎖的社会保険集団に対して、その事業活動に費用その他で援助を与えているのであるが、それを通して給付の水準やその他の事業活動が他の社会保険集団と比較して厚味があればあるほど、あたかもそれはその企業（産業）の企業内福利厚生のように機能することを期待しているわけである。

具体的な例として健康保険組合についてみると、健康保険法にもとづく法的規制の枠内ではあるが、法定給付以外に任意に附加給付や保健施設活動を行っているが、その給付対象者や保健施設の利用対象者は、その健康保険組合の母体となっている企業の従業員（被保険者）とその家族に限られており、そのためにその従業員の働いている企業の企業内福利厚生施設であるかのごとく、健康

保険組合の保養所を従業員募集のパンフレットに記載したり、従業員の健康管理の多くを健康保険組合の費用で実施して、従業員の労働能力保全という労務管理の重要な役割を健康保険組合に代行させていることが非難されているのである。もちろんその背景には、政府管掌にくらべ賃金水準が高く、また比較的健康な人たちを入社の段階で選別し、かつ定年制度で高齢者を除外し、しかも職場の健康管理や職場の労働環境がすぐれているので疾病の発生率が低く、かつ賃金水準が高いので財政的にも余裕ができるのが当然であるが、その余裕財源で保養所などデラックスなものをつくり、しかもそれを閉鎖的に健康保険組合の被保険者と被扶養者だけに利用させていることは不当であり、法定給付を上回る附加給付や保健施設活動をする財源の負担余力があれば（政府管掌に比べて）それは政府管掌健康保険の財源として社会的に拠出されるべきだという判断があるといえよう。さらにいうならば、附加給付や保健施設活動は、企業の法定外福利厚生費負担ということで、健康保険のために拠出させた費用とは別なかたちで、企業内福利厚生としてやるべきであり、社会保険にからませることは不当だという立場にたっているのである。

また厚生年金基金を個別企業を単位として設立することにより、老齢年金の報酬比例部分と企業が任意に行う企業年金とを1本化したかたちで調整し、厚生年金をも含めて企業年金的な給付としての厚味をまし、社会保障としての公的年金に労務管理的機能を附与していることに対する批判もある。一方、本来給付に格差があるべきでない（同じ勤続年数、同じ平均標準報酬月額の場合に）社会保障給付に、企業別格差を公然と認め、厚生年金のなかに企業年金がつかづかとはいりこんできたことに対する批判もみられる。いずれも個別企業をベースとした社会保障を問題にしているわけである。

こうみえてくると「社会保障と労務管理の分離」という場合には、ひとつは社会保障制度が、とくに社会保険において、閉鎖的な職域をベースとした被保険者集団ということで運営されることが認

められていることに対する批判と、社会保障の給付内容が、特定企業で働く労働者を対象とした給付格差や特別なメリットを与えることを公然と制度が認めていることに対する批判の2つがあることになる。そして、この双方の条件を前提としたとき、企業が社会保障を労務管理の道具として有効に活用する余地が大きく生ずることになることが問題とされているわけである。

II 企業の社会保障へのかかわり方のパターン

そこで企業が現在どのようなかたちで社会保障とかかわりを持ちうるかについて検討をしてみることにしよう。

今日における企業と社会保障との関係は、およそ6つのパターンがある。

第1は主として社会保険（ここでは被用者保険に限定されるが）において特徴的に示されている強制加入などに関連した諸手続きである。すなわち労働者を雇用した場合、法律にしたがって社会保険への加入手続き、保険給付手続き、脱退手続き、保険料の賃金からの徴収と、企業負担保険料を含めての保険料納入手続きなどの事務処理である。こうした事務処理は社会保障制度がスムーズに運営されるための企業からの協力だといえよう。そのために企業は、人的にも、また時間的にも、費用的にも社会保障制度の事務処理のために犠牲を払っているということになる。

第2は社会保険料の負担である。企業が負担する社会保険料を通常「法定福利厚生費」と呼び労務費の一部として把握しているが、そのことがただちに労務管理としての直接的効果を社会保障制度に期待していると考えすることは早計である。社会保険料をどの程度負担するかは、企業が自主的に決めるわけではなく、法律によって決められたものを、強制的に負担させられるのである。

第3は健康保険組合や厚生年金基金にみられるような、企業のさまざまな援助と、それに対する個別的、労務管理的メリットへの企業の期待がある。この場合には企業を代表する者を健康保険組合や厚生年金基金に送りこむことによって、間接的に管理、運営に参画することにもなる。これに

ついてはすでに詳述したのでここで述べる必要はなからう。

第4は企業内福利厚生はじめ職場環境の整備など、従業員福祉施設の充実による従業員の社会保障給付機会の低減があげられる。この点は比較的見落されがちであるが、社会保障制度にとって重要なことである。社会保障制度のなかには児童手当のように国家の扶養原則を前提とし、給付対象者の所得水準とか給付事由の発生率を低くおさえることがのぞましいとすることは第二義的に考えられているものも現われているが、社会保険にしろ公的扶助にしろいずれも本来国家がその給付対象者として登場してくることは好ましくないものが大部分である（厚生年金のなかで老齢年金は別だが）と考えるべき性質のものである。したがって企業が社会保険料を多額に負担することで社会保障水準を引き上げ、かつ一定の給付水準を維持することに協力することは必要だとしても、それだけでは企業の社会保障制度に対する企業責任は果たせると考えることは誤りである。むしろ企業としては、労働者が社会保障給付を受けなくてもすむような条件をつくりあげることに労務管理上の直接的努力を傾注すべきである。具体的には賃金水準を高め、労働環境を改善して職場のなかから労働災害や病気やケガの原因となるものをとりのぞくとか、定年を延長しあるいは労働者を企業の都合で解雇しないような経営をすること、企業内訓練や職場転換によって労働能力の活用を図り、あるいは健康管理や財産形成援助その他の福利厚生施策を充実して、生活の長期的安定を図ることなど、企業の社会保障に対する、間接的貢献ということができよう。

第5に社会保障制度の内容を長期的かつ上向きに充実させるためには、財源のうらづけがなければならないが、そのような財源は保険料以外にも個人の所得や企業活動の成果のなかから、所得税や法人税などの直接税や間接税というかたちで国や地方自治体に吸い上げられることになる。その意味では基本的に社会保障財源調達に寄与しうるような余力のあるように労働生産性が国民経済的規模においても、労働者1人1人についても年々

上昇してゆくことが必要である。企業は経営活動を通して、そのような努力をなすことで社会保障制度にかかわりを持つことにもなる。

第6に厚生年金還元融資などに典型的にみられるように、社会保障のために調達された財源を企業の福利厚生施設充実のために活用したり、厚生年金積立金を財政投融资という形で企業の事業活動のために活用するということを通して、社会保障基金の運用に寄与することも認めなければならない。

このような企業の社会保障に対する直接、間接のさまざまなかかわり方のなかで、健康保険組合や厚生年金基金などに関したものを除くと、社会保障——とくに社会保険については、企業はもっぱら受身であり、個別企業の個別的状況にかかわりなく、法律によって内容が決ってくるという性質のものである。そして一定の条件のもとで労働者を雇用するかぎり、企業や労働者個人の意志には無関係に強制的に加入させなければならない、その手続きは企業の責任であり義務となっているのである。この限りにおいては、法定福利厚生としての社会保険は、少なくとも個別企業の労務管理上の立場から操作するということはできず、社会保険に加入することが労働条件のひとつとして労務管理上の大切な柱となっていて、いわゆる今日いわれているような労務管理との癒着という問題は生じていないといつてよいであろう。たとえば中小企業の社会保険への関係の仕方は、まさにその典型である。そこでは労務管理と社会保障はともかく分離されているとみてよからう。そこで問題は、特定企業や特定産業をベースとした社会保険集団というかたちで社会保障制度が存在していること、ならびに、社会保障給付格差（附加給付のみならず、もっと多角的事業活動を含めて）が存在していることについて、とくに労務管理との関連においてどう考えたらよいかという点にしばられてくることになる。

III 社会保険制度と所得再分配機能

まず社会保障制度が、特定の企業ないし特定産業を基礎とした社会保険集団として組織運営され

ることの可否を検討してみることにする。

結論からいうならば、社会保障制度が職域を単位とした社会保険集団として存在することそれ自体は、社会保障制度の経営論という立場に立ったとき、なんら否定されるべきことではないということである。確かに社会保障制度は国民各個人がその社会のなかで生活してゆく過程で生ずるさまざまな家計維持を危うくする共通な生活危険に対して、国が責任をもってその経済的最低生活（どの程度の内容を最低生活水準とするかは、それぞれの国の社会経済的条件によって異なるが）を保障してゆこうとするものであり、制度を維持してゆく技術的な方法として社会保険、社会扶助、公的扶助などが組み合わされているのである。ともあれ社会保障制度は全国民的拡がりのなかで、国民の生活危険の発生に対応して適切な給付が敏速かつ効果的に行われると同時に、費用調達についても効率的な方式が問題となる。ここにいわゆる社会保障制度の“経営組織”の重要性が指摘されるのである。

社会保障制度は国が責任を持って国民の生活危険に対応していくのであるが、そのことは必ずしも経営組織的にも国が直接一元的に社会保障制度を運営していかなければならないということにはならない。というのは社会保障の目的は、すべての国民の最低生活を経済的に保障するものであるとしても、それをどのような内容で、どのような技術と組織によって実現していくかは、それぞれの国の経済的、社会的発展のレベルに対応して、きわめて多様化されてしかるべきだからである。

社会保障制度が職場を単位として組織された場合、社会保障制度の意図する所得再分配機能が損われるということが問題にされよう。しかし社会保障制度の持つ所得再分配機能はいわゆる富裕者から貧困者への所得階層間の全国的拡がりのもとにおける所得再分配機能でなければならないという主張は、社会保障制度の具体的構造を観察した場合、必ずしも妥当だとはいいきれない部分があることに注目する必要がある。

確かに所得税、法人税の面においても、また社会保険料システムによる場合であっても、一般的にいつて費用負担は所得ないしは収益の大きいほ

うがより多く負担していることは事実である。しかしわが国の社会保険料のように、標準報酬月額ないしは賃金に一定率を乗ずるといようなかたちをとった場合、絶対額は賃金の高い者ほどより多く負担していることになるが、所得の低い者は所得の高い者に比べて潜在的費用負担余力が低いことを勘案してみると、実は低賃金者のほうが実質的には高い保険料負担を強いられていることになるのである。保険料の負担率が所得税のような累進税率をとれば、この点は多少なりとも改善されることはいうまでもない。

また給付面についても、所得の低い者が所得の高い者よりも常に多くの給付を受けるというかたちにはならないのが普通である。たとえば健康保険の給付をみた場合、保険料の負担の高低にかかわらず、傷病という保険事故が発生すれば、治癒するか死亡するか、あるいは治療を中止、中断しないかぎり、保険給付は継続的に行われる。したがって傷病という保険事故が生じないかぎり、所得の低い者でも保険給付を受けることなく、また所得の高い者でも傷病が長期化すれば保険料負担総額をはるかに上回る給付を受けるということになる。この点は失業保険などについても同じことがいえるのである。そしてこのようなことは決して稀ではないのである。

そうなると社会保険は所得階層間の所得再配分というよりも、保険事故をひきおこしやすい者とおこしにくい者との間の所得再配分としてとらえたほうが妥当であろう。もちろん所得の低い者が所得の高いよりも保険事故の発生率が高いという事実があるとすれば、その限りにおいて所得階層間の所得再配分として機能することになる。ただ効用という点では所得の低いほうが所得の高い者よりも、給付1単位当りの効用は大きくなるということはいえよう。

IV 社会保障制度に対する企業の考え方

企業が社会保障制度の存在を容認し、その費用を負担しているのは、国が法律で強制しているからでもあるが、とくに社会保険に関していえば、企業経営の立場からみて、労務管理上必要不可欠

な制度と判断していることにもよる。とくに社会保険に対する企業の拠出は、個別企業を離れた一般国民ないしは労働者のために行っているわけではなく、当該企業の従業員の福祉増大に必要な生活安定機能を維持するために行っているとみなすことができる。ただ給付事由の発生率、保障すべき内容、保障の重要性と均霑性などからみて、企業が任意に行うよりも国の責任において、法律で全被用者を対象に強制的に加入させるような制度にしたほうが、経済的効果も大きく、かつ確実に従業員に給付が保証されるので、従業員に与える信頼感が高まるというところに、個別企業をこえた社会的組織を必要とする理由があるといえよう。

「企業経営の立場からみた社会保障の意義または役割は次の2つに要約される。

- ① 社会保障は、従業員（国民）に生活の安定と保障を与えるから、それによって企業の従業員に対する労務管理の基盤が与えられる。
- ② 社会保障は、社会秩序の維持に貢献するから、それによって労使関係の基盤が提供されるとともに、諸般の企業活動の円滑な遂行に役立つ。

このように社会保障の基本的役割は、個別企業を超えた労働政策の基盤を提供することにあり、企業経営に対する当面の効果は、社会保障がなかったら、企業自身でこれを補充する何らかの代替施策の必要に迫られたであろうということにある。」（通産省編『企業福利厚生——国際競争と労働力不足への対応——』35ページ）

これは昭和43年4月の「産業構造審議会管理部会」の答申のなかに示されている企業経営の立場からみた社会保障の役割についての見解である。この見解にたつかり企業が負担する社会保障の費用が、必ずその企業の従業員の給付部分にのみ充当されるという保証はないとしても、あくまでも「わが社の従業員の福祉の向上に必要な制度」だから「わが社の従業員を対象に」保険料を負担しているということになる。

この点は、昭和41年6月から1年間にわたって日本経済調査協議会が行った「社会保障制度の再

検討」のなかでも産業界全体の立場から「……われわれは社会保障制度を人的能力の効率の活用と維持・向上という見方からとらえ直し、それが産業構造高度化などの経済政策を強力に裏づけるものと考え……今後は適職配置によって人的能力を効率化し、健康保険、老齢保障、生活環境の改善によって人的能力を維持・向上させなければならない。われわれはこのような役割を果しうる社会保障に対し、企業と国民が必要な財源の拠出を惜んではならぬと考える」（日本経済調査協議会「社会保障制度の再検討」）ということが強調されている。かくて社会保障に対する費用負担は、現在では企業経営の側からも、企業目的達成のための従業員に対する雇用サービスの費用として当然負担すべきものとされるようになってきたといえよう。

このように企業は労働の対償としての賃金以外にも、法定ならびに法定外の福利厚生費を負担し、しかもその負担は年々増加傾向を示すに至っている。これはけっしてわが国だけの現象ではなく、欧米諸国においても、賃金以外の附加的雇用給付は増加しているのである。その結果今日においては、労働者の生活水準を検討する場合、狭義の賃金以外に、企業から受け取ることが期待できる企業内福利厚生給付や社会保障給付の内容、水準をもあわせて考慮しなければ、正確さが失われるところまできているのである。

企業が労働者を雇用した場合、仕事を与え、その仕事の遂行度に応じて賃金を支払い、必要がなくなればただちにいつでも解雇できるというような、いわゆる労務処理的手法で対応できる時には、常に no work, no pay の原則が働き、労働の提供に対して賃金を支払えば労働にまつわる企業と労働者との関係は清算されたのである。したがって企業は雇用している労働者をできるだけ低劣な労働環境のもとに低賃金で長時間働かせることが、もっとも合理的な経済原則にのっとりた労働者管理であったといつてよかろう。そのために職場環境の悪さや長時間労働が原因で病気になるとか、低賃金できわめて貧乏な生活をしているといったことはもっぱら労働者のきわめて“個人的”

なことでとされて、企業の関知するところではなかったのである。このような時代にあつては、企業の社会保障に対するかがわり方は——現実には労働保険というかたちが多いのだが——費用負担と事務処理に終始するだけでよく、その費用負担は国家的立場から必要であっても、企業によっては余計なものであつたともいえよう。

ところが今日においては、さまざまな労働者保護法による法律的強制もさることながら、労働組合(労働者集団)の要求もあつて、次第に no work, pay の部分が企業の労働条件のなかで拡大されてくると同時に、労働能力の所有者である「労働者」とその家族の生活の安定と心身の健康の増進を図ることに企業は目を向け、賃金以外のさまざまな労務管理的施策を展開せざるをえなくなつてきている。その理由は、労働者の労働能力の質の安定と雇用の安定を図るためには、高賃金の実現だけではもはや対応できなくなつてきているからである。もちろん今日の社会においては労働者は賃金として得た所得をどのように消費し、あるいは貯蓄するかは、労働者およびその家族の責任において自由に決め、生活をしてゆくわけであるが、一面現代社会では、労働者が所得の範囲で、いつでも自分たちやその家族の経済的安定・向上や心身の健康保持にもっとも有効であるよう生活の仕方ができるという保証は次第に少くなりつつあるし、将来もその傾向は一段と強まるものと思われる。

賃金(所得)の消費の仕方に関しては、他人に迷惑を及ぼしたり公共の福祉に反しないかぎり、第三者の干渉が許されないということは、個人とその家族が生活を維持していくなかで、いつ発生するか予測のできない生活危険に対して、所得のなかから十分対処しようよう合理的に貯蓄をしたり、生命保険に加入したり、財産を形成しておく責任が労働者個人にあることを意味している。しかし現代社会は、労働者が不時の備えを所得のなかから時間的再配分を個人的に行うことの効果を著しく低下させる方向に進んでいるのである。それは生活水準の向上、インフレーション、消費の高度化などによって、貯蓄1単位当りの生活安定

寄与効果が減少していることによる。具体的に言えば、病気ひとつとってみても、医学の発達は今なら当然発病間もなく死亡したと思われる人々を死の淵から救い上げて、病気の状態でともかく生きながらえさせている。そのこと自体は人類にとって幸福なことであるが、他面医療費の負担の重圧が非常に強められ、相当の貯蓄をしていてもその重圧には耐えられないという時代になっている。また老人医学や公衆衛生の発達は、労働可能年齢を超えてもお長生きする人たちを増加させているが、それだけに所得機会が著しく低下している老後の生活を支えるための貯えを、在職中の賃金の時間的再配分というかたちで十分になすことはかなりむずかしくなっていることになる。また貯蓄の性格からいって、さまざまな生活危険に十分に備えられるほどの大きさになるまでにかなりの長い時間を要することになるが、生活危険は個人の備えの充実度とは無関係に発生するのである。しかもこのようなことは、低賃金労働者だけでなく、労働者全般（国民全般）に共通していることなのである。たとえば住宅問題はかつては低所得者、貧困者だけの問題であったが、今日では中・高所得者を含めた都市労働者の広範の共通の悩みとなっている。

その意味では、いまや労働者にとっては、賃金の高さもさることながら、その企業に雇用されることによる長期的生活安定の仕組みを問題にするようになってきているとすらいえるのである。また企業にしてみれば、企業経営に寄与する労働能力という場合、同一企業に長く勤続していることによって、同じ仕事をするにもまた仕事を変えた場合でも、その企業のなかの組織の特性を熟知していることから生ずる労働生産性への寄与効果に目を向けたとき、労働者が潜在的に期待している生活安定機能を労務管理の大きな柱として組み込んでゆこうと考えるのは当然であろう。

そこで企業は労働の質と量とに対応して支払う賃金の他に、その企業に雇用されていることを前提として、労働の質とか量に関係なく、むしろ「必要性」に応じて給付する福利厚生施策を展開することになる。福利厚生は実際には生活危険

（たとえば自分の家を持ちたいという欲望を含めて）の生じた者や、発生するおそれのある者に、現物や現金やサービスを、必要の度合いに応じて企業の側が提供する一種の集団消費行為といえよう。そして従業員は誰でも、同じような状態が生ずれば、従業員が望むかぎり、同じような給付が行われるという原則が確立されていれば企業としては比較的質の高い保障を、経済的に全従業員に与えることが可能となるのである。

福利厚生についての国際的な一般的評価を示すと、ILO が昭和40年10月ジュネーブで開催された「産業労働者の福祉施設に関する専門家会議」における討議の過程を経てまとめた結論がある。

- ① 福祉施設の施策は、労使双方の共通の利益となるという事実の認識に基礎をおく必要がある。福祉施設は労働者の健康と福祉増進に寄与し、労働者の労働に対する適応性、進んだ労使関係および生産性の向上に貢献する。
 - ② 福祉施設は、生活水準の向上に貢献し、妥当に計画されたときは、均衡のとれた経済的社会発展の一要素を構成する。
 - ③ 福祉施設は労働者の尊厳と人格を十分に尊重する方法で供与、管理されねばならない。使用者は福祉施設を恩恵的、温情的ほどこしとしてはならない。労働者側は、福祉施設を消極的に受理される贈物と考えるのではなく、むしろ多くの場合、責任をもって関与すべき活動のひとつと考えるべきだ。
 - ④ 福祉施設が成功するためには、関係労働者の緊密な協力を得て実施されねばならない。
 - ⑤ 労働者の健康と安全を保つ施設を除いては、福祉施設の使用の選択の自由を労働者に与えなければならない。
 - ⑥ 福祉施設はいかなる場合でも、労働者に対する妥当な生活賃金の支払の肩替りとみなされてはならない。
 - ⑦ 福祉施設設置運営についての地域社会および産業のそれぞれの責任と範囲は、その国の経済的、社会的発展のレベルによって、いろいろなかたちが出てくる。
- このように、福利厚生を考える場合重要な基本

的事項が指摘されている。

第1は福利厚生は労使双方にとって共通の利益となるという点である。つまり福利厚生は確かに従業員にとって生活水準を高め、あるいは健康や欲求の満足に大きく資するものであるけれども、同時に企業にとっても経営目的達成に大きく貢献するという見通しなり確信があってはじめて有効に成立するものと考えられる。けっして従業員を喜ばせることのみが福利厚生の目的ではなく、企業経営へもなんらかのメリットを福利厚生という手段を通してもたらすことが企業にとって大切な目的なのである。

第2は福利厚生は社会の発展に寄与するという点である。これは福利厚生が主として従業員を私生活（社会生活）の場でとらえて、その生活水準の向上を図ろうとするものであるから、それがうまくゆくと社会の経済発展にとって大きな役割を演ずるにいたるのである。

第3に福利厚生は、労働者もその運営管理について責任を持って参加する必要があるという点である。つまり福利厚生は広い意味での労使協議ないしは経営参加的な機能を持っているということ、また労働者の意向（欲求）がうまく反映されないと、福利厚生の効果は半減することが指摘される。

第4に福利厚生は賃金の肩替りでなく、また福利厚生を利用するかどうかは、安全とか衛生を除くと、原則として自由でなければならないという点である。その理由は、福利厚生は従業員自身がその必要を感じ、自ら積極的に参加しなければ、その利益を受けることができないという原則は、ややもすると“いいことだから賛成するのは当然”となりがちな福利厚生関係者（担当者）の考え方を改めさせるものである。

第5に福利厚生は、国々によって運営上の企業と地域社会の責任にいろいろなちがいがあることが指摘されている。この点は、たとえば社会保障と福利厚生（労務管理）の調和を考えるとときに重要な示唆を与えてくれるものである。

V 社会保険と附加給付

社会保険制度は企業の個別的労務管理施策の枠をこえた全労働者（ないしは国民）を対象とするものであるが、とくに労働保険はその典型である。したがって労働保険は労働者に共通したもっとも基本的な生活危険——つまり、使用者に雇われて働き、その対償としての賃金で生計を支えていくという仕組みが、失業、老齢、疾病、労働災害などで労働者の意志に反して損われた場合に、最低生活を経済的に保障してゆこうというのであるから、労働者個人個人をとりまく個別的な状況についてはそれほどキメの細かい配慮をしているわけではない。ある意味では全労働者の最大公約数的最低生活の保障というところで妥協せざるをえないわけである。そこで企業としては、社会保障の水準の上に上積みして、補完的給付を行うことで個別企業としての労務管理的効果を高めようと意図することは当然といわねばならない。

そしてさらには費用負担との関連において、社会保障との調整を、ひとつは福利厚生の廃止という方法を通じて実現しようと努めるであろう。もうひとつは社会保障と企業内福利厚生の融合という方法が考えられる。具体的には健康保険組合が保健施設や附加給付というかたちで行う社会保障の上積みの給付や、厚生年金基金で厚生年金の標準報酬比例部分に個別企業の任意の企業年金をつぎたして一本化したかたちの上積み年金があるが、これらはいずれも福利厚生的給付であることはいうまでもなからう。健康保険組合のように保険料収入の余裕金で附加給付や保健施設を実現したとしても、実態としては健康保険組合に対する母体企業の有形無形の援助によって可能となっていることが少くない。そこでこのような企業の法定外福利厚生給付のなかで、社会保障給付に上積みされ、しかもその給付の改変について、企業が自由に行うことが法律で制限され、従業員への給付が法律で保護されているような福利厚生を、筆者はとくに「法権化福祉給付」と呼んでいる。

この法権化福祉給付は、本来ならば個別企業が必要に応じて任意に、労務管理の体系のなかで社

会保障制度とは別個に設けていたか、あるいは設けるであろうと思われる法定外(企業内)福利厚生を、企業とは別個の法人格を持った社会保障管理機関のもとで保護してしまうことになるので、結果的には企業が自由に制度の改変を一方的に行うことができなくなるという特徴を持っている。しかもそうした社会保障管理機関には労働者が被保険者代表としておくりこまれ、管理運営に参加する方式がとられているので、法権化福祉給付の内容の低下を労働者の側からも監視しチェックすることになるのである。また給付を受ける労働者の側からいえば、給付を受ける権利が任意の福利厚生に比べて法律で保護されていることも注目しなければならない。

かくて法権化福祉給付は、福利厚生と労務管理的色彩をうすくしてゆくと同時に、こうした制度を取り入れるところが増加することによって、長期的には全体として社会保障の給付水準を引き上げるデモンストレーション効果を持つと考えられる(ただ健康保険組合が疾病給付に関して家族療養付加金の存在を健康保険組合の優位点としてかかっていることは、被保険者と被扶養者との間で法定給付に格差を持たせていることが問題であって、その意味で法定給付の基準を変えるという方向で解消していく必要がある)。

企業が労働者を賃金関係だけでとらず、もっと広い生活安定関係のなかで雇用していこうとすれば、社会保障制度の動向と完全に隔絶した労務管理の存在はありえないといってよいであろう。そして社会保障と労務管理——とくに福利厚生施策——は相互に補完性を持つと同時に、共存の関係にあるといえる。そしてもし労働者の生活安定の具体化が、社会保障と福利厚生との調和を通して効率性と経済性と施策のキメの細かさにおいてすぐれた経営管理システムを、職域社会をベースとして実現しようとすれば、社会保障制度の経営論的立場から当然推進してしかるべきであると思う。もちろん福利厚生のなかには社会保障制度の対象となりえないもので、企業の立場から従業員の生活安定のため必要なものも含まれているのである。

VI 社会保障経営組織としての 職域単位集団の利点

そこで社会保障制度における経営組織の問題であるが、社会保障制度は“打出の小槌”や“金持が乞食に金銭を投げ与える”というような、国からのいわゆる恩恵的、慈恵的な制度でないことはいうまでもなからう。少くとも社会保障財源は限られており、そのなかで生活危険に対応して給付の的確・敏速性、費用面での経済性、管理組織の効率性が常に要求された経営組織体でなければならない。しかもそのような経営組織体は、けっしてただひとつだけではなく、その国の社会保障制度の発展の歴史や社会経済的必要に応じて変わると同時に生活危険の発生率や給付の内容および関連施策との関係で定まってくるのである。たとえば失業保険であれば、失業者に適職を紹介する広域職業安定行政と直結するので、特定企業や特定産業に基礎をおくよりも、全国的な行政組織のなかで1本に統合された制度のほうが適切といえよう。ところが健康保険は、本来潜在的に疾病予防給付も含まれるべきであるという立場に立つと、職域社会を背景とした健康保険組合というかたちで十分に保険的経営が成立するのであれば、企業の健康保険への経費面ならびに組織面での協力を効果的にひきだすことも可能であるという点からも、厚味のあるキメの細かい事業活動のメリットを被保険者が享受しやすいという点からも、事業活動の成果についての効果測定が随時できるという点からも、積極的に設立してゆくべきである。また社会保障制度のなかでもとくに社会保険制度については、少くとも労働者もその事業経営に参加し発言できる途が用意されることによって、社会保険制度に対する日常の関心を高め、労働者の生活安定をめぐる生殺与奪の権利を国に全面的にゆだねてしまう危険を防ぐことができるのである。そのためにも、強力な組織的力を持つ職域ないしは産業を単位とする小集団的社会保険経営体が設立されていることがのぞましいのである。

ただその場合でも、母体企業の解散とか、あるいは保険事故の発生率や給付の支払額が予想せざるほど異常に大きくなって、社会保険の小集団と

して運営することが困難になった場合には、最終的に国が保障責任を負うことは、社会保障制度の大原則のもとでは当然である。そこで職域を基礎とした小保険集団が、万一に備え国に対して再保険的拠出を行うことが考慮されていなければならない。もちろんこの国に対する拠出は、厳密には個々の小保険集団の枠をこえた国の社会保障制度の維持という点からの危険分散を図るという意図の他に、職域をベースとした小集団に社会性を付与し、広域的な共助体制を確立するということの意味している。その意味では、とくに生活危険の発生率においてもまた給付額についても、保険料収入との関係できわめて不安定な要素を持つ健康保険を、小集団的経営組織体によって実現しようという場合には、とくに必要な制度だということができる。

今日の健康保険組合はその多くが、「社会保障的」社会保険としての性格が稀薄であり、「福利厚生の」企業内（産業内）共済制度としての性格が濃厚となっているが、これらの点は健康保険組合の将来の発展と安定のためにも早急に改められ

なくてはなるまい。たとえば、政府管掌の健康保険の平均標準報酬月額よりも個別の健康保険組合の標準報酬月額が高い場合には、その差額に政府管掌の保険料率とその組合の被保険者数を乗じた額を国に拠出し、逆に低い場合にはその差額に政府管掌の保険料率とその組合の被保険者数を乗じた額を補助金として支給される、という方法などが考えられる。この場合、個々の健康保険組合の運営のための保険料率はそれぞれの組合で自主的にきめ、そのなかで小集団的経営組織体の長所をフルに発揮できるような運用をしていくということになる。

ともあれ社会保障制度が職域を基礎とした小集団的方式をとるかぎり、労務管理との完全な断絶などナンセンスであり、むしろ労務管理との調和を図ることが肝要であるが、その場合でも労務管理のうえに社会保障をまぶしたものではなく、社会保障のうえに労務管理がまぶされているのだという点は、常にわきまえておかなければならないことである。

イギリス年金制度改革案について

村 上 清

I イギリス年金制度改革案の意義

現在イギリスでは年金制度の根本的な改革の構想が進められている。1969年1月に公表された労働党の改革案が議会で成立を目前にした1970年春の総選挙は、予想外の保守党の勝利に終り、保守党はかねてからの公約に基づく改革案を、1年余の準備期間を経た1971年9月に発表した。もし保守党が今後数年間引き続き政権にとどまり、予定のスケジュール通りに作業が進行すれば、1975年4月からはイギリスの年金制度はさまざまな変革と新しい実験を織り込んだ姿に変貌する。しかし、もしこの間に政権が労働党に移るようなことがあれば、一度はほごになった労働党の公的年金拡充の意欲的な構想が、再度推進されることになる。

イギリスの年金改革は、現在のわれわれにとって、世界各国の年金制度のなかで、最も深い関心を抱かせる壮大な実験である。われわれの抱く特別の関心はつぎの理由による。第1に、現在主要国のなかでイギリスは、年金制度が不安定な状態のままに残されている唯一最大の例である。1950年代の末期から1960年代にかけて欧米のいくつかの国で相次いで起った年金改革は、これらの国の公的年金の給付水準を高めるとともに、公的年金と私的年金を含めた年金による保障の地図を、ほぼ恒久的に安定した姿に置いた。そのなかにおいて福祉国家といわれるイギリスだけが、年金制度についてははるかに後塵を拝した旧態のままに残され、しかも運営上はさまざまな困難に苦しんできた。それだけに今後予想されるイギリスの年金改革は、小手先の修正ではなく抜本的な改正となるであろう。

第2に、イギリスでは年金改革に関して、まったく対照的な2つの構想が掲げられていることである。公的年金の給付水準の引上げおよび私的年金に対する公的な立場からの規制強化という問題に関しては、アメリカもイギリスとほぼ同様な事情にある。しかしアメリカでは、どの政党が政権についたとしても、改革の方向にそれほど大きな差異はないであろうし、これまでの路線が根本的に変革されることも考えられない。しかしイギリスでは、保守党も労働党も、現状に根本的な改革を加えることを公約し、しかもその改革の方法は両者ではまったく異質であり、それはたんなる年金制度改革の手法の相違というものではなく、年金制度を柱として形成される社会経済の質を変えるものである。このように一国の年金制度が重大な岐路に立ちいずれかの選択を迫られた過去の例としては、年金制度が10年にわたり内政上の最大の課題となり国民投票や特別選挙にまで及んだ1950年代のスウェーデンが想起される。

第3に、イギリスの年金改革案は、公的年金の改正だけではなく、私的年金をも含んだ老齢所得保障全般の構造改革であり長期安定の方向づけである。長年にわたり公的年金が貧困な一律定額のみイギリスでは、急速に発達した私的年金が、老後の所得保障の面でもまた経済の資本蓄積の面でも、確固とした位置を占めている。すでに1961年の小規模な所得比例の公的年金導入の際にも、既存の職域年金に大きな影響の及ぶことを避け、適用除外の方法によって公的年金と私的年金との調整を図っている。今後年金改革を抜本的に行うに際しては、それがいずれの方向であれ、既存の職域年金を無視するわけにはいかない。保守党も労働党も、その改革案のなかで公的年金と職域年

金のパートナシップということをとくに強調しているのはこのためである。しかし、制度の理念も財政の構造も異質な公的年金と私的年金とを、総合的な保障計画のなかに組み込み協調させていくことは、さまざまな技術上、運営上の困難や支障を生ずる。すでに1961年から行われてきている職域年金による公的年金の適用除外に続いて、今後の年金改革のなかで公的年金と私的年金との協調が、どのように成功するか、あるいはどのような不成功に終るかは、深い興味のもたれる点である。

第4に、とくにわが国に関係の深い点として、わが国の厚生年金基金制度（調整年金）はイギリスの適用除外制度を先例としてこれに倣ったもので、イギリスの適用除外の問題点およびその成行きは、いわば日本の基金制度の姿を映す鏡となるものである。これまでの経緯からみてイギリスの適用除外にはさまざまな問題点があったし、今後、保守党、労働党のいずれの方向で改革が行われても、現行の適用除外は消滅し、これに代ってまた別の公的年金と私的年金の協調の計画が発足する。わが国の基金制度は、表面の形態はともかく、公私年金の調整という年金分野での機能にはイギリスとはかなりの隔たりがあるが、公的年金の運営を民間の私的年金で肩代りするという技術的な面では、年金制度の技術面の研究の浅いわが国には、イギリスの年金改革は貴重な先例と実験を提供するものとなる。

II 現在までの経緯

1912年以来、イギリスの社会保険制度は一律拠出・一律給付の原則に立ち1926年施行の拠出制年金もこの原則に従っていた。1946年、ベバリッジ報告に基づく国民保険も一律定額の原則を継承したが、給付については報告書に示された20年間に漸増させる方式を採らず、新制度の導入とともにただちに完全年金を支給したため、財政の収支に不足を生じることとなった。すなわち、一律の拠出金は16歳の加入者について収支の相等する数理保険料であったから、少額の国庫負担が加えられたとしても、あらゆる年齢で新規加入する者に完

全年金を支給すれば、財政的にゆきづまることは明らかであった。さらに以後、生計費の上昇に対処するため給付も拠出も数次にわたって引き上げられたが、いずれの場合にも、旧料率による拠出しか行わない者にも給付は一律に引き上げられた。このため財政上の赤字は累増し、やがては収支の不足により制度の破綻を招くことはすでに明らかになった。それでいて給付の内容は依然として貧困であり、各職域では公的年金の不備を補う職域年金が急速に発展し、1958年に政府の保険数理官が行った調査では、男子被用者の半数と女子被用者の4分の1が職域年金に加入していることが判明した。

1961年に保守党政権の下で所得比例の公的年金が導入された。その意図は定額年金を補足する比例年金を支給することよりも、むしろ所得比例で徴収した拠出金によって在来定額年金の赤字を補填することにあった。この制度は加入後の各年の所得額を基礎にして年金額の定まる古典的な全期間給与基準で、現代の公的年金で一般的な早期成熟の方策もスライドの規定もなく、もともと少額の年金でもあって老齢保障という面からは実効のきわめて乏しいものであった。しかしこのような旧式年金であったがために、完全積立方式の私的年金による適用除外が可能にされた。すなわち、政府はこの比例年金の導入が既存の職域年金に二重の負担を負わせないようにするため、一定の要件に合致する職域年金加入者には適用除外を認めた。施行とともに430万人が適用除外を申請した。

当初この比例年金の対象となる報酬は週給のうち9ポンドから15ポンドまでの部分であったが、1963年には上限が18ポンドに引き上げられ、さらにその後労働党政権の下で30ポンドに引き上げられた。しかし、適用除外はこのうち18ポンドまでに限られ、それを超える部分には認められていない。

1966年の総選挙では、年金制度をめぐる労働党と保守党との公約はまことに対照的であった。労働党は現行制度を大幅に改定し、退職時所得の2分の1にまで達する給与比例の公的年金を掲げ

る。早期成熟の措置が加えられ、スライド制により実質価値は維持される。適用除外の存続は認めるといえるが、このような公的年金の下では適用除外も従来とはまったく異なる仕組みとなろう。

一方保守党は、公的年金は一律定額の基本的保障にとどめ、その補足はすべて職域年金に委ねるものとする。定額年金を所得比例の拠出金で財政的に自立させることによって、不要となった不評の比例年金は廃止する。さらに職域年金が実質的に公的年金に代る役割を果たしうるように、完全な通算制度の強制を導入するものとしている。

選挙の結果は再度労働党の勝利に終り、3年の準備期間ののちに労働党政府は1970年1月、改正案を白書のかたちで公表した。改正案では主として労使の給与基準の拠出を財源とし、一般税収(国庫負担)への過大な依存を避けている。改正案の概要はつぎのとおりである。

新制度で対象となる給与は、各人の給与のうち全国平均賃金の1.5倍までの部分である。本人拠出は対象となる給与の6.75% (うち年金制度への部分は4.75%)、事業主拠出は1.5倍の上限なしの総給与の6.75% (うち年金制度への部分は4.5%) である。国庫負担は約18%という現在の割合が、ほぼそのまま維持される。

年金は男子65歳、女子60歳から支給され、男子70歳、女子65歳までは所得のある者には一定の基準で減額される。年金額は加入全期間の平均給与の一定率で、この率は、各人の給与のうち全国平均賃金の2分の1までの部分については60%、これを超え全国平均賃金の1.5倍までの部分については25%である。これは実質的には定額(平均賃金の2分の1の35%)と給与比例(対象給与全体の25%)との組み合わせと同じ効果をもつものである。年金額算定の基準になる過去の給与については、退職時までの賃金水準の変動にスライドした読みかえが加えられる。したがって年金額は、支給開始時にはその時期の賃金水準に応じた実質価値が保たれる。支給開始後は、2年ごとに検討を加え、少なくとも物価の上昇に見合う修正は行うとともに、可能な範囲で、一般生活水準の上昇に従った年金額の引上げを行う。なお上記の年金額は

単身者の場合で、夫婦の場合には妻の年金が新制度の基準で支給され、最低の場合でも現行の夫に対する配偶者分の定額加算は加えられる。

新制度からの年金は、実施後20年の経過期間を経て完全な額が支給される。経過期間中の退職者には、現行制度および新制度から、それぞれの加入年数に比例して案分された額が支給される。

新制度の財政は賦課方式を原則とする。しかし当初の期間は収入が支出を上回るため若干の積立金が生ずる。1968年の状態を基礎にし、既裁定年金も賃金水準の上昇に見合って引き上げられると仮定すれば、1987年から1988年に支出が収入を超え、以後は拠出率を多少引き上げなければならなくなる。この計算には適用除外は考慮されておらず、適用除外が多ければそれだけ支出が収入を上回る時期が早められる。

新制度では「部分的な適用除外」を認める。すなわち、新制度の給付のうちスライドによる増額部分や早期成熟による割増し部分は、これを職域年金で肩代りすることは技術的に困難があるため、適用除外は金額の確定しうる部分についてのみ行われる。その仕組みの要旨は、国の制度により少い拠出を行うかわりに、国の制度からより少い給付を受けることであり、この少くなる部分は、代って職域年金により保証されることになる。具体的には男子で各年の給与の1% (女子は0.55%) が減額される給付(代行給付)であり、給与の2.5% (労使各1.25%) が減額される拠出金(免除料率)となる。この部分の給付は公的年金に代わるものであるから完全な通算が要求され、適用除外期間5年未満で転職する場合には、①所定の年金を据置年金としてその職域年金から支給するか、②適用除外期間中の拠出金減額分を遡って国に支払い給付を国に移管するかの、いずれかによる。5年以上の適用除外後に転職するときは、その職域年金から加入期間に見合う年金を支給する。

さらに労働党の改革案では、適用除外とは無関係に一般の職域年金について、転職によって失われる受給権を保護するため、ある種の通算を強制する立法の意図のあることを述べている。しか

し、通算は一定の条件付であり、かつ転職に際しての個人の拠出金の現金返戻は認めるものとし、さらに実施に先立って具体的、実務的な検討が必要であるとしている。

上記の労働党の改革案は、1970年に法案として議会に提出されたが、同年春の選挙の敗戦により、日の目を見ぬままに終わった。代って政権に就いた保守党は、かねてからの公約に基づく改革案を1961年9月、Strategy for Pensions と題する白書のかたちで公表し、さらに10月には具体的な細目につき一般の意見を問うため Implication for Occupational Schemes of the Proposals in the Government's White Paper "Strategy for Pensions" と題する小冊子を社会保障省からのメモランダムのかたちで提出している。以下は保守党の改革案の要旨である。

III 保守党改革案の概要

保守党の年金改革案は3つの要素から構成されている。第1は、定額公的年金の保障機能と財政基礎の確立である。第2は、職域年金またはこれに代る国営積立制度による所得比例年金の強制適用である。第3は、職域年金全般にわたる広範な通算制度の導入である。そしてこれらの根底には、公的年金と職域年金との本質の相違を明確にし、それぞれが最も適切に発展できる条件を確立しようという意図がある。

定額年金の給付は1971年9月から単身者で週6ポンドになる。これは家賃手当を含む公的扶助の週約8ポンドに2ポンド下回る。理論的には、この2ポンドの差を埋めて、拠出制年金が公的扶助の給付に劣らないようにすることが魅力的な提案であろう。しかし、それだけの引上げをするには老齢年金だけで年間7億ポンド、他の給付も含めて年間10億ポンドの支出増になり、その財源調達には拠出金の大幅な引上げが必要になる。むしろ公的年金は、拠出に対する権利として資産調査なしに、現実の情況に立脚した基本的な年金を支給し、それを超える保障は、職域または個人の自主的な準備に委ねるべきであろう。

年金受給者の生活水準を保護するために、2年

ごとに少なくとも年金の購買力が維持されるだけの給付改定を行う。それ以上どれだけの引上げを行うかは、そのときの政府がその時点での経済情勢などを考慮して決定することになる。

定額年金の拠出金は、現行の定額制を所得比例に改める。現在でも定額年金の財政は、比例年金の拠出金への依存度を次第に濃くしているのであるから、これは自然な成行きである。拠出金の対象となる所得は、男子労働者の全国平均賃金の1.5倍までで、その12.5%（健保の拠出金1%を含む）を事業主7.25%、本人5.25%の割合で負担する。拠出金はすべて税金と一緒に源泉徴収されるので、現行の比例年金は源泉徴収、定額年金は印紙台紙という二重の手数が著しく簡素化される。

自営者の拠出金は、年収1,000ポンド未満の者は一律定額、年収1,000ポンドを超える者は定額のほかに1,000ポンド超過部分（ただし前記の平均賃金の1.5倍限度）の5%が加えられる。国庫負担は現行の割合（労使の拠出金総額の18%）のままとする。

年金の受給は現行と同じ男子65歳、女子60歳からで、受給資格として勤労期間中の90%の期間、拠出のあったことが要求される。

定額年金が所得比例の拠出金によって財政的に自立する結果、現行の所得比例年金は廃止される。ただし、それまでの加入によって取得された年金額は、据置かれて新制度の年金に加算して支給される。この据置年金については、2年ごとの見直しによる実質価値の維持は行われない。これは、適用除外を選んだ職域年金の加入者との公平性をはかるためである。

定額公的年金は基本的な保障ではあるが、それだけでは十分でない。そこで、これを補足する所得比例年金がすべての被用者に与えられるような方法が講じられる。比例年金は原則として職域年金によって支給されるが、小規模企業や短期雇用者にはこの方法は適切ではない。そこで一定の要件に合致した職域年金の適用を受けない被用者には、これに代えて国営の積立制度が強制適用される。

認可される職域年金（この場合には国営積立制度

に加入しなくてよい)としての要件とはつぎの4点である。第1に、年金額は各年の給与の1% (女子は0.7%)以上であること、第2に、その2分の1の寡婦年金を支給すること、第3に、裁定後の年金額の実質価値が維持されること、第4に、財源的な資金準備が確保されていることである。これらの認可の基準の具体的細目については、まだ未確定で今後の検討に残されている部分が少なくない。

各年の給与の1%という給付水準の要件は、後述の国営積立制度との公平性を図ったもので、現行の諸条件からみて、1%の年金のための費用は、国営積立制度への労使の掛金の合計よりもやや高いものとなる。したがってもし将来、諸条件とくに長期金利の著しい変化があれば、この給付率の要件は改定されよう。しかし政府は、あまり頻繁な改定は希望せず、また改定があったとしても、それは将来についてのみ有効なものである。女子の給付率が低いのは、女子には遺族給付は要求されていないけれども、それ以上に年金開始が男子より5歳低い60歳であること、および平均余命が男子より長いためである。男子が65歳、女子が60歳を超えて在職した場合は、それに応じて年金額の引き上げられるのが通例であるが、このことを認可要件に含めるかどうかは未定である。

2分の1の寡婦給付は、本人の死亡が年金受給中であればすべて年金で支給されるが、在職中の死亡には同等の一時金支給も認める。問題は、中途退職して据置年金の状態にある者の取扱いで、この場合にも一定の寡婦給付が要件として課されよう。また本人が退職して以後の結婚、離婚による寡婦の取扱いもさらに検討を要する事項である。

年金の実質価値維持は、つぎのいずれかの方法によらなければならない。第1は、現在国家公務員の年金制度で行っていると同様な物価スライドである。第2は、あらかじめ定めた率で増額させる方法で、たとえば年率3%、2年以内の期間ごとの修正は、短期的にこれを上回る物価の変動があったとしても、現状では妥当なものと考えられる。しかし、将来状況の変化によっては、この率

の修正も必要となろう。第3は、ある特定な率は定めていないが、既裁定年金の増額につき妥当な財政的裏付けが行われていると認められたものである。

既裁定年金の価値維持がない場合でも、年金額の水準がとくに高いときは認可される。既裁定年金増額の通常の基準が年3%とすれば、本人の年金給付率が各年の給与の1.25%ならば、増額規定がなくとも認可されよう。ただし政府は、増額規定を奨励する意味で、1.25%でなく1.5%をこの場合の最低基準にすることも考えている。

給付の財政的な保証として、制度が保険契約に基づき、かつ保険会社が規定の給付を保証している場合には、保険料の支払が適正に行われていることで十分とされる。制度が非保険の積立、または保険契約でも給付保証のない場合には、認可の要件として、完全積立でないときは一定の優先順位(制度解散の場合、①既裁定年金、②従前の所得比例年金の適用除外のため確保すべき年金、③新制度の下で要求される最低の給付、につき給付保証が優先される)の規定があり、かつそれに見合う資産が保有されているか、または完全積立であって、最終給与基準の場合の昇給差損のような運営上の欠損額が生じたときも5年以内に補填される定めになっていることを要する。

認可要件の給付は、各人の課税対象給与の1%である。実際には各職域年金では、年金額算定のためにこれとは別の給与を用いている。そのため政府は、職域年金の給付がいかなる場合にも課税対象給与の1%を下回らないという最低保証条項を要件に加えることを考慮している。事業主が、国営積立制度に加入せず、職域年金で認可を受けるためには、加入全従業員に周知させ、かつ投票により同意を得なければならない。

認可された職域年金に加入していない21歳以上の者には、国営の積立制度が強制適用される。掛金は一律に給与の4%で、本人が1.5%、事業主が2.5%を負担する。対象となる給与は、定額公的年金の場合と同様に全国平均賃金の1.5倍までである。老齢年金は男子65歳、女子60歳から支給され、2分の1の寡婦年金がある。

年金額は所定の掛金に対して、それぞれの掛金払込時の年齢に応じて定まる。たとえば同じ10ポンドの掛金に対して、21歳の男子は週9ペンスの年金になるが、50歳の男子では週3.1ペンスになる。この制度には政府の補助はなく財政的に自立する。年金額の計算には4%の予定利率、一定の死亡率および5%の事業費率が用いられているが、運営の実績が良好であれば、予定の年金額のほかに配当による増額が期待される。この配当増額により年金の実質価値の低下がある程度おぎなえるかもしれない。

白書では、職域年金が国営積立制度に非加入の認可を受けたものであるとなかろうと、すべての職域年金に通算制度の導入を強制している。同一の職域年金に5年以上加入しかつ26歳以上で離職する者には、加入期間に見合う年金を据置年金として支給するか、またはつぎの職域の年金制度に積立金を移管する方法により、受給権を保全しなければならない。5年未満の加入で認可された職域年金を離れる場合は、据置年金または移管の措置のないときは、認可がなければその者につき加入期間中に支払うべきであった掛金の累計を一括して国営積立制度に払い込むことを要する。この場合、遅れて掛金を払い込むことに対する利息をつける必要はないが、年金額は掛金がい込まれた年齢に応じた金額となる。

各職域で留保された転職者の据置年金については、その職域に定年まで在職する者との年金の間に差別的な取扱いをしてはならない。これは、各職域年金で年金額の実質価値を維持するような措置が行われる際には、すでにその職域を離れた者の年金にも同様な措置を行うことを要求するものである。全期間給与基準の年金や掛金額を固定するマネー・パーチャスの制度では、全加入者に過去の読みかえをしないで据置年金だけ手直しをすることは、むしろ早期離職者を差別的に有利にするが、最終給与基準の制度で、据置年金を離職時の給与基準のままに放置することは、早期離職者を差別的に不利にする。したがって最終給与基準の制度の据置年金については、なんらかの実質価値維持を要求する必要があるのではないかと考え

られる。

本白書の提案は1975年4月実施を目標にし、関係方面と協議ののち、その施行に間にあるよう法案が議会に提出される予定である。

IV 保守党案と労働党案との比較

年金改革の労働党案も保守党案も、いずれも現状を打開し老齢保障の拡充を図る点は同じであるが、その具体的内容にはかなりの差異がある。その両者を対比してみると、つぎようになる。

まず公的年金だけについて給付と拠出金を比較すれば、平均的な賃金の者で、労働党案では単身者で退職時給与の42.5%、夫婦で約55%の年金が支給されるのに対して、保守党案では単身者で約25%、夫婦で約40%とかなり低い。しかし、保守党案ではこれに職域年金または国営積立制度による比例年金が強制的に加算され、その給付額は国営積立制度で（毎年3%の昇給の場合）20年後には最終給与の8%、40年後には18%が予想されているので、労働党案の給付率が20年の経過期間を経たのちの数字であることを考慮すれば、労働党案がやや高いという程度で、とくに著しい差があるともいえない。年金のスライドによる価値維持は、両者ともほぼ同じ方法を提唱している。

拠出金の面では、いずれも全国平均賃金の1.5倍までの部分を対象として労使で分担し、しかも国庫負担率もいずれも現状のままとしている。給付は労働党が所得比例、保守党が定額であるから、労働党よりも保守党のほうが所得再分配効果の高い制度を行うことになる。労使の負担割合が、労働党案ではほぼ折半（拠出率は同じで対象報酬の上限の有無だけが異なる）であるのに対して、保守党案が事業主負担の多いことを当然と述べているのも興味がある。労使を合算した年金のための拠出率は、労働党が9.25%（ただし事業主負担は総報酬に対して）、保守党が11.5%で、給付の低い保守党案のほうが高いのは奇妙に感じられる。これは労災の費用が前者には含まれず、後者には含まれていることにもよるが、より大きな理由は、いずれも「当面の拠出率」であることによる。すなわち、労働党案では1980年代の末期には拠出率の

引上げが必要になるのに対して、保守党案では人口老齡化のピークを超える20年後には拋出率の引下げが可能になる。年金制度の財政は、いずれも賦課方式によっているが、給付支払が20年のうちに成熟する労働党案では、この間に若干の積立金が形成される。

現代の年金制度で要請される早期成熟については、労働党は20年の期間に徐々に成熟させる方針をとっている。保守党は定額年金であるから即時成熟であるが、強制適用の比例年金、とくに国営積立制度は今後の積立に依じてのみ年金額は蓄積されていくものであるから、完全な成熟には長い歳月を要する。

職域年金に対する規制、とくに通算の強化は、労働党よりも保守党は一層厳しい。認可の要件となる給付部分だけでなく、すべての職域年金に通算を要求し、かつ離職時に本人拋出金の返戻も認めぬという措置、さらには離職者の据置年金も現役の加入者の年金と同様な保護を要請する措置は、職域年金にこれまでとは異質の公的色彩を賦与するものである。

以上のような公的年金の構造や職域年金に対する規制の面からみれば、労働党よりもむしろ保守党のほうが革新色が強いようにも感じられる。しかし、職域年金（私的年金）の占める領域に関しては、本来の労働党と保守党との性格の相違が顕著になる。見方をかえれば、保守党案は私的年金を中心とした私的な経済活動の領域を保護するために、これに強すぎるとも思われる公的要請を課しているのである。

一般に企業年金の関係者は、労働党案よりも保守党案を歓迎している。労働党は白書のなかで、職域年金が老齡保障および資本蓄積に果たしている貢献度を高く評価し、労働党案の意図は公的年金と職域年金の協調関係を保つことであると述べ、現実にも職域年金による部分的な適用除外を認めるとしている。しかし実際問題としては、労働党案の下での適用除外は、従来の比例年金の適用除外以上に煩瑣なものとなるであろうし、さらに加えて、拡大された公的所得比例年金は職域年金による補足の余地を急速に狭め、職域年金全般

に深刻な影響を及ぼすであろうというのが大方の予測である。これに反して保守党案では、低水準の定額公的年金の補足はすべて職域年金に委ねる原則であり、しかも公的年金と私的年金の分野は截然と区分されて現行の適用除外のような入り組んだ問題は生じないから、たとえ通算の要請という拘束は生じて、疑いなく職域年金の分野は確保されるであろう。

このことはさらにイギリス経済の資本形成にも直接に関与する。労働党案では、公的年金の拡大によって私的年金が縮小すれば、私的領域での資本蓄積は減退する。これに代って、公的比例年金では、少くとも完全成熟までの相当な期間、支出を上回る収入は公的領域での資金を形成する。

しかし年金制度の将来の展望という面からみれば、保守党案も労働党案も、これまで他に前例のない難問を含んでいる。労働党案についていえば、公的年金の拡大による老齡保障分野全般の再編成という問題に加えて、スライド制や早期成熟を含んだ動態的な公的年金の下で、完全積立の静態的な私的年金による適用除外が、はたして永続的に実務面からも財政面からも成り立ちうるものであろうか。このことは労働党自身が、世界に前例のない実験であると述べている。一方保守党案は、公私の関係を判然とさせた明快な案のように見受けられる。しかし、依然として公的扶助に依存する低水準の定額年金のままで、世界の主要国の福祉拡充のなかに伍していけるものであろうか。これを補足する比例年金の成熟の歩みはまことに遅く、既裁定年金の実質価値は保全されたとしても、それ以前に裁定までの期間の経済変動に十分対処できうるものであろうか。職域年金とはいえ法律に基づいて強制適用されるのであれば、広義の社会保障の一形態である。先進国の社会保障がこのような形態で運営されることも、また前例がない。これらの問題については、さらに各国年金制度の現代の潮流と対比させながら検討してみることとする。

V 各国との比較における評価

イギリスの年金問題がとくに複雑なのは、国の

老齢保障計画のなかに私的年金をどう取り込んでいくかが重要な鍵になっているからである。

企業年金の性格および位置づけは、国によってさまざまで、完全に自由で任意なものから最も画一的に規制されたものまで、その幅はきわめて広い。西ドイツやアメリカの企業年金は設立も運営も任意であり、離職者に対する給付の保護や年金支払に対する財政的な保証の責任もない。したがって企業年金は、生涯の大部分を同一職域にとどまった者が、企業の支払能力の限度内において受給することになる。一方フランスやスウェーデンでは、私的年金は全国的な労使協定により画一的に制定され、転職者にも年金は完全に通算され、給付の支払は全産業の連帯によって保証される。その他の国はこの両者の中間に属し、たとえばオランダやデンマークでは5年以上の加入者には離職しても受給権は保護される。ノールウェーでは伝統的に転職者にも年金は通算される仕組みができていて、ベルギーでは保険契約による制度では、加入5年以上なら離職者にも受給権は付与される。

公的年金と私的年金との給付が重複を生ぜず総合的な老後収入を構成するよう、両者の間に調整を図ることは各国ともに行われている。しかしその方法は、一般に企業年金の側に調整規定を含めており、公的年金が企業年金に代替を認めるという「適用除外」の方法は、1961年以來のイギリスが先進国では唯一の例であり、いま一つ加えるならば、わが国の厚生年金基金が同じ例といえよう。適用除外はアメリカで社会保障法制定の際にも強力に推進されたが、結局はルーズベルト大統領に拒否された。カナダでは公的比例年金導入の際に論議されたが、イギリスからの忠告もあって採用されなかった。スウェーデンでは公的比例年金の導入に際して期限付きの立法で認められたが、実際に適用除外を選ぶものではなく、実効のないままに終わった。

労働党の予定する部分的な適用除外は、現行の適用除外よりもさらに複雑である。それは、スライドし早期に成熟する賦課方式の公的年金から、そのつど金額の確定するある部分だけについて適

用除外を認めようというものである。スライドする公的年金とは、実質的には最終給与基準に近い。イギリスの職域年金もまた全般的傾向として、全期間給与基準から経済変動に適應性のある最終給与基準への移行が顕著である。このような2つの最終給与基準の年金を重ねて、そのうち全期間給与基準に相当する部分だけ調整（相殺）するということは、まことに奇妙な給付体系を生む。適用除外だけを目的として、完全積立で実質価値の維持されない全期間給与基準の年金に固執することも、経済変動の激しい時代には実益も意味も薄い。それ以上に、この種の調整を公的年金の側で行うことは、非生産的で煩瑣な管理に苦勞することであろう。これまでの、より簡単な適用除外ですら国民経済の浪費という声があるのだから、労働党案の部分的な適用除外は一時点での妥協の産物ではあっても、結局は永続性のある方法とはなりえないであろう。

保守党案の比例年金は、法定の給付ではあるけれども、白書ではとくに企業年金（職域年金）であることを強調している。現行の公的比例年金は不評である。その1つの理由は、全期間給与基準で実質価値が維持されないからである。現に欧州各国の公的比例年金は、すべて裁定時まで裁定時以後もスライドする。しかし、もし公的比例年金をスライドさせたとすれば、現行の適用除外の企業年金は一挙に揺らぐ。また、事実そのような適用除外に財政的に困難の生じる公的年金の改定は、これを行わないことがかねてからの保守党政府の公約でもあった。現在の適用除外という公的・私的年金の重複した姿は、事態を不必要に複雑で理解しがたいものにし、変動する社会に適應する柔軟性を欠いている。

この理由から保守党は、適用除外の絆を断ちきり、公的・私的年金をそれぞれ別の方向へ歩ませることにした。公的比例年金は廃止し、これに代って職域年金による比例年金の支給を強制する。しかし名称はなんであれ、比例年金が法定給付であることには変りはない。ところが、公的年金から職域年金にと運営の中心を移し、呼称を変えたことによって、その実体も企業年金の一般的な性

格と慣習に従うことが、別段不自然ではないような感覚になる。既裁定年金に物価スライド等の実質価値を求めることは、企業年金としてみれば斬新なようではあるが、公的給付としてこの比例年金をみれば、完全積立で早期成熟の配慮も裁定までの実質価値の保護もない、まことに時代錯誤の年金である。

同様に法定年金給付の運営をすべて民間に委ねたフィンランドでは、積立方式と賦課方式の混合の財政により、退職時給与にスライドした実質価値のある年金を支給している。私的年金でありながらフランスの全国労使協定に基づく比例年金は、再分配方式と称する運営により、当初から全高齢者に完全年金を支給する即時成熟でかつインフレに対処しうるポイント制の給付を行っている。これらの例と対比して、イギリスの比例年金はたして保守党案のままで社会の要求に応じうるかどうかには、疑問の余地が多く残されている。もし予定通りに進行すれば、現行の比例年金の下で取得された少額の年金は、その名目額のままで長期間凍結される。これは実質的には無価値に葬り去られるのにひとしい。これと同様なことが、価値保護のない新制度の比例年金に再度生じる可能性はないであろうか。

VI 厚生年金および基金制度との関係

わが国の厚生年金は定額と報酬比例との組合せである。両者の割合は1対1が原則といわれているが、実際は比例部分が価値低下で縮小し、定額部分の割合が圧倒的に大きい。保険料は単一の報酬比例ではあるけれども、実質的にはイギリスのように、報酬比例給付を掲げて徴収した保険料で定額年金の財政をまかなっているともいえない。

比例年金は全期間給与基準で、過去全期間の報酬に基づいて算定される。実際には何度か読みかえや切捨てが行われているけれども、これらはすべて例外的な措置と理解されている。このような比例部分に基金による代行の認められている現在の姿は、イギリスとまさに同一である。ただしイギリスの適用除外が、現実に既存の職域年金との

調整が必要であり当面はその要望に応じたのに対して、わが国の基金制度は調整の対象とする企業年金もないところに、あまり明確な目的もなしに生みだされてきたことは、両者の存在の意義の根本的な相違である。

イギリスの比例年金が不評であるように、厚生年金の比例部分も経済成長が大きければ大きいほど、内容の虚しさが目立ってくる。イギリスの例に従えば、切り捨てるか近代化するかはいずれかである。前回の改正は、部分的な過去の報酬の切捨てや読みかえで一時しのぎをしたが、そのような姑息な方法がいつまでも続けられるものではない。イギリスの保守党の白書にあるように、年金制度は将来に確信があってこそ発展する。だからといって保守党案のように、厚生年金の比例部分を切り捨てることは、わが国の国民感情からいっても、またイギリスのようにこれに代る企業年金のない現状からいっても、不可能なことである。

だとすれば、残された方向は労働党案のように比例年金を近代化することで、そのためには過去の報酬や既裁定年金のスライドということになる。その場合、現行の基金制度はこれにどう対処させるか。また民間の企業年金には、老齢保障全体のなかでどのような位置づけを与えるか。

労働党の白書のなかで述べられているように、1つの方法はスライド部分も含めた代行であり、いま1つは、スライドしない部分だけの代行である。労働党は後者を選んだが、わが国の場合この方法は一時的な糊塗策であり、問題をより複雑にして将来に持ち越すだけであろう。

スライドする部分も含めた公的年金の代行を行うことは、現在の基金の感覚からすれば、おそらく不可能のようにも感じられよう。あるいは可能としても、財政的に著しく負担の重いものになることが懸念される。このような感覚は、基金は完全積立でなければならないという現在の原則が先入感になっているためである。しかし、経済の成長に応じて積立方式の比重が崩れつつある厚生年金のなかにおいて、基金だけが恒久的に完全積立を維持できると考えることにむしろむりがある。

現にフランスの協約年金は、地域ごとや職域ご

との基金を通じて、完全な賦課方式に近い財政で、通算されスライドする給付を支障なく行っている。これは、その財政基盤が、個別企業でなく全産業、全基金の連帯によって保証されているからである。この理念と方法に従えば、わが国の厚年基金がスライドする年金の運営を代行できないはずはない。

さらにフランスの協約年金では、均一の拠出金、均一の給付のほかに、一定限度まで任意の加算が認められ、この部分も同様に通算されスライドした年金を支給する。もしこれと同じ方法が厚

年基金の加算部分に適用されたとすれば、この部分は通常の企業年金とは異質のまさに公的年金の名にふさわしいものとなり、老齢保障の充実に益するところ大であろう。このような方向づけを基金に行うには、現在のいわゆる「基金のメリット」である連帯扶助とは裏腹な個別企業のための利益の追求とは別の次元で物事が考えられなければならない。イギリスの年金制度の改革は、われわれにとってまことに身近な切実な問題なのである。

企業 の 非 物 的 分 配 機 能

——企業と社会保障との関連性についての一試論——

向 井 利 昌

I 問題点の提起

資本主義経済体制を前提としそこにみられる基本的諸特徴のなんらかの程度と形態での持続性を考えるかぎり、企業が現代の経済生活さらには社会生活一般における中心的位置を占めていることについては、いまさら多言を必要としないであろう。

ところで、現代の経済生活および社会生活における企業の中心的位置づけに関しては、経済生活および社会生活の変化の状態に対応して、2つの見解が成立しうるとおもわれる。

(1) 1つは、企業は物的生産の単位であるとともに、社会成員の所得の中心的形態である「本原的所得」または「第1次的所得」を分配する単位であるという見方を徹底化した伝統的見解である。この場合の企業の生産単位としての機能を企業の生産機能というならば、所得の分配単位としての企業の機能は、企業の雇用機能とも呼ばれ、また、筆者の用語によれば、一定の貨幣額としての報酬を支給する意味での企業の「物的分配機能」と名づけられうるのである。なお、企業が生産機能および物的分配機能をもっぱら遂行する組織として経済生活ならびに社会生活における中心的位置を占めているということについて、社会学的観点より検討を加えるならば、とくに、ひとびと相互の間の対人的用意である「社会関係」(social relationship, soziale Beziehung)が、物質的利益を利己的に追求するための手段として、あるいは、金銭的動機を中心的誘因として、成立しているということ¹⁾、および、勢力の量的相違に基づいた社会の成員の区分状態である「階級構造」(class

structure, Klassenstruktur)が、財の提供によって相手をみずからの意志に従わせうる能力である経済的勢力(または富力)の量的相違を決定的要因として、形成されていることが²⁾、考えられねばならないのである。

(2) いま1つは、経済生活の発展過程にみられる企業組織の拡大と所得高ならびに生活水準の向上および社会生活の新しい変化に伴って、企業は、生産機能と物的分配機能とを基本的機能としているとともに、さらに、生産至上主義あるいは利潤極大原則からの漸次的離脱の傾向と結びついて、社会成員の大多数の層に台頭してきている金銭的報酬の取得以外の欲求をみたすための諸方策の実現の機能をいとなまねばならなくなることを指摘する見解である。筆者は、この場合の社会成員の金銭的所得以外に対する諸欲求をみたすために行う企業の機能を、企業の「非物的分配機能」と呼ぶことにするが、それは、あとで立ち入った検討を加えるように、雇用の安定、職場での人間関係の調整、レジャーの確保、さらには、対人的優越意欲と結びついた地位上昇への意欲などに対する社会成員の諸欲求をみたすための諸手段の提供の機能を意味しているのである。企業の機能についてこのような非物的分配機能の必要性の増大してきていることに関しては、社会学的にみれば、さまざまな考察が加えられうるが、とくに注目されねばならない事柄は、現代社会に特徴的な社会関係の合理的形態が、物質的利益の利己的追求をこえた新しい目的を中心的誘因として形成されるようになってきていること³⁾、および、産業化

2) 同拙著、223-230ページ。

3) 高田保馬『社会関係の研究』大正15年、岩波書店、408-428ページ。
小松堅太郎『社会構造の理論』昭和7年、日本評論社、211-225ページ。
『社会変動論』昭和28年、有斐閣、275-301ページ。北野熊喜男『経済社会の構造分析』昭和22年、増進堂、256ページ、『増訂 経済社会の基本問題——経済社会学原理』昭和36年、三和書房、135ページ。

1) 拙著『階級構造の基礎理論』昭和38年、日本評論社、133-135ページ。

の進行ならびに経済生活と社会生活の中心単位となる組織の大規模化に伴って、社会の階級構造が、高度の技術を活用する専門的機能や組織の管理運営のための職能などのような、財の提供以外の諸要因を決定的根拠として形成される傾向にあること⁴⁾である。

上の(2)の企業の非物的分配機能に関する諸事象については、すでに幾人かのひとびとがさまざまな観点から考察を行っているが、まだ、この問題に対する体系的論究は本格的に展開されていないとおもわれる。私見によれば、問題とする企業の非物的分配機能の考察は、社会諸現象がさまざまな新しい発展傾向を示してきている現代における経済生活および社会生活の統合または安定のあり方を検討するうえでの1つの中心的課題をなしているものであり、とくに、この課題の論究は、資本主義体制が変質期にある現代社会における企業と社会保障との関連性をめぐっての見逃しえない1つの研究領域をなしているのである。

いま、ここで社会保障についての立ち入った検討を行なうことは割愛せざるをえないが、それは、きわめて一般的にみて、社会成員の生活の安定を目指しているとみられうるのであって、従来の社会保障論の中心的内容は、(i)国家を代表とする公共団体をその主体とし、(ii)下層階級の低所得層をその対象とし、(iii)生活必需品としての(共同使用および私的使用を含めての)物的手段の給与をその方法として、構成されているといえるのであり、この意味でのいわば伝統的な社会保障論には、いまなお基本的意義が認められうる。ただ、社会保障の最終目標が社会成員のさまざまな意味での生活の安定にあり、その生活の安定のための方策は、生活水準の確保のための物的手段の分配以外のものをも含みうるとみることが可能であり、また、資本主義の高度の変質的發展および社会生活の現代化の進展によって、社会成員の大多数の層において生活必需量としての所得額の獲得以外の新しい欲求をめぐっての競争および対立がしだいに激化しつつある傾向にあることを、考

えるならば、社会保障の課題は、従来の伝統的な社会保障の定義とは異なるにしても、上に述べた(i)(ii)(iii)の点で、現代の状況に適用すべく、新しい観点から拡大されねばならないとおもわれるのである。

まず、(iii)の方法については、生活必需品としての物的手段の給与以外の面でひとびとの欲求をみたすための方策を考え、(ii)の対象については、社会成員のなかでしだいにその割合を増大させている問題とする新しい欲求の中心的主体者であるホワイト・カラー層あるいは専門職層さらには熟練労働者層を考慮に入れることが必要である。そして、現代の経済生活および社会生活に一般的にみられる新しい欲求をめぐっての対立と不安定をもたらす中心的社會層が、ホワイト・カラー層およびその下層部と近接している熟練労働者(または高賃金労働者)⁵⁾からなっており、このような社会層の新しい諸欲求の充足のための諸行為または諸方策と現代社会の下層階級のあり方が密接に関連していることをおもえば⁶⁾、社会保障の課題を、ホワイト・カラー層および熟練労働者をその対象のなかに加え、さらに、必要な生活水準の確保のための物的手段の給与以外の方法をも考慮にいれて、拡大して問題にすることは、現代社会における下層階級の低所得層の生活の安定策を検討するにあたって、重要な現代的意義をもっているといえるであろう。このような考慮と関連して、(i)の社会保障の主体についても、本来の主体は、公共団体とくに国家であるが、社会保障の課題を前述したように広義の生活の安定として理解し、(ii)の焦点をなしているホワイト・カラー層および熟練労働者層の新しい欲求の台頭およびそれらの充足が企業を中心として生じることをおもえば、企業もまた、現代の時点においては、生産組織におけるその成員間の統合と連帯を図るためにも、ここで問題にしているような広義の社会保障を、公共団体の政策と相互に密接に関連し合いな

5) たとえば、ミルズ(C.W.Mills)においても、資本主義社会の発展過程のなかで、下層ホワイト・カラーと賃金労働者との地位が接近してきていることが、主張されている(White Collar: The American Middle Classes 1951, pp.297-299, 杉政孝訳『ホワイト・カラー——中産階級の生活探究』昭和32年、創元新社、279-278ページ)。

6) 拙稿、「現代社会の下層階級についての社会学的一考察」『季刊 社会保障研究』第2巻第4号、昭和40年、社会保障研究所、27-31ページ。

4) 前掲拙著、245-258ページ。拙稿、「産業社会の発展と優越的勢力の変動——階級変動論の一課題」青沼吉松・斎藤正二・富田富士雄編著『現代社会の構造と変動』昭和45年、新評論社、58-68ページ。

がら、遂行せざるをえない状態におかれていることを否定しえないのである。

筆者は、この論稿において、現代の経済生活および社会生活にみられる以上のような諸問題の解明への1つの手がかりとして、企業の非物的分配機能のあり方についての考察をこころみ、社会保障についての新しい問題点を提供してみたいとおもうが、方法論的に考慮されねばならない事柄の1つとして、とくにここで指摘しておきたいのは、このような論述の展開は、従来の経済学の研究領域をこえた分野に属することになり、とくに、ひとびとの生活上の諸欲求の充足の度合いまたはあり方および仕事への誘因を貨幣額としての所得の量によって測定するという1つの伝統的手法とは異なる研究方法によらざるをえないということである。マーシャル (A. Marshall) の古典的主張によれば、「実務生活の主要な動機は間接的に貨幣において測定しうる」と、換言すれば、「日常の実務の仕事に対するもっとも着実な動機は仕事の物質的報酬である収入に対する欲求である。この収入は、利己的にまたは非利己的に、あるいは高尚な諸目的のためまたは低俗な諸目的のためにといった仕方で支出されるが、この場合には人間性の多様さがはたらいっている。しかしその動機は一定の貨幣額によって現われる。経済学が人間の研究についてのすべての他の分野をはるかにぬきこんでることを可能にしたのは、実務生活でのもっとも着実な動機についてのこの精密な貨幣的尺度である」と、いいうるのであり⁷⁾、ひとびとが企業成員として享受する欲求の充足の度合いも、それを前述した企業の「物的分配機能」による貨幣的所得の量によってとらえるという命題は、従来の経済理論の一大前提となっており、また、このような命題は、現代の大規模企業をとってみても、いまなお基本的には妥当しうることはいうまでもないのであるが、現代の発達した企業組織における成員の新しく台頭してきている欲求の充足の度合いを問題とする企業の「非物的分配機能」を考慮に入れて検討するにあたっては、貨幣的所得の

量以外の要因に着目して考察をすすめねばならないであろう。このことは、最近の経済の高度成長の進行をもたらす社会環境の変化に伴って反省されてきている「非GNP価値」の問題とも関連しているともいいうるが、ここでいう企業の非物的分配機能の考察は、このような機能の要請を促す企業成員の新しい欲求が貨幣額によって測定することが困難な非経済的要因と本質的に結びついて生じているために、伝統的な経済理論の領域をこえて、社会学的要因の導入を不可欠なものとしているのであり、従来の学界においては未開拓の多難な問題を含んでおり、以下の論述も、試論の域をこえないものである。

II 企業の非物的分配機能の意味内容

いうまでもないが、企業はあくまでも財の生産を第1次的目的とした経済組織であり、社会福祉やひとびとの情緒的欲求の充足やレクリエーションなどを第1の目標とする組織ではない⁸⁾。したがって、企業のその成員に対する物的および非物的な報酬の給与を企業の分配機能と呼ぶならば、それは常に生産の遂行という目標の達成と結びついていることは当然であり、この点については、企業の物的分配機能も非物的分配機能も異なるところはないが、問題とする後者の機能については、前者の機能との対比において、つぎのような諸点に関して、その独自の意味内容が考えられねばならないであろう。

(1) 企業の分配機能は、企業成員のその組織内での対人的支配力である「企業内的勢力」⁹⁾のあり方によって左右されるが、この企業内的勢力の相互の量的相違は、企業成員が組織内で、組織全体の生産の方針や方法、みずからの職能の内容や地位や金銭的報酬や雇用条件などについて、自己の意志を能動的に遂行しうる能力の程度すなわち企業成員の能動性によって決定される。そして、企業成員の能動性は、企業生産の「決意」(decision-making) および「執行」(execution) を実質的に担当する「企業者職能」(entrepreneurial function, Unterneh-

7) A. Marshall, *Principles of Economics*, 8th Edition, 1920, p. 14, 馬場啓之助訳『経済学原理』I, 昭和40年, 14-15ページ。

8) 渡瀬浩『経営社会学』(経営学全集36) 昭和45年, 丸善株式会社, 第1編第3章。

9) 前掲拙著, 226-227ページ。

mers function) を所有しあるいはそれを行使する程度を中心的な規準として、その大小が考えられうるものであり¹⁰⁾、この点よりして、企業内の勢力の大きさは、企業者職能との結びつきにおいて、雇用者としての企業幹部の勢力をその中心的形態としている、企業者職能の所有および行使それ自身に直接的に基づいて成立する「企業者職能遂行的勢力」と、被雇用者が学歴や専門的職能や組合の政治力などに基づいたさまざまな要求をもち出すことによって企業幹部に干渉を加える勢力にみられるような、企業者職能の所有および行使それ自身に直接的に基づいてはいないが、企業者職能のあり方に影響を与えることによって「企業者職能遂行的勢力」に対して干渉または制約を加えることから成立する「企業者職能制約的勢力」との、両面において検討されねばならない¹¹⁾。

ところで、(i)企業組織が小規模であって、企業内の勢力において、資本家の企業者の企業者職能遂行的勢力が賃金労働者をその中心的主体とする被雇用者の企業者職能制約的勢力に対して圧倒的な優位性を示している場合は、従業員としての被雇用者の企業に対する従属性が大であり企業成員としての能動性が小であって、かれらが生活費としての賃金を受動的に取得することを決定的誘因として仕事に従事しているのに対して、(ii)企業組織が大規模化して、企業者職能の遂行が、資本家から非資本家の企業者へと移行するとともに一部のホワイト・カラーによっても分担され、被雇用者としてのホワイト・カラーおよび筋肉労働者の地位が増大してくることによって、企業内の勢力において、企業者職能遂行的勢力が分散し、企業者職能制約的勢力が上昇している場合は、被雇用者を含めて企業成員一般は、①一定の貨幣所得額、さらには、②貨幣所得額以外の地位、職場、職種、対人関係、従業員時間などに対する要求を、能動的に固執して貫徹しようとするのであり、企業の分配機能は、(i)および(ii)①の場合には、物的分配機能として生ずるが、(ii)②の場合

には、物的分配機能とともに、非物的分配機能といとなむようになる。

(2) 企業の分配機能は、常に生産の遂行という企業組織の第1的目標の達成と結びついていとなまれるものではあるが、それは、(i)、たとえば、労働者への賃金はその労働の生産性に比例して支払われ、ホワイト・カラーにかれの能力と業績に応じて一定の地位が与えられる場合などのような、企業成員のいとなむ諸機能の生産的貢献性に直接的に基づいて物的および非物的な報酬が給与される「生産機能的分配」と、(ii)、たとえば、労働組合の政治力や年齢や勤続年数や学歴自体の形式的価値や職業上の地位の序列などに応じて企業成員としての所得や待遇が支給される場合にみられるような、企業成員のいとなむ機能の生産的貢献性とは直接的な関係をもたずにさまざまな報酬が与えられる「生産機能外的分配」とに、区別されうる¹²⁾。

企業組織の規模の拡大の進行とともに、企業内の勢力における企業者職能遂行的勢力と企業者職能制約的勢力との両面について、企業生産に対する機能的貢献性とは本質的に結びついていない要因によって生ずる「生産機能外的勢力」の占める度合いが、とくに大規模企業の組織のなかで発達してくる官僚的機構の序列的職階による地位の高さに基づいて、増大してきていることが認められるが¹³⁾、このような傾向に対応して、企業の物的分配機能および非物的機能に関しても、生産機能的分配に対して、資本主義社会の現代の発展段階に特徴的な生産機能外的分配がしだいに優位性を示してくることが考えられねばならないのである、この点についてわれわれの問題の焦点となるのは、非物的分配機能における生産機能外的分配のあり方である。

(3) 企業がその成員に給与するさまざまな形態での報酬について、たとえば一定の貨幣額としての所得や企業組織内での特定の地位などのような、特定の個人によって排他的に取得される「占有的報酬」と、たとえば、職場の環境や人間関係

10) 拙稿、「所得分配における新中間階級の問題」『国民経済雑誌』第118巻第1号、昭和43年7月、神戸大学経済経営学会、44-46ページ、「企業組織と階級的勢力」『神戸大学経済学研究年報』18、昭和46年、61-68ページ。

11) 拙稿、「企業組織と階級的勢力」、65-66、69-83ページ。

12) 拙稿、「所得分配と階級構造」『神戸大学経済学研究年報』13、昭和41年、139-147ページ。

13) 拙稿、「所得分配における新中間階級の問題」、53-57ページ、「企業組織と階級的勢力」、78-81ページ。

の快適性やレジャーの時間の長さやモラルの高さなどのような、不特定のひとびとによって共同に享受されうる「共有的報酬」とを区別するとき、(i)企業の物的分配機能は、貨幣的所得額としての占有的報酬を当然その対象としているが、(ii)企業の非物的分配機能の対象は、①占有的報酬である場合と、②共有的報酬である場合とが、考えられうるものであり、企業成員の所得額以外に対する新しい欲求がしだいに向上し、企業の非物的分配機能の発展過程に伴って、問題とする報酬の内容についても、企業組織内においてそれを占めるひとびとが比較的限定されている特定の地位を中心の対象とした①の占有的報酬とならんで、②の共有的報酬の意義がしだいに増大する傾向にあるといえるであろう。

以上の(1)(2)(3)の諸点の検討を通じて、企業の非物的分配の機能は、1) 企業成員一般の企業組織内での能動性が増大し、企業内の勢力が均等化の傾向に向うにつれて必要性が増大し、そのような傾向と結びついて、しだいに、2) 生産機能的分配とともに生産機能外的分配が、さらには、3) 占有的報酬とならんで共有的報酬が、さまざまな意味で重要性をもつようになることが考えられうるが、このような企業の非物的分配機能のあり方を、そのもっとも決定的な要因である1)の企業内の勢力の変化の過程との関連において検討することが、重要な課題となってくる。

III 非物的分配機能と企業内の勢力の変化

さて、企業内の勢力の変化に関しては、概括的にみて、(A)基本的形態の資本主義体制においては、企業組織が小規模であって、資本家が企業者職能を占有しており、被雇用者は代替性的大である単純労働を提供して雇用者に対する対抗的勢力の未発達な労働者を中心としているために、企業内の勢力について、資本家の勢力の他の企業成員の諸勢力に対する優越性が大であるのに対して、(B)変質的形態の資本主義体制においては、企業組織の大規模化に伴って、資本家に代って非資本家の企業者および一部のホワイト・カラーによって企業者職能が分担され、賃金労働者は、生産

方法の高度化に基づく熟練高級労働の必要性の増大、さらには、労働組合その他の手段による雇用者への対抗的勢力の増大に基づいて、その企業内の勢力を上昇させるようになり、企業内の勢力に関して、資本家および雇用者の勢力の優越性の減退および企業成員一般の諸勢力の均等化が、漸次的に進行することが認められうるが¹⁴⁾、このような(A)から(B)への企業内の勢力の変化の過程から生ずる企業成員の新しい欲求の台頭を根拠として、企業の分配機能における非物的分配機能の増大傾向を考察するにあたっては、問題とする企業内の勢力の変化の要因を、つぎの2つの事柄について検討する必要があると生じてくるのであろう。

(1) 第1に考えられうるのは、企業組織の発達と本質的に結びついて生ずる企業内の勢力の変化とそれに基づいてもたらされる企業成員とくに被雇用者における新しい欲求の発生傾向である。

このような過程のなかの中心の主体とみられるのは、被雇用者のなかで企業者職能をさまざまな形態で分担し企業生産のデシジョン・メーカーになんらかの方法で参加する「新中間階級」としての上層ホワイト・カラーのグループ¹⁵⁾、さらには、そのような層に近接しているホワイト・カラーおよび熟練労働者のグループであり、この点については、ガルブレイス(J. K. Galbraith)における「テクノストラクチャ」(Technostructure)の仕事に対する「誘因」(motivation)に関する考察が、興味ある見解を示している。

ガルブレイスによれば、現代の産業社会にみられる大規模組織の「成熟会社」(mature corporation)においては、高度の技術の採用、計画化、多種多様な専門的人材の調整などの必要のため、企業のデシジョン・メーカーの多くの部分は、大多数の諸個人に依存するようになり、したがって、企業組織における指導力は、従来の小規模の「企業者の会社」(entrepreneurial corporation)の個人としての企業者に代って、「専門化した知識、才能または経験を“集団的デシジョン・メーカー”(group

14) 拙稿、「経済発展と体制変動——経済社会学の一考察」『季刊理論経済学』第12巻第3号、昭和37年6月、理論・計量経済学会、56-59ページ、「企業組織と階級的勢力」、75-83ページ。

15) 拙稿、「資本主義経済体制と中間階級」『神戸大学経済学研究年報』9、昭和37年、94-114ページ、「所得分配における新中間階級の問題」、42-51ページ。

decision-making) に対して提供するすべてのひとびとによって行使されるようになり、このような「集团的デシジョン・メーカー」に参加するすべてのひとびとあるいはかれらが形成する組織が「テクノストラクチャ」と呼ばれる¹⁶⁾。そして、この集团的デシジョン・メーカーは、企業組織のなかに深く拡大しており、「組織の形式的ヒエラルキにおける序列」(rank in the formal hierarchy of the organization) あるいは「支配力が頂点から下辺へ移行するものとみられていて、下位のひとびとがそれを伝達またはそれに反応する」ような企業の「固定化した組織図」(stereotyped organization chart) とは密接に結びつくものではないのであり、したがって、集团的デシジョン・メーカーに参加する「テクノストラクチャ」に含まれるひとびとは、人数も多数であるとともに職能も多種多様であり、その範囲は、会社の大部分の上級組織から事務のおよび肉体的な労働者にまでまたがっているのである¹⁷⁾。ところで、ガルブレイスは、問題とするテクノストラクチャの真の目標追求を解明するにあたって、組織のなかで個人をはたらかせる誘因を問題とし、金銭的報酬を個人の組織に対する誘因のもっとも重要なものとみなした従来の経済学者の見方は、市場の競争原理に基づいた利潤極大化を目標とはしなくなった現代の大規模企業におけるテクノストラクチャの行動を説明できないことを指摘して、個人を組織に強く結びつける誘因として、一般的に、集団がその目標の承認 (acceptance) を個人に強要する場合の「強制」(compulsion) と、共通の目標の承認が買われる場合の「金銭的誘因」(pecuniary motivation) と、個人が集団に加入するにあたって、自分の目標よりも集団の目標の方をすぐれていると判断する場合の「共鳴」(identification) と、個人が組織の目標を自分の目標にできるだけ密接に合致させようと希望することから組織に奉仕する場合の「適合」(adaptation) とをあげ、経済生活における支配的勢力の時代的变化に伴って、以上の4つの誘因のなかでの相対的重要性が歴史的に推移すること

を、すなわち、基本的な重要性をもっていて経済生活における支配的勢力が結びついている生産要因が、(i)土地から(ii)資本へ、さらに(iii)知識と技能の合成体へと移行するにつれて、個人を動かす決定的誘因は、(i)強制→(ii)金銭的誘因→(iii)共鳴と適合という方向に変遷してゆくことを、主張している¹⁸⁾。そして、(iii)の点に関しては、権限が頂点から下へ向う伝統的な幾何学的な序列のイメージが適合しなくなっていて、いくつかの同心円のような機構になっている大規模企業組織において、もっとも外側の円周には一般株主が、つぎの円周には生産労働者が、そのつぎの内側の円周には職長と監督者、事務、営業その他の日常的な業務をするホワイト・カラー、および、もっとも中心部の円周に接するところに、テクノストラクチャを構成している技能者、技師、販売管理者、科学者、設計者その他の専門家が、最中心部に、管理層と経営層が、それぞれの位置を占めていて、外側の円周へ向うほど金銭的報酬がひとびとの誘因となっているのに対して、内側の中心部の円周へ近づくにつれて、共鳴と適合の誘因が重要性を増してくることが、考えられうるのである¹⁹⁾。

以上のようなガルブレイスの議論の吟味とのかつながらにおいて、企業組織の発達と本質的に結びついている企業内の勢力の変化と企業成員の新しい欲求の台頭との関連性を、被雇用者の勢力の変化に焦点をおいて、検討するとき、つぎのような事柄が考慮されねばならないであろう。

(i) 企業組織の発達との結びつきにおいて生ずる被雇用者の企業内の勢力の変化を問題にするにあたっては、この場合の被雇用者を、それぞれの企業内の勢力の変化の仕方によって、つぎの3つのグループに、すなわち、(I)企業者職能と直結している諸機能を分担することによって「企業者職能遂行の勢力」を成立させ上昇させている上層ホワイト・カラーと、(II)企業者職能とは直結していない技術的・事務的諸機能を担当し、そのような諸機能の必要性の増大からその勢力を上昇

16) J.K. Galbraith, *The New Industrial State*, 1967, pp.60-71, 都留重人監訳『新しい産業国家』昭和43年、河出書房、79-90ページ。

17) J.K. Galbraith, *ibid.*, pp.61-67, pp. 70-71, 訳、80-86ページ、90-91ページ。

18) J.K. Galbraith, *ibid.*, XI, XII, XIII, 訳、第11章、第12章、第13章。

19) J.K. Galbraith, *ibid.*, XIII, 訳、第13章。

させてきている下層ホワイト・カラーと、(Ⅲ)生産方法の高度化に伴う熟練労働または高級労働への需要の増大からしだいにその勢力の上昇化がみられる筋肉労働者とは、区別して考える必要がある。この(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のグループは、ガルブレイスのいう「テクノストラクチャ」のなかに包含されうるのであり、ガルブレイスにおいては、この3つのグループの区別が明確になされていないが、これらのグループの間には、同じテクノストラクチャのなかでも勢力の相違が認められうるのであり、企業組織の規模の拡大に伴い、多種多様に分化した諸機能およびそれらの提供者の地位を共通の目標に統合するための組織の管理・運営の機能が重要性を高めてくるとき、(Ⅰ)の上層ホワイト・カラーの勢力は、企業者職能の分担によって、官僚的機構の職階的序列のもとで雇用者としての企業者の勢力に接近する勢力をもっており、したがって、この(Ⅰ)のグループの勢力には、(Ⅱ)の下層ホワイト・カラーおよび(Ⅲ)の筋肉労働者の勢力からは区別される優位性がみられるのである²⁰⁾。

(ii) 発達した企業組織における被雇用者の金銭的所得以外の報酬への欲求としては、さまざまなものがあげられうるが、われわれのいう社会学的観点よりみて、そのもっとも中心的なものと考えられるのは、無限の拡大性をその基本的性格としている対人的優越意欲としての「力の欲望」²¹⁾である。この力の欲望は、資本主義社会において作用するとき、利潤極大原則に従う企業者とくに資本家的企業者の場合には、貨幣量としての利潤の無限の追求活動となって現われるが²²⁾、たとえば、パッカード (V. Packard) が、「会社の官僚制の進行の結果の1つは、地位のシンボルへの熱烈な占有欲である」ことを指摘しているように²³⁾、企業組織が大規模化して、利潤極大原理よりも生産高の確保やその組織の安定的統合などが企業の目標となり、資本家に代って被雇用者を含めた比較

的多数の非資本家によって企業者職能が分担され、しかも、官僚制的な職階による企業組織内地位の序列が確立されるとき、被雇用者の企業組織内での欲求は、しだいに高い地位への昇進に向けられてくることが認められうるのである。この場合の地位への欲求は、上位の地位に対応している高い所得額の獲得という金銭的動機に基づいていることもありうる。しかし、ガルブレイスは、「金銭的誘因の矛盾は、一般に、報酬の量が高いほど、他の諸誘因との関連におけるその重要性が低下するということである。……金銭的誘因がテクノストラクチャの成員の主要な誘因である必要はない。共鳴と適合も原動力でありうる。ある水準をこえるとこれらは所得とは独立に作用しうる」ことを主張しており²⁴⁾、また、ミルズ (C. W. Mills) が、「ホワイト・カラーの心理学はしばしば権威への欲求の心理学として理解されうる。……“生産現場”と“事務職場”との間の権威の分裂は、多くの事務職場の仕事の低所得であって規則的な性格をもっていることと生産現場の仕事の高所得であって熟練性をもっていることとの相違からは、しばしばまったく独立に存在しているようにみえる。指令と支払いとは事務職場からチェックされて出されまた事務職場と結びついており、なんらかの形態で事務職場にいるひとびとは、賃金労働者の生活への作用を伴う一定の権威を与えられる。その地位をより高い地位の諸要因から借用しようとするホワイト・カラー族の傾向は、きわめて強力であって仕事場でのすべての社会的な交渉と特徴におよんでいる。」と述べているが²⁵⁾、大規模企業の被雇用者の少くとも大部分は、その所得額が一定の水準に達した場合、あるいは、その占める地位の状態によって、所得額の大小に関係なく、高い地位への欲求を示すことがしばしばであり、ガルブレイスも、金銭的報酬とは異なる誘因である「適合」が、組織の世界のなかで勢力への欲求と関係するところが大きいことを、指摘している²⁶⁾。

ところで、大規模化した企業組織の被雇用者に

20) 拙稿、「資本主義経済体制と中間階級」, 106-109 ページ, 「所得分配における新中間階級の問題」, 47-50 ページ。

21) 高田保馬『勢力論』改訂版, 昭和34年, 有斐閣, 22-23 ページ。

22) 高田保馬, 「資本主義の社会学的考察」『国家と階級』昭和9年, 岩波書店, 202-204 ページ。

23) V. Packard, *The Status Seekers*, 1959, p.115, 野田一夫・小林薫訳『地位を求める人々』昭和35年, ダイアモンド社, 110-111 ページ。

24) J. K. Galbraith, *ibid.*, pp.137-138, 訳, 165 ページ。

25) C. W. Mills, *ibid.*, pp.242-243, 訳, 225 ページ。

26) J. K. Galbraith, *ibid.*, p.132, 訳, 160 ページ。

において一般に力の欲望が向上するという点に関しては、被雇用者のなかで、前述した(I)の企業者職能を分担する上層ホワイト・カラーが、官僚的な職階序列の組織に基づいて地位の昇進への欲求をとくに強く示す層であるのに比べて、(II)の下層ホワイト・カラーと(III)の筋肉労働者とは、企業者職能と直接する諸職能を分担しておらず、官僚的な職階序列の組織のルートに関与していないために、企業の管理機構における地位の上昇への欲求の度合いは小であり、レジャーや人間関係の情緒的安定性や仕事それ自体に対するモラルなどに対する諸欲求が、さらには、依然として金銭的報酬への欲求の度合いが大であるといえるのであるが、このような被雇用者の仕事の報酬に対する欲求の多様な状態に対応して、企業の分配機能は、つぎのようなあり方を示すことになるであろう。すなわち、まず、(一)分配の対象の報酬の占有性と共有性という点からみて、①占有的報酬の中心となるものとして、(A)上層ホワイト・カラーへの地位、および(B)下層ホワイト・カラーおよび筋肉労働者への貨幣賃金が、②共有的報酬の主なものとして、下層ホワイト・カラーおよび筋肉労働者へのレジャーや人間関係の円滑性および仕事の適性などのための職場の快適性などがあげられ、①(A)および②が非物的分配機能の、①(B)が物的分配機能の、それぞれ目標となっている。つぎに、(二)生産機能的分配と生産機能外的分配という対比の面からいえば、ここで問題にしている企業組織の発達と本質的に結びついた企業内の勢力の変化からの被雇用者の新しい欲求に基づいている企業の分配機能は、つぎに検討する企業組織の発達とは独立の根拠をもつ企業内の勢力の変化から生ずる被雇用者の欲求に基づく企業の分配機能と比較して、一般に、生産機能的分配の要素が大であるが、このような企業組織の発達と本質的関連性をもつ分配機能の内部についてみれば、とくに(一)①(A)の上層ホワイト・カラーに対する地位の配分についての非物的分配機能が、この場合の地位の配分の多くが官僚制的機構と結びついている現状では、(一)①(B)および(一)②についての分配機能に比べて、生産機能外的分配の要素を含む

度合いは大であるといえるのである。

(2) つぎに、検討されねばならないのは、企業組織の発達あるいは企業の生産性の発展とは本質的な結びつきをもたずにそれとは独立に生ずる企業内の勢力の変化に基づいている企業の被雇用者の諸欲求の増大傾向であるが、この点に関しての中心的な事柄とみられうるのは下層ホワイト・カラーおよび筋肉労働者からなる下層被雇用者とくに筋肉労働者が、かれからの力の欲望の充足を中心的な動機として、労働組合その他の政治的な抗争手段によって、その「企業者職能制約的勢力」としての企業内の勢力を上昇させるに伴って²⁷⁾、企業からの報酬についての新しい諸欲求を台頭させてゆく過程である。この場合の下層被雇用者の諸欲求の目標として指摘されうるのは、(i)経営参加、経営管理などのような企業者職能への直接的干渉と結びついているものと、(ii)レジャーや職場の快適性……などと、(iii)固執的要求における一定の貨幣賃金であり、これらの諸要求に対処する企業の分配機能に関しては、つぎのような諸特色が考えられる。①分配の対象の報酬の占有性と共有性の点についていえば、(i)の事柄のなかで企業組織内での地位の昇進と関連してくるものおよび(iii)の固執的貨幣賃金は、占有的報酬の(ii)の事柄は、共有的報酬のそれぞれの対象であり、また、地位の昇進と関連してくる(i)の事柄と(ii)の事柄とが非物的分配機能の、(iii)の事柄が物的分配機能の、それぞれの目標となっている。つぎに、②生産機能的分配と生産機能外的分配との区別の点から考えれば、企業組織の発達と本質的な結びつきをもたない企業内の勢力の変化に基づいている被雇用者の諸欲求に対する企業の分配機能のなかでは、現状では、比較的、(iii)の賃金額を対象とするものが、(i)および(ii)を対象とするものよりも生産機能的分配の要素を含みうる度合いが大であるといえるが、本来、前述したように、企業内の勢力の変化に基づいて生ずる被雇用者の諸欲求に対する企業の分配機能は、被雇用者の企業内の勢力の変化が企業組織の発達と本

27) 拙稿、「労働階級の勢力について」『国民経済雑誌』第120巻第2号、昭和44年8月、14-16ページ、「資本主義の発展と労働者階級の勢力」、同誌第120巻第3号、昭和44年9月、30-34ページ、「企業組織と階級的勢力」、81-83ページ。

質的に結びついていない場合は、それが企業組織の発達と本質的に結びついている場合との比較において、生産機能外的分配として成立する程度が大であることがみとめられねばならない。

IV 非物的分配機能の動向と政策的諸問題

以上のような考察を通じて、資本主義の高度の発展段階にみられる大規模企業組織においては、被雇用者は、その企業内の諸勢力の諸種の要因に基づいた上昇によって、対人的優越意欲としての力の欲望をその中心的なものとするさまざまな欲求を充足させるために、企業に対して前述したような多種多様の形態の報酬を要求するようになることが考えられうるが、資本主義の発展の今後の進行に伴って企業組織の発達がさらに進展してゆく長期的傾向において洞察されうるのは、被雇用者一般にみられる力の欲望の台頭が、地位の昇進およびレジャーや仕事および職場での快適性などのような非物質的報酬への欲求をより一層高めてゆき、それに対応して企業の分配機能についても、非物的分配機能の要素がいま以上に重視されねばなくなるといふことである。

このような方向のなかで、企業が、新しい時代の要請に基づいて、社会福祉あるいは前述したような社会成員の生活の安定を目標とする広義の解釈における社会保障と結びついた生産を目指すように方向転換を迫られるとき、政策的にみて、とくにつぎのような諸問題が考慮されねばならなくなるであろう。

(1) 現代の段階では、企業の被雇用者のなかで、企業者職能と直結した諸機能を分担する上層ホワイト・カラーからなる上層被雇用者と、そのような諸職能をもたない下層ホワイト・カラーおよび筋肉労働者からなる下層被雇用者との間に、官僚的な職階序列の地位を占めることの有無を中心の根拠として、かなりの断層的な地位の距離があるが、将来の問題として、被雇用者一般の創意・工夫を活用して、かれらの主体的能動性を高めてゆく必要性から、上層被雇用者と下層被雇用者との間に地位の連続性をもたせ、下層被雇用者にも、企業者職能の分担と結びついた地位への昇進の機

会を開放することが要請されてくる。このことは、ガルブレイスのいう organized intelligence としての man power による「集团的デジジョン・メーカーキング」の発達を意味するものともいえるであろうが、このように、下層被雇用者へ地位の昇進の機会を開放しかれらの地位への欲求の充足性を高めることによって、この方向との結びつきにおいて、かれらのレジャーや仕事および職場での快適性などへの欲求が充足されるようになるとともに、かれらの金銭的所得への欲求よりも地位への欲求の方が優位を占めるようになると、いいうるのである。

(2) (1)の傾向が進行してゆくとき、(i)下層被雇用者の企業の報酬に対する欲求は、現状にみられるような企業組織の発達と本質的な結びつきをもたない対抗的手段によるよりも、企業組織の発達と結びつきそれとの平行関係において、充足される面が大となることが考えられうるが、このような方向を実現する方策がすすめられるためには、(ii)企業組織の地位の序列が、いままでの官僚的機構にみられる形式主義的な職階に代って、下層被雇用者をも含めて拡大化された被雇用者一般の能力および業績の評価に中心をおいて形成されねばならないとともに、(iii)被雇用者の地位は、それが能力主義または業績主義の原則に従って決定されることによって、上昇および下降の流動性を増大してゆき、企業組織上の特定の地位がさまざまな諸個人によって交替的に占められてゆくことの度合いが高められてゆかねばならない。

この場合の(ii)の能力主義および業績主義を原則とする被雇用者の地位の決定性が進行することは、この側面だけについていえば、企業の非物的分配機能が地位の配分を通じての生産機能的分配として発展することを意味しているが、このことから、企業の生産機能外的分配が消滅してゆくとはいえないのであり、このような過程のなかでも、企業成員の雇用の安定、生活の保障、勤続年数の配慮などの諸要因による生産機能外的分配が、業績主義の競争原理に基づいた地位の配分による生産機能的分配の進展と結びつき合い相補完

し合って成立することの必要性を否定しえないであろう。また、(iii)の企業組織上の地位の交替性が増大してゆくことは、組織上の地位について、それがしだいに多くのひとびとに開放されることによって、特定の少数人への占有的報酬としての対象の要素よりも、不特定の多数人への共有的報酬としての対象の要素が高まってくることを意味しているといえるのである。

(3) 以上のような諸問題についての政策の発展は、従来の伝統的な意味での社会政策の目標とくに低所得層としての下層階級の生活の安定および向上と密接なつながりをもっていることが考えられねばならないが、その1つの重要な事柄として、筆者は、すでに論述した見解²⁸⁾との連関において、つぎのような事柄を指摘するのである。すなわち、労働者階級内部で、(i)上層労働者階級と(ii)下層労働者階級とを区別し、後者の低位置に最下層階級としての低所得層を位置づけるとするならば、現代の状態においては、(i)の階級が、みずからの地位および所得の維持ならびに上昇を目指しての企業への対抗的勢力が比較的発達している「対抗的階級」であるのに対して、(ii)はそのような対抗的勢力の未発達の「非対抗的階級」であり、(i)の対抗的階級の勢力の増大が、とくにその速度が企業組織の発達あるいは労働生産性の上昇の度合いと平行することなく進行するときには、それと対照的に、(ii)の非対抗的階級の勢力については、①従来の水準のままの状態(i)の対

抗的階級の勢力との間の距離が拡大してゆくとともに、②むしろ従来の水準以下に低下してゆくと、いえるのであり、この②の事例として、対抗的階級の労働の生産性を上回る高額賃金獲得運動が一大原因となって物価騰貴が生じている場合に、非対抗的階級としての下層階級は、このような物価騰貴に対してみずからの力で所得を高める手段をもたないために、その実質的な生活水準および階級的勢力をいっそう低下せしめられてゆく傾向にあることがあげられうるが、今後の新しい動向と政策のもとに、上層労働者階級の勢力が、しだいに企業組織の発達と本質的な結びつきにおいて上昇してゆく方向に向い、かれらの企業からの報酬に対する欲求も、業績主義の原則による地位の上昇へと向けられることによって、企業の生産機能的分配による共有的報酬を目指すようになるならば、下層階級の前述した①および②の意味での勢力および生活条件の現状にみられる低下の傾向は、それを防ぐことが可能となるであろう。

ただ、このような状態においても、問題とする下層階級とそれ以上の階級との間には、とくに上層労働者階級の企業の生産機能的分配と結びついた地位の上昇性が発達するに伴って、新しい段階での勢力の格差が進行し、このことがまた、下層階級の物質的所得とは異なる次元での欲求不満や社会への失望を生ぜしめることを考慮せねばならないのであり、このような新しい事態に対処するための企業の非物的分配機能のあり方が、国家の政策との結びつきにおいて検討されねばならないであろう。

28) 拙稿、「現代社会の下層階級についての社会学的一考察」、30-31ページ。

地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析

—世帯—

森岡清美

はじめに

1. 視座の設定

老人世帯の社会的分析において居住形態 (living arrangements) はひとつの重要な視座を構成している。なぜなら、老人の居住形態とは、同居配偶者の有無、子および親族との同居別居状況をさすのであるが、これが老人および老人世帯の他の局面を規定するとともにその反映であるところが多いからである。われわれが対象世帯を選定するときに用いた基準枠も、この点に思いを致して、居住形態を採用した。居住形態の概念的な分類は表1のとおりであって、老人単独世帯や老人母子(父子)世帯を省いたが、それ以外の主な形態として、C(老人夫婦)、N(老人夫婦と無配偶子)、C-N(老人夫婦と有配偶子、孫) M-N(女子老人と有配偶子、孫)の4つを取りあげている。したがって、本稿はこの4つの居住形態を軸として掛川の老人世帯を分析しようとするものである。もちろん、同じ居住形態でも、老人の年齢によってはその意味が必ずしも同じとは考えられないので、必要に応じて年齢階層別分析も加えたい。

居住形態が重要な着眼点であるのは、上に指摘した点のほかに、同居がどの程度の家計および食事の分離を伴うか、また生活空間のどの程度の分離を含むものである

か、さらに別居といっても比較的近い距離の別居か遠隔の別居か¹⁾、というような、同居—別居の2分法には解消しえない程度差を含み、それが現代の家族動態の集中的表現でもあるからである。しかし、われわれの客体については、いくぶんの程度差はあるにせよ、著しい家計・食事の分離や生活空間の分離はなく(事実上の世帯分離はC-Nで1件のみ)、その点ではほぼ伝統的な意味の同居と解してよいことが明らかになったので、表1の居住形態を老人の年齢階層を手がかりとして再区分すること以上の、あるいはそれ以外の再区分は必要でない、と史料された。

論述は、「I老人の居住形態」から筆を起し、後述するような老人のニーズにかかわる重要な問題を順次とりあげる。すなわち、「II老人の収入(経済的安定欲求)」「III老人の家族的役割(活動欲求)」「IV臥床老人の介護(保健欲求)」「V老人の孤独と生き甲斐(情緒的反応欲求)」である。そして最後に家族周期との関連を問うて、結びに代えたい。したがって、居住形態を縦系とし、老人のニーズ論を横系とする分析となるはずである。

2. 調査客体の抽出

本稿およびこれにつづく調査報告の全体にかかわることがらとして、調査客体をどのような手続きで抽出したかを説明しておきたい。

まず調査地として、中鉢正美氏を代表者とする一連の児童養育費調査のさい、対象のひとつとしてとりあげた掛川市(ただし旧掛川町域に限定)をふたたび選んだのは、市の理解と協力に加えて、前回昭和43年に作製した客体抽出のための基礎資料が今回も活用しえたからである。

昭和45年春からの度重なる討議の末、調査客体抽出の基準を下記のように定めた。

表1 老人の居住形態

		同居配偶者		同居子		
		有	無	有配偶	無配偶	無
と形態 りあげ た	別居世帯(C)	○				○
	未婚子同居世帯(N)	○			○	
	既婚子同居世帯(C-N)*	○		○		
	未亡人世帯(M-N)**		○	○		
と形態 りか態 あげた	老人単独世帯		○			○
	老人母子・父子世帯		○		○	

* 同居子(有配偶)に子のないもの、つまりC-Cは省いた。

** 無配偶老人が父であるもの、つまりF-Nおよび同居子(有配偶)に子のないもの、つまりM-CおよびF-Cは省いた。

1) 別居を分居と散居にわけ、1時間以内の距離にあるものを分居、それ以上のものを散居とする筆者自身の試みもある。この調査では、距離の遠近を分かずに行政区分を用いたため、分居・散居の概念を適用することができなかった。

- ① 老人夫婦を含む世帯であるか、配偶者のいない老人を含む世帯であるかであること。
- ② 老人夫婦を含む世帯の場合
 - i 夫の年齢は65歳以上、妻の年齢は60歳以上であること。
 - ii 妻は非稼働であること（この条件はのちに緩和され、原則として非稼働、という程度のものになった）。
 - iii 老人夫婦のみの世帯(C)、または子の核家族に乗っている世帯(C—N)であること（のち、未婚子同居の世帯(N)が加えられた）。
- ③ 配偶者のいない老人を含む世帯の場合
 - i 年齢60歳以上の女子老人に限ること。
 - ii 非稼働であること（ただし書きは② ii と同じ）。
 - iii 子の核世帯に乗っている世帯(M—N)であること。
- ④ 上記2項の共通条件
 - i 寝たきり老人のいる世帯は除くこと。
 - ii 農家は専業、兼業を問わず除くこと。
 - iii 同居子孫で就業する者は勤労者であること。
 - iv 子夫婦は共働きも可であること。
 - v 同居児童数は3人以下であること。

この基準を満たす客体候補を選び出すにあたり、昭和45年3月現在の住民基本台帳(新台帳)に基づいて作業をしたが、これでは就業状況が不詳なので、この点に関する情報を含む昭和43年10月の住民基本台帳調査票(旧台

帳)を援用した。そこで、新旧両台帳に登録された老人世帯を母集団とし、どちらかにだけ登録されたものは最初から除外されることになった。この両台帳がはさむ年月の間に老人が死亡したり移転すれば除外されるのは当然であるが、この間に転入した老人を含む世帯もまた上記の手続きによって自動的に除外されるということになった。しかしこの間1年5ヵ月しかなく、そのうえ老人は他の年齢階層のどれよりも移動性が小さいと考えられるので、転入老人世帯数はけだしニグリジブルなるべしとみて、この部分の追跡は断念した。

さてこうして得た母集団について、旧台帳によって就業状況を把握し、さらに曾原利満・三橋(広瀬)雅子両氏が現地視認を行った末、表2に掲げた202世帯を適格世帯として、昭和45年8月から9月にかけて現地調査を行った。現地調査は世帯調査、家計調査、栄養調査の3部からなる。その結果、これらの調査に耐えて有効客体として残ったものが、132世帯である。ほぼ1/3の客体が、不適格と判明したり、家計調査に耐えることができなくて脱落した。本稿は3部からなる調査のうち、世帯調査の主な成果をまとめたものである。

I 老人の居住形態

1. 形態別世帯人員

分析に先立って老人世帯の概観をえるため、まず形態別に世帯員数をみると(表3)、別居世帯(C)は老人夫婦のみの世帯であるから、人数は2人に限られるのは当然

表2 客体抽出の過程

		旧台帳	新台帳	新旧合致	調査客体	最終有効客体
老含 入む 夫世 婦帯 を	老人夫婦のみ(C)	48	48	42	42	25
	未婚子同居(N)	57	54	37	32	9
	親子2夫婦(C—C)	8	6	9	—	—
	親子2夫婦・孫(C—N)	128	123	91	36	27
	その他の世帯	61	67			
	計	302	298			
男子 老人 のみ	単独世帯	10	22			
	子夫婦同居(F—C)	2	2			
	子夫婦・孫同居(F—N)	54	50	39	—	—
	その他の世帯	39	26			
	計	105	100			
女子 老人 のみ	単独世帯	39	64			
	子夫婦同居(M—C)	11	10	4	—	—
	子夫婦・孫同居(M—N)	239	230	143	92	71
	その他の世帯	183	162			
	計	472	466			
合 計		879	864		202	132

である。未婚子同居世帯(N)は3人から5人に分布し、既婚子同居世帯(C-N)は5人から7人に、未亡人世帯(M-N)は4人から6人に分布しているのは、N(夫婦と子)に含まれた子の数を1人から3人に限ったからである。そうすると、未婚子同居世帯(N)は $2 + (1 \sim 3)$ 人となり、既婚子同居世帯(C-N)は $2 + 2 + (1 \sim 3)$ 人、未亡人世帯(M-N)は $1 + 2 + (1 \sim 3)$ 人となり、上の数の分布範囲と一致する。未婚子同居世帯(N)における子ども数平均は1.6人であるが、既婚子と同居の2形態(C-N)(M-N)での孫の人数平均はやはりこれよりも多く、2.1人となっている。対象を子ども、孫の数について限定したうえに、サンプルの選定にはさまざまな考慮を加えたので、表3の分布から母集団における分布を推測することはできないが、未婚子同居世帯(N)では子1人に、既婚子と同居の2形態(C-N)(M-N)では孫2人に集中する傾向が見られることは、老人の年齢階層によって相違がないことからみても、偶然とはいえないように思われる。

2. 別居世帯(C)の別居理由

つぎに、4形態のうち、同居子のないCの形態は、わが国の伝統的な家族観からすれば変則である。もちろん、新しい家族観からすれば変則とはいえないが、老人福祉のうえでは問題をはらみやすい形態である。それでは彼らはなぜ子と同居しないのだろうか。子どもがないためであろうか。

表4によれば、子のないのは3件(12%)だけで、あとは子があるのに同居していないのである。しかも市内に子が居住しているのが9件(36%)もある。子があっても女子ばかりなら、みな嫁にやって同居できないことになる可能性は少くない。ところが女子ばかりで男子が1人もない夫婦は2件にすぎない。ことに、市内に男子が住んでいるのに同居していないのが、6件(24%)にもなる。したがって、別居は子がないためでも、男子がないためでもない。ある者にとっては、子が遠隔地にしかいないためでもない。それに、男子があっても現在は同居してい

ないが、かつてその子と同居した経験のある夫婦が6件もある。このように見ると、なぜ同居しないかがいよいよ問題となってくる。

別居老人(C)のモードは65歳層にあり、既婚子同居老人(C-N)のそれは70歳層、同居未亡人(M-N)のは70歳層・75歳層にあって、別居老人は比較的若いことがあげられるが、それでも70歳層以上が過半を占めるのであるから、総体としてやや若いことは説得的な理由になるものではない。

それでは別居老人には健康な老人が比較的多いためであろうか。健康状態を強健、普通、病弱という3つに分けて自己判定を求めたところ、病弱とする者の率は、既婚子同居老人(C-N)では10%内外であるのに、別居老人では最も高く、25%内外にも上った。別居老人は家族的役割のほとんど一切を老人で分担しなければならないため、その必要に照らして病弱という自己判定が出やすいということは考えられるが、少なくとも、既婚子同居老人よりも別居老人のほうが健康だといえないことは明らかであろう。

では、別居世帯の住宅が同居世帯のそれよりも概して狭いためであろうか。住宅の収容能力が2夫婦同居を許さないで別居をしている、ということは十分考えられるからである。別居世帯の部屋数、畳数平均はそれぞれ4.0室、24.8畳で、既婚子同居世帯(C-N)ではそれぞれ5.1室、30.9畳、同居未亡人世帯(M-N)ではそれぞれ4.7室、28.6畳となるのに対して、部屋数、畳数とも少く、手狭な住宅が多いことが判明する(表13)。しかし、同居世帯の住宅規模の最低3室に及ばない2室以下の別居世帯は、約25%にすぎない。残り、つまり3室以上の住宅をもつ別居老人は、客体中の同居老人を基準とすれば子夫婦との同居は不可能ではないはずである。だから、住宅の狭さも決定的な理由とはならない。それなのに別居しているのはなぜか。

この調査では直接に別居理由を聞いていないが、別居理由を把握できるような関連質問があり、それによって6割については別居理由が判明している。圧倒的に多い

表3 世帯員数

	総数	2人	3	4	5	6	7	1世帯当たり
C	25	25						2.0人
N	9		5	3	1			3.6
C-N	27				5	15	7	6.1
M-N	71			10	46	15		5.1
総数	132	25	5	13	52	30	7	4.6

のは、子の側の仕事・勤務の都合（遠隔地勤務・転勤）である。つぎに多いのは、子どもとの意見の不一致、息子側の別居希望など、親子の不和（もちろん子の配偶者が介在している）を理由とするものである。なかには、娘ばかりで婚期を遅らせてはと思ひ縁談があり次第送り出したため夫婦だけとり残された、というものもある。以上3つの理由を通して、旧制度的な家の継承意識、あととり観念の崩壊・空洞化が、別居形態に随伴していることが察せられる。あととり観念の崩壊もしくは空洞化をもたらしたものとして、新しい家族理念の浸透だけでなく、「仕事・勤務の都合」という理由が示唆するように、高度産業社会における職業上の地理的移動、およびその半面の事実としての、老人同居を便宜とした職業の減少があげられよう。

別居老人の主な収入源としては、老人自身の勤労収入を主要収入源とするのが半数近くを占め、それにつぐのが恩給・年金・遺族扶助料で、4分の1ほどになり、不動産収入と別居子からの仕送りを合して4分の1ほどとなる。しかし月収4万円以上が3割強、他方3万円未満も4割に近い²⁾。こうみると、子どもと同居せずとも家計を維持していけるから別居した老人ばかりでないことがわかる。家計のきりもりが苦しいのにあえて別居をつづけている老人があり、この調査の客体としてはむしろ後者のほうが明らかに多い³⁾。しかるに、別居子からの仕送りを主要な財源とするものは僅か1割強しかない。そこで、親の生活が苦しくなることを承知のうえで別居し、しかも仕送りもしない（あるいはできない）事実上の棄老が少なくないと推測される。このように見るとき、

伝統的なあととり観念の崩壊・空洞化を含む別居世帯の形態は、多くの問題をはらむといわなければならない。

3. 同居子の性別、続柄

同居子のある(N)、(C—N)、(M—N)について、同居子の性別・続柄を点検しよう。老人に同居子があることは一見、伝統的家族観と調和的であるが、その同居子は長男あるいはそれに準ずるものであるかどうか点検の眼目となる(表5)。

まず未婚子同居世帯(N)については、同居子の大部分が男子であるが、女子との同居2件にも別居既婚男子がいること、同居子のなかでは長男や長女以外の者が多いことが注目される。要するに、伝統的家族制度における長男との同居の概念を示す事例が少ないのである。

他方、既婚子同居世帯(C—N)、未亡人世帯(M—N)では、長男（およびこれに準ずる男子）・長女（男子がいない場合の）との同居が8割に迫り、伝統的形態に近いことが知られる。ただそれ以外のなかでは末男末娘が多いところに、未婚子同居世帯と共通した様相がみられよう。末男や末娘が親と同居する傾向がいくぶんでも認められるのは、結婚と共に上の子どもからつぎつぎと出していって、最後まで親のもとに留まる子と同居することになるからである。これは、末男や末娘との同居をよしとする動向を示すものでなく、ただ長男制に執着しないことを反映するにすぎない。長男が同居する場合でも、長男制によるというよりは、それが比較的事態適合的であるからであろう。ともあれ、親が元気な間は核家族を構成するが、老いれば子どもと同居して拡大家族になる

表4 子、男子の有無と居住地

	現存子なし	現存子あり			計	現存男子なし	現存男子あり			計
		市内	県内	県外			市内	県内	県外	
65C	1	4	3	2	10	2	3〔1〕	3〔1〕	2	10〔2〕
70		2	4	1	7	1	2〔1〕	4〔1〕		7〔2〕
75	1	3	3		7	1	1	2〔1〕	3〔1〕	7〔2〕
80	1				1	1				1
小計	(12.0) 3	(36.0) 9	(40.0) 10	(12.0) 3	(100.0) 25	(20.0) 5	(24.0) 6〔2〕	(30.0) 9〔3〕	(20.0) 5〔1〕	(100.0) 25〔6〕
65N		③			③		②	1		②+1
70		④			④		③+1			③+1
75		②			②		②			②
小計		⑨			⑨		⑦+1	1		⑦+2

(注) 1. 65Cは形態Cのうち老人(C, N, C—Nでは男子老人)が65～69歳層であるもの、以下同じ。 2. 何人も子がいる場合は近くに住む者をとった。 3. 圏内に囲んだ数字は現在同居するものを示す。 4. []内は既婚子との同居経験のあるものを内数で示す。

2) 4万円以上、3万円未満というのは、軽費老人ホームでの単身生活費平均月2万円を基準としている。

3) 厚生省の「老後の生活に関する世論調査」(昭44.6)の結果によれば、老人夫婦世帯は下層と上層に比較的多く、中層には少ない。

という考え方は、長男同居よりも末子同居によって達成されやすいことがここに示唆されている。

II 老人の収入

1. 家計に対する老人の貢献度

家計に対する老人の貢献度は一般に低いと考えられるが、それも居住形態によって一様でないと予想される。つぎにこの点を吟味したい。勤労収入（勤め先収入、自営業収入、内職収入の和）が家族のなかで第1位を占めれば①主担者、第1位を占めない者は②補助者、勤労収入がまったくない者は③勤労収入なし、として分類すると、全体として、男子老人の1/4が①、1/4が②、1/2が③である。これに対して、女子老人の1/4が②、3/4が③で、①はほとんどなく、老女の家計への貢献度はきわめて低い。また、そのようなサンプルをとったともいえる（表6）。

しかし、①②③の比率は居住形態によって大きく異なる。別居世帯(C)では、男子老人の1/2が①で最も高率となり、女子老人でも①は1/6に上る。同居の男子老人における①が1/12と低いことと比較するとき、別居老人の自活能力の大きさというか、自活責任の大きさが判然しよう。③が最も高率なのは、予想のとおり同居未亡人であって、8割近くに達している。

もちろん、この点については年齢階層による差も小さ

くない。男子老人のうち最も若い65～69歳層の①は1/2に近く、③は1/3をやや上回るにすぎない。この点は別居老人の65～69歳層に最も顕著に現われていることはこれまた予想のとおりである。男女とも80歳をこえると、③つまり収入のある何らの仕事もしないのが、ほぼ8割に上るのである。

老人が家計の主担者でない場合には、未婚子同居世帯では未婚子が、既婚子と同居する世帯(C—N, M—N)では既婚子が主担者であることはいうまでもない。ところが別居世帯では誰も主担者のないのが1/3に達する。他のどの形態にもまさって、老人が自ら収入をうる道を講じているにもかかわらず、勤め先収入も、自営業収入もまた内職収入もないのが、実に1/3にもなるのである（表7）。彼らは、恩給、年金、財産収入、仕送り等に依存している。

2. 老人の月収と収入源

それでは老人の平均月収はどのくらいあり、何が主な収入源になっているか。ここで平均月収というのは、勤労収入だけでなく、あらゆる収入源からの収入合計である。面接調査からえられたその数値は確実なものとはいえないが、参考までに掲げてみた（表8）。これによると、夫婦そろいの(C), (N), (C—N)の合計では、4万円以上が28%になるのに対して、未亡人(M—N)では

表5 同居子との続柄

	長男あるいはそれに準ずる男子 ¹⁾	末男 ^①	その他の男子	養子 ²⁾	男子がいない長女 ³⁾	末娘 ^②	その他の女子	養女 ⁴⁾	計	①+②+③+④	①+②
65N	1	1				1			3	1	2
70	2	1					1		4	2	1
75		2							2		2
小計	(33.3) 3	(14.4) 4				(11.1) 1	(11.1) 1		(100.0) 9	(33.3) 3	(55.6) 5
65C—N	3(1)		1		1			1	6(1)	5(1)	
70	5	2			1	1		1(1)	10(1)	7(1)	3
75	3(1)	1			2				6(1)	5(1)	1
80	2	1(1)	1					1	5(1)	3	1(1)
小計	13(2)	4(1)	2		4	1		3(1)	27(4)	(74.1) 20(3)	(18.5) 5(1)
60M—N	9(1)			1	2	1		1	14(1)	13(1)	1
65	6	2(1)	1		2	1			12(1)	8	3(1)
70	13	2	2(2)		2	2			21(2)	15	4
75	12(2)	1	1	2	1				17(2)	15(2)	1
80	2	1			3			1	7	6	1
小計	42(3)	6(1)	4(2)	3	10	4		2	71(6)	(89.3) 57(3)	(14.1) 10(1)
C—N	(55.1)	(10.2)	(7.1)	(3.8)	(14.3)	(5.1)		(5.1)	(100.0)	(78.6)	(15.3)
M—N	55(5)	10(2)	6(2)	3	14	5		5(1)	98(10)	77(6)	15(2)

(注) []内は、結婚時よりの同居でなく、結婚後ある時点で合流したものを内数で示す。

表6 家計への老人の貢献度

	夫				妻			
	主担者	補助者	勤労収入なし	計	主担者	補助者	勤労収入なし	計
65C	7		3	10		3	7	10
70	2	1	4	7	3		4	7
75	3		4	7		1	6	7
80			1	1	1			1
小計	12 (48.0)	1 (4.0)	12 (48.0)	25 (100.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	17 (68.0)	25 (100.0)
65N	1		2	3	1	2		3
70		1	3	4		2	2	4
75			2	2		1	1	2
80								
小計	1	1	7	9	1	5	3	9
65C—N	1	3	2	6		3	3	6
70		6	4	10		2	8	10
75	1	3	2	6			6	6
80		1	4	5		2	3	5
小計	2	13	12	27		7	20	27
60M—N						4	10	14
65						4	8	12
70						3	18	21
75						4	13	17
80						1	6	7
小計						16 (22.5)	55 (77.5)	71 (100.0)
計	15 (24.6)	15 (24.6)	31 (50.8)	61 (100.0)	5 (3.8)	32 (24.2)	95 (72.0)	132 (100.0)
NとC—N計	3 (8.3)	14 (38.9)	19 (52.8)	36 (100.0)	1 (2.8)	12 (33.3)	23 (63.9)	36 (100.0)

(注) 給与所得, 自営業収入, 内職収入を含む。

表7 家計の主担者(収入の最も多い人)

	男 老	子 人	女 老	子 人	同 居	同 居	誰 も い ない	計
65C	7						3	10
70	2	3					2	7
75	3						4	7
80		1						1
小計	12	4					9	25
65N	1	1			1			3
70					4			4
75					2			2
80								
小計	1	1			7			9
65C—N	1			5				6
70				10				10
75	1			5				6
80				5				5
小計	2			25				27
60M—N				14				14
65				12				12
70				21				21
75				17				17
80				7				7
小計				71				71
計	15	5	96	7	9			132

みな3万円未満であって、なかでも1万円未満が68%にも達している。未亡人の収入はほとんどが零細な小遣いでいどのものにすぎないといえよう。かりに4万円以上をもって夫婦で自活可能な最低限とみるなら、すでにふれたように、(C)では2/3が自立可能でないのに子どもと別居しており、(N)はほとんどが自活可能でないので未婚子と同居し、他方、(C—N)では既婚子と同居しているけれども、自活可能なものが1/4以上もある。

それでは主な収入源は何か。この調査も必ずしも厳密を期しがたかったが、参考程度の資料はえられた。夫婦そろいの(C), (N), (C—N)では、老人自身の勤労収入なかでも勤め先収入を主な収入源とする者が比較的多く、半数内外を占める。老人で家計の主担者となっている者は、ほとんどが勤労収入を主な収入源としている。ところが、主担者となっている者がまったくいない未亡人では、自己の勤労収入を主な収入源とする率はるかに低く、しかも勤労収入も大体は僅かな内職収入であることが注目される。未亡人はより多く、同居子の扶助や

表 8 老人の平均月収

	～9千円	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	収入なし	N. A.	計
65C			2(2)	3(1)	1(1)	1	1(1)	1(1)		1(1)	10(7)
70	1		3(3)		1		1(1)	1(1)			7(5)
75		1	1(1)	3(1)	1(1)					1	7(3)
80	1(1)										1(1)
小 計	2(1)	1	6(6)	6(2)	3(2)	1	2(2)	2(2)		2(1)	25(16)
65N		1		1(1)			1(1)				3(2)
70		1	1	2							4
75	1			1							2
80											
小 計	1	2	1	4(1)			1(1)				9(2)
65C—N	2	1		1	1			1(1)			6(1)
70		5	2	1		2					10
75		4			1			1(1)			6(1)
80	2	1				1	1				5
小 計	4	11	2	2	2	3	1	2(2)			27(2)
60M—N	8	5								1	14
65	10	2									12
70	13	7	1								21
75	14	2								1	17
80	3	1	1						1	1	7
小 計	48	17	2						1	3	71
計	55(1)	31	11(6)	12(3)	5(2)	4	4(3)	4(4)	1	5(1)	132(20)

(注) ()内は老人主担者を内数で示す。夫婦合算。

恩給・年金等に依存しているのである。それに、いろいろの収入源があっても、そのどれからも少額ずつで、どれが中心なのか判別困難なものが比較的多い。夫婦そろいの (C), (N), (C—N) では、未亡人と違って勤労収入につぐのが恩給・年金、社会保障等であり、子どもの扶助は第3位となる。子どもの扶助のうち別居子からの仕送りは、同居子がある場合には、未亡人であると老夫婦そろいであるとを問わず、ほとんど問題とならないことも注目されよう(表9)。

平均月収と収入源との関連では、勤め先収入をもつ者に平均月収の高い者が多い。それではどのような勤め先においてどのような就業上の地位をもっているのか。表10は自営業を含めて就業上の地位を一覧にしたものである。平均月収のうえで比較的高いクラスに入る比率が高い既婚子同居老人 (C—N) と、別居老人 (C) ではこの表の常用欄に記入された事例が多く、平均月収がこれらと比べて概して低い未婚子同居老人 (N) と未亡人 (M—N) では、その例がほとんどないことは一目瞭然である。しかし、常用といってもホワイト・カラー(常用1)はほとんどなく、ブルー・カラーが大多数を占め、しかも雑役

的な仕事が多いことは、日雇・パートが常用に比して多いこととともに注目されよう。客体老人の就業上の地位は一般にごく低いというほかない。なお男子老人に自営業主が少く、女子老人に稼働がきわめて少いのは、主として、男子老人は就業している場合勤労者をとり、女子老人は非稼働をとるという客体選定の原則を立てたためである。

III 老人の家族的役割

老人の家族的役割は居住形態によってどう異なるか。家族的役割とは、家族生活維持のために家族員による分担遂行の必要な活動をいう。これには、収入獲得、炊事・掃除・洗濯・買物など実務遂行の役割と、それに多かれ少かれ結びつきながら管理的代表的機能を担う役割とがある。前者については、同居老人は補助的役割か、老人がいなければ脱落してしまうような周辺の役割に限定され、他方別居老人は、周辺の役割を放置しても家族生活にとって不可欠の中心的役割にとりくむ傾向のあることが、すでに知られている⁴⁾。しかし後者についてはまだあまり具体的な指摘がないと思われるので、ここで

表9 老人の主な収入源

	I			II	III		IV		V		なし	計
	a. 勤め先収入	b. 自営業収入	c. 内職収入	d. 財産収入	e. 恩給等	f. 社会保障	g. 同居子	h. 仕送り	i. その他	判別困難		
65C	4(4)	1(1)		1	3(2)			1				10(7)
70	3(3)	1(1)		1				2(1)				7(5)
75		1(1)	1(1)	1(1)	3					1		7(3)
80										1(1)		1(1)
小計	7(7)	3(3)	1(1)	3(1)	6(2)			3(1)		2(1)		25(16)
65N	2(1)	1(1)										3(2)
70	2		1				1					4
75				1	1							2
80												
小計	4(1)	1(1)	1	1	1		1					9(2)
65C—N	4(1)		1				1					6(1)
70	3	1	1		2		1			2		10
75	3(1)		1		2							6(1)
80			1		2					2		5
小計	10(2)	1	4		6		2			4		27(2)
60M—N	1		3		2		8					14
65			1		2	1	7	1				12
70	1	1	1		8	2	6			2		21
75			3	1	3	1	2			7		17
80				1	2	2				1	1	7
小計	2	1	8	2	18	6	22	1		10	1	71
計	23(10)	6(4)	14(1)	6(1)	30(2)	6	26	4(1)		16(1)	1	132(20)

(注) ()内老人主担者を内数で示す。夫婦合算。

とりあげてみたい。

管理的代表的役割としては、調査票に盛られた21の役割のうち、①世帯主の名義をもつかどうか。②世帯の中心的預金の名義人であるかどうか。③財布をあくまで家計をきりもりするかどうか。④町内の集まりへの出席を担当するかどうか。以上4項目が該当する。この点を男子老人と女子老人に分けて、居住形態別に一覧にしたのが表11である。

まず世帯主名義は、女子老人では例外的にしか出現しない。男子老人が高齢で再婚入夫したとか、未亡人の同居既婚子が養子養女であるといった場合にしか、出現していない。この点は老人を含む世帯に限ったことではないと思われる。そこで問題は男子老人が世帯主名義をもつ比率の居住形態差である。別居世帯(C)および未婚子同居世帯(N)ではほぼ100%に達するが、既婚子同居世帯(C—N)の場合は約50%に減少している。その代り既婚子が世帯主の地位を継承しているのである。同じ同居

老人でも、年齢層が高いほど世帯主率は低まると予想されるが、事例数が少く、また世帯主の地位の継承には老人の年齢以外の条件が強く作用するためか、予想された傾向は認められなかった。

世帯の中心的預金の名義人も、別居世帯(C)の場合を除いて、女子老人は例外的にしか出現しない。別居世帯では他の形態よりも妻に収入のある例が比較的多いためか、中心的預金の名義を妻にしたり、夫と妻がともに預金をもってどちらも中心的とはいえない場合が目立っている。それ以外では男子老人が圧倒的に名義人となっているが、既婚子同居世帯(C—N)では5割をわる。その代り既婚子が名義人となっているのである。世帯主名義と異なって、老人の年齢の上昇に伴い比率が低まるが、それは預金の名義人と中心的稼働者との結びつきが世帯主名義人よりも直接であるからであろう。なお、名義人でなくなっても、自分たち夫婦用の預金をもっているのが、男女合して2割ほどあることは、全体の家計のなかに老人の小さい不完全な家計が(C—N)の形態で比較的出现しやすいことを裏書きしている。

4) たとえば、森岡清美『近郊都市の老人をめぐる社会的関係網』社会保障研究所、所内研究資料 No. 6704 (1968. 2)、25～29ページ(謄写)。

表 10 老人の就業上の地位

妻														
	自営業主	常用 1*	常用 2*	常用 3*	日雇・パート	仕事なし**	計	自営業主	家族従業者	常用 2*	常用 3*	日雇・パート	仕事なし**	計
65C	○紋屋	会社の経理	不動産業	ピアノ部品加工	工場現場	4	10		紋屋			かん詰工場	8	10
70	○木材会社			○製材工場		5	7	衣料品行商			寮のまかない		5	7
75	○歯科医			メッキ工場	手袋・セーター工場	4	7						7	7
80	○学習塾			雑役		1	1						1	1
小 計	4	1	1	3	2	14	25	1	1		1	1	21	25
65N				天竜楽器	新聞配達	2	3	衣料品行商				食堂皿洗い	1	3
70						3	4					魚屋仕出し	3	4
75						2	2					手伝	2	2
80														
小 計				1	1	7	9	1				2	6	9
65C-N				○県立高校	水道配管手	3	6						6	6
70	○マッサージ師		○民芸品販売	用務員、食料品店勤務	製材業雑役	6	10						10	10
75			○呉服店々々員	新聞配達		3	6						6	6
80				葛布仕上げ		5	5						5	5
小 計	1		2	5	2	17	27						27	27
60M-N												葛布織	12	14
65												食料品店	12	12
70								マッサージ					19	21
75								タバコ屋					16	17
80								風呂屋経営					7	7
小 計								(店番)				2	66	71
計	5	1	3	9	5	38	61	5	1		1	5	120	132

(注) * 常用 1: 専門技術, 管理, 事務, 常務, 常務 2: 販売, サービス, 常用 3: 運輸通信, 工員, 単純労働者など. ** 内職を含む. ○印: まだ退職せず.

第3に、世帯の財布をあずかって家計をきりもりする役割は、女子老人に集中するが、別居世帯(C)と未婚子同居世帯(N)では男子老人でこの役割を担当する者もまれにある。女子老人が病弱等でこの役割を担当できなくなったか、もともと担当していなかった場合に、このまれな形が出現する。既婚子同居世帯(C—N)ではこの役割はつぎの世代に移譲され、未亡人を含む世帯(M—N)ではその傾向が一層著しくなる。とくに75歳以上層ではまったく若い世代に移行している。

最後に、町内の集まりへの出席担当率は、前項と同様に専担と中心的担当の2つを合して求めた。この役割は代表的役割ではあるが、話を聞いてくる連絡役としての実務遂行の役割の面も併せてもっている。担当率が別居世帯(C)と未婚子同居世帯(N)で男女伯仲することは、上の推測を裏づけるものであって、世帯主であり中心的預金の名義人でもある男子老人の出席は代表としてのそれに傾き、世帯の財布をあずかるだけの女子老人の出席は連絡役としてのそれに傾くといえよう。既婚子同居世帯(C—N)や未亡人世帯(M—N)になると、女子老人の出席担当率のみ激減して1割をわることは、女子老人を煩わさずとも出席できる若い世代があることを物語っている。にもかかわらず女子老人が出席を担当している世帯では、若い世代が共働きのため出席しにくい状況にある。このことは、女子老人の出席の代理的連絡役の性格を裏書きするものといえよう。なお別居世帯(C)では、出席担当者のいない事例もある。これは、よほど重要なことでなければ出席せず、ふだんの会合の様子は隣人から伝達をうけるのであろう。

要するに、別居世帯(C)ではもちろんのこと、未婚子同居世帯(N)でも、老人は家政の管理的代表的役割を男女の性別分業にもとづいて遂行しているが、既婚子同居世帯(C—N)になると、既婚子夫婦が半ば以上の事例においてこれらの役割を担当し、老人は隠居的地位に後退している。この傾向は未亡人世帯(M—N)において最もはなはだしい。就業(収入獲得)と家政の代表的役割をと

おして手段的(instrumental)に社会と結びつくのであるが、(C)と(N)ではこの役割が老人にとって過大となり、(C—N)、(M—N)では老人がこの役割からの離脱(disengagement)を促がされる傾向のあることが推測されるのである。

IV 臥床老人の介護

客体老人の6～7割は健康状態を「普通」と自己判定しており、「病弱」というのは2割強にすぎない。しかし、65歳以上ともなれば常に病気にかかる危険があるだけに、病気の時には誰が主に看護をするか、老人に対する看護的役割担当者の居住形態別差違をとらえておくことは重要であろう(表12)。

まず別居世帯(C)では、夫婦が互いに相手の看護をしている。しかし、なかには近くに別居している娘や息子の嫁をあてにしているものもある。無回答が別居老人にとくに多いのは、「病気の時には子どもにかかる」と答えた者が3件あり、この3件とも子どもがすぐかけつけられるような距離(市内)には住んでいないので「無回答」に合算した、そのためである。これらは、平常はかなり離れて別居(散居)していても、病気の時には子どもの看護をあてにできる例といえる。もし、夫婦とも病気の時は子どもをあてにできるか、という質問をしたなら、子どものある別居夫婦の大多数が肯定的に答えたと思われる。

未婚子同居老人(N)の場合、夫婦が互いに看護をしあうが、女子老人には同居子や別居の娘に看護を依存する者もある。既婚子同居老人(C—N)の場合、男子老人の看護は主に妻がやるが、嫁が担当するものも少くない。他方、女子老人の看護はむしろ嫁や娘(あととり)が担当する。夫は次位におち、別居子への依存はみられない。老人夫婦については、夫の看護は妻、妻の看護は嫁かあととり娘、というパターンがあるように思われる。未婚子と同居の場合、娘が看護人となることが少いのは(娘がある6世帯中1件のみ)、娘には夫がなく、したが

表 11 家政における管理的代表的役割担当率

	世帯主名義をもつ率		世帯の中心的預金の名義人率		世帯の財布の管理担当率		町内の集まりへの出席担当率	
	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人	男子老人	女子老人
C	96.0	4.0	76.0	12.0	4.0	96.0	46.0	42.0
N	100.0	0.0	88.9	0.0	11.1	88.9	44.4	55.6
C—N	48.1	0.0	44.0	0.0	0.0	37.0	33.3	3.7
M—N	—	4.2	—	1.4	—	8.4	—	7.0

って家計を助けるために定職をもたねばならず、いきおい看護を期待しにくいゆえであろう。未亡人(M—N)の場合、既婚子との同居女子老人において認めた傾向が、夫がないだけに一層鮮やかに現出している。

看護の一般的パターンのひとつは、妻から夫へのサービスであって、これは妻の家庭的サービスの一面とみなされよう。第2は確認は十分とはいえないが、若い世代から古い世代へのサービス・パターンであって、嫁やあとり娘から女子老人への看護として現われている。第3は相互性のパターンである。これは嫁や娘のサービスが受けにくいときに、夫と妻の間に見られる。若い世代と古い世代の間にもある程度は見出しうるものであろう。この3つのパターンが居住形態によって異なる程度の組合せを示すのである。

V 老人の孤独と生き甲斐

1. 老人の孤独と住宅状況

老人の孤独というきわめて心理学的な問題に、住宅状況という物的・生活慣習的な、外的な与件から接近したい。老人世帯の住宅状況は表13に一覧にしたとおりである。全体として持家率84%、部屋数4.6、畳数27.8、1人当たり畳数6.0となり、同じ掛川旧町域で行なった児童養育費調査の客体よりも、住宅状況はかなりよい⁵⁾。家族周期の前期にある世帯よりも、後期にある世帯のほうが、最高寒暖計のような蓄積性の住宅状況がすぐれているのは当然のことである。居住形態別に見ると、平均世帯員数の大きい形態ほど、部屋数・畳数はもとより持家率さえ高いなかであって、未婚同居世帯(N)だけは、格段に劣っている。この世帯は老人の収入も一般的に低かったが、住宅状況の劣位は低収入と関連していると考えられる。

これに対して寝室数・寝室畳数は、平均世帯員数の多い形態ほど、例外なく多くなっている。これは、寝室面積は住宅面積全体よりも、より直接に人数の多少によ

表 12 老人の病気の時の看護人

	夫										妻									
	同 居					別居		N. A.	計	同 居					別居		N. A.	計		
	妻	男子	女子	嫁	婿	子夫婦	女子			嫁	夫	男子	女子	嫁	婿	子夫婦			女子	嫁
65C	8								2	10	8								2	10
70	6								1	7	6							1	7	
75	3						2	1	1	7	2						3	1	1	7
80	1									1	1									1
小 計	18						2	1	4	25	17						3	1	4	25
65N	2	1								3	2	1								3
70	4									4	2	1	1							4
75	2									2	1						1			2
小 計	8	1								9	5	2	1				1			9
65C—N	4			2						6	3			3						6
70	4	1	1	2		2				10	3	1	2	2		2				10
75	5				1					6	2		1	3						6
80	3			2						5			1	4						5
小 計	16	1	1	6	1	2				27	8	1	4	12		2				27
60M—N													4	10						14
65												1	2	7	1				1	12
70													4	13		3			1	21
75												1	1	15						17
80													3	3		1				7
小 計												2	14	48	1	4			2	71
計	41	2	1	6	1	2	2	1	4	61	30	5	19	60	1	6	4	1	6	132

(注) C—NおよびM—Nの同居子はみな既婚のあとり。

5) 中鉢正美編『家族周期と児童養育費』至誠堂、1970、165-166ページ。

て規定されるからであろう。しかし老人寝室だけを抜き出すと、やはり未婚子同居世帯(N)の住宅状況の劣位さが現われる。この点は老人専用部屋率、専用部屋があるものの平均畳数にも示されている。

老人の専用部屋率は、老若2夫婦同居(C-N)の場合最も高く、未亡人と若夫婦同居(M-N)の場合これにつき、老夫婦と未婚子(N)の場合に最も低い。この比率は老人の空間的分離率でもある。世帯を核家族の組合せとみるなら、空間的分離率の序列は予想のとおりであるが、未婚子(といってもほとんどみな成人)同居世帯の低さは、住宅の狭さにもよると考えられる。

敷地の所有率は持家率に比べて一般にやや低いが、その相対的な序列には変りがなく、未婚子同居世帯(N)の比率がとくに低いことも同様である。ところが持家の所有名義、敷地の所有・借地名義が老人である率は、この世帯において最も高く、 $N > C > C-N > M-N$ という順序になり、とくに未亡人(M-N)の場合低い。老人が名義人でないのは主として子の名義になっているからである。したがって、未亡人の場合に老人の名義率が最も低いのは当然というべく、既婚子同居夫婦(C-N)の場合がこれにつぐのも理解できる。そして、別居老人でも子が名義人である例がなかにあるのは、別居にかかわらず親子の間の継承が認められて興味深い。ただ未婚子同居老人および未亡人の場合予想外に高率なのは、前者では主として事例数が少いたため、後者では亡夫の名義のままを合算したためである。

つぎに、平均値で問題にした寝室数の分布と、寝室配分をとりあげよう(表14)。寝室数は(C)と(N)では1~2室で、最頻値はそれぞれ1室と2室にある。(C-N)では2~5室に散らばり、最頻値は3室にある。(M-N)では2~4室、そして2室と3室に集中している。以上は夫婦の組数と子の数を軸として考えられる家族構成から、大体予想しうるところである。

さて、寝室配分を夫婦間の合寝(同室就寝)、老人および若夫婦の独り寝、彼らと子や孫との合寝・分寝(別室就寝)にまとめた。まず別居老人(C)は高い夫婦合寝率(88%)を示すが、残りの独寝もひと続きの部屋で寝るのが多いと考えられる。未婚子同居老人(N)の夫婦合寝率がいく分低い(78%)のは、子との合寝があるからであろう。子からみれば、両親との合寝・分寝の事例が相半ばしている。夫婦合寝が子との合寝と重なったり、相補ったりすることが示唆されている。

既婚子同居老人(C-N)も高い夫婦合寝率(85%)を示すが、子夫婦のほうはより高く、分寝の例はまったくな

い。若夫婦では、子との合寝も少くないのに、夫婦合寝率がきわめて高いのである。未亡人(M-N)にはもちろん夫婦合寝は該当しない。他方、若夫婦の夫婦合寝率はきわめて高く、子との合寝も多い。未亡人の主なパターンは、合寝の相手が死亡したあとの独り寝(62%)であり、(C-N)では少かった孫との合寝が多くなっている。寝室配分のなかに、未亡人の孤独さと、孫による孤独の部分的緩和が暗示されている。未亡人では老人専用部屋のあるのが7割に上るが、専用部屋の使い方によっては、晩年の孤独を深める可能性もあるといえよう。

つぎに、形態別にどのような寝室配分が卓越するかを寝わけ方についてみると、つぎのようになる。別居老人(C)では老夫婦が1室に合寝する形が圧倒的である(88%)。未婚子同居世帯(N)では、老夫婦と子がそれぞれ1室ずつとって合計2室となる形が多い(44%)。既婚子同居世帯(C-N)では、老夫婦が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(26%)、老夫婦が1室、若夫婦が1室、孫が1室、計3室の形(26%)、老夫婦が1室、若夫婦が1室、孫が2室、計4室の形(19%)が比較的多い。未亡人世帯(M-N)では、未亡人と孫が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(23%)、未亡人が1室、若夫婦と孫で1室、計2室の形(20%)、未亡人が1室、若夫婦が1室、孫が1室、計3室の形(18%)、未亡人が1室、若夫婦が1室、孫が2室、計4室の形(10%)が比較的多い。家族構成が単純であるほど、また人数が少いほど、部屋数の少いところに集中し、逆の場合、部屋数が多くなるとともに部屋数のばらつき幅も大きくなっている。合寝しやすい順は夫婦、夫婦と子、未亡人と孫となる(きょうだいは考慮外)。とくに夫婦は合寝ときまっているといえよう。それに対して、老夫婦(あるいは未亡人)と若夫婦は別寝ときまっている。子や孫が親や祖父母・きょうだいと合寝するか別寝するかは、子孫の人数・年齢・性別組合せ、住宅の広さなどによって規定されるようである。

最後に、寝室の大きさを捨象して、たんに寝室数についてモデルを設定し、現実との一致不一致関係を点検してみよう。モデルはつぎのような基準を組み合わせてつづった。

- ① 夫婦、未亡人は未就学児童以外の家族員とは合寝しない。
- ② 小学校児童以上は親や祖父母と合寝しない。
- ③ 小学校児童は性別にかかわらずきょうだいとの合寝は可であるが、中学校生徒は同性きょうだいとの合寝のみ可。

④ 高校生以上は単独寝。

モデル的寝室数を達成していない事例の比、部屋数の制約のためモデルを達成することの不可能な事例の比、食寝分離の原則を加えた場合にモデルを達成することが不可能になる比の3つを、居住形態別に掲げたのが表15である。この表で注目すべきことは、モデル達成不可能率が低いのに、別居老人(最もモデルを達成しやすい)を除いて、現実のモデル非達成率が高いことである。現実の部屋数から食堂用に1部屋控除した数がモデル的部屋数よりも少ない事例の比、つまり食寝分離を含むモデル達成不可能率、と比較しても、なおモデル非達成率は高い。これは住宅が狭いから、部屋数が少いから、モデルを達成できないというものは少いことを示している。多くは、部屋の余裕があるにもかかわらず、集って寝ているのである。この密集就寝の傾向は、子や孫が親や祖父母と合寝したり、きょうだいと合寝したりすることに、端的に表明されている。これは日本人の寝わけ方に見られる文化的特徴とも考えられるものである。密集就寝の傾向は、夫婦の性的結合の拘束を伴うが、老人にとっては、なかでも夫に先立たれた老女にとって、これは孤独を和らげる助けになるものといえよう。密集就寝は児童の独立を遅らせ、集団本位的な性向を培うといわれる。

表 15 モデル的寝室数と現実

	モデル非達成率	モデル達成不可能率	食寝分離を含むモデル達成不可能率
C	0.0	0.0	4.0
N	55.6	22.2	33.0
C—N	33.3	7.4	18.5
M—N	56.3	11.3	33.8

そのようなネガティブな機能のほかに、上記のポジティブな潜在的機能を認めることができる。

2. 老人のニーズと生き甲斐

この調査の質問項目に、「いま何が一番不満ですか」「思ったとおりにはできるなら、いま一番したいのは何ですか」というのがあり、この質問に対する回答を分析してみると、老人の主なニーズにはどんなものがあるかがわかる。それはつぎの4つにまとめられよう。第1は、月給・恩給年金・仕送り等に関するもので、経済的安定を志向する経済的安定欲求といえよう。第2は、健康を回復もしくは保持したいという、健康保持欲求、および病気の時には介護を受けまた費用の心配なしに医療を受けたいという介護・医療欲求、総じて保健欲求といえよう。第3は体力にみあう仕事をしたい⁶⁾、旅行や趣味の

表 13 老人世帯の住宅状況

	世帯員数	部屋数	畳数	1人当たり畳数	寝室数	1人当たり寝室数	老人専用部屋数	老人専用部屋率	持家のうち老人所有率	敷地所有率	敷地に老若夫婦の借名義			
C	2.0	4.0	24.8	12.4	1.1	7.6	3.8	7.6	—	84.0	85.7	60.0	83.3	
N	3.6	3.3	20.0	5.6	1.9	11.8	3.3	6.3	6.3	33.3	44.4	100.0	33.3	100.0
C—N	6.1	5.1	30.9	5.1	3.0	19.1	3.1	7.1	8.0	77.8	88.9	62.5	77.8	51.9
M—N	5.1	4.7	28.6	5.6	2.7	17.0	3.3	4.7	5.9	69.0	87.3	17.7	60.6	21.4
平均	4.6	4.6	27.8	6.0	2.4	15.3	3.3	5.9	6.5	68.2	84.1	43.2	62.1	43.3

表 14 寝室数の分布と寝室配分

	寝室数					計	老若夫婦合寝率	若夫婦合寝率	子と子の合寝率	孫と子の合寝率	子・孫の分寝率	老人独寝率	若夫婦独寝率
	1	2	3	4	5								
C	88.0	12.0				100.0 (25)	88.0	—	—	—	—	12.0	—
N	11.1	88.9				100.0 (9)	77.8	—	(若夫婦と)	—	44.4	11.1	—
C—N		29.6	40.7	25.9	3.7	99.9 (27)	85.2	100.0	(若夫婦と)	11.1	51.9	14.8	0.0
M—N		45.1	42.3	12.7		100.0 (71)	—	95.8	(若夫婦と)	36.6	12.7	62.0	2.1
計	17.4	38.6	31.1	12.1	0.8	100.0 (132)	—	—	—	—	—	—	—

ことをしたいという社会的活動欲求、第4は隔意のない話合いの機会がほしい、家族の人間関係のいたわりのなかで安定感をえたいという、情緒的反応欲求である。

経済的安定欲求・保健欲求・社会的活動欲求・情緒的反応欲求の4つは、そのおのおの、また2つ以上が結びついた欲求複合も、老人に特有のものではない。青少年にも中年の者にもひとしく見られる。しかし青少年や中年にとっては、これらの諸欲求は普通達成を約束されている欲求である。それに対して、老人にとっては必ずしも達成を約束されていない。いずれも人間の基本的欲求であるのに、その達成が必ずしも約束されていないという意味で、深刻な問題をはらみうる欲求といわなければならない。

経済的安定欲求は、加齢に伴う本人あるいは配偶者の労働能力の損耗、したがって稼働能力の減退につれて、独力では満しがたくなる。保健欲求については、加齢に伴って病気にかかりやすくなるため、健康保持欲求よりも介護医療欲求のほうが強くなり、他者への依存が強まる。社会的活動欲求は体力の減損に伴って低下し、趣味のこともむしろ情緒的安定欲求とかかわってくる。情緒的安定欲求は、配偶者を失うことにより、これまた他者への依存によって満されることになる。しかし、他者も経済的安定と介護医療がまずまず達成できれば能事終りとして、情緒的反応まで配慮しきれず、ここに老人のいわゆる孤独感が問題となってくるのである。

これらの諸欲求は、伝統的家族制度では家の後継者たる子との同居によってほぼ達成された。経済的安定欲求は同居子の扶養によって満され、保健欲求は罹病時の子の介護によって満され、社会的活動欲求は家業・家政について補助的周縁的もしくは後見的役割を担当することによって満され、さらに同居親族ことに幼い時から手塩にかけた孫との接触のなかで、情緒的反応欲求の満足がえられたのである。もちろん、老人の諸欲求が十分に達成されたとはいいがたいであろう。とくに実子がない場合、未亡人となった女子老人の場合、なかでも子夫婦との折合いがわるい場合には、しばしばこれらの諸欲求の充実に問題が生じたことはよく知られている。しかし、

そのような事実があるにせよ、社会規範は同居子による欲求の満足を期待した。この社会規範によって、老人の欲求充足は守られた。しかるに家族制度の変革はこの社会規範を衰弱させて、一方では子があるのにどの子とも同居しない老人をふやし、今もってわが国老人の支配的居住形態である同居については、同居扶養の内容を変化させて、老人の欲求充足における問題性を顕在させたといえよう。このような展望のなかで掛川の老人の生き甲斐と不満を居住形態別に観察しよう。

別居老人(C)の生き甲斐は、末子の成人、孫の成長、仕事、趣味(書道のほかに酒を含む)、旅行であるが、不満としては、恩給が少い、再就職後の月給が安い、老齢福祉年金が支給されない、お金が足りないなど、経済的安定欲求の不充足に属するものが多い。また、近所に住む嫁に思いやりがない、最後のめんどろを誰にみてもらえるだろうか不安であるなど、保健欲求と結びついた情緒的反応欲求の不充足に属するものも少くない。さらに、子どもと同居していないことを不満とする者、また、いま何が一番したいかという、子と同居したいというのがこの形態では目をひいた。同居によって諸欲求の充足を求める傾向が認められるのである。

別居老人の保健欲求・社会的活動欲求はさしあたってある程度充足されているとしても、経済的安定欲求はしばしば不充足を来し、情緒的反応欲求にもかなりの不充足が残ると見ざるをえない。なかには、充分な仕送り(月5万円)を受けているので別居でもよいという老人や、自分の身の回りの始末ができなくなって子どもと同居するくらいなら死んだほうがよい、という老人もいるが、終戦時すでに40歳以上であったこれらの人々には、親子同居はほとんど自然的な秩序にもひとしいであろう。しかるに子や孫との日常的接触のないことが、情緒的反応欲求の明らかな不充足をもたらしているといえよう。

つぎに未婚子同居老人(N)の場合は、子どもの成人、孫の成長、趣味(碁・魚釣)などが生き甲斐であり、子どもたちが勝手にお金を使ってしまうとか、長男が別居して仕送りもないといった不満をもっている。旧制度なら同居すべき長男が結婚して別居しているという点では、別居老人の場合と事情は同じであるため、似た経済的情緒的欲求不満をもつのであろう。

既婚子同居老人(C-N)の場合も、生き甲斐は前2者と似たりよったりであって、孫の成長・仕事・趣味(山登り・盆栽・魚釣・将棋・花づくり・手芸、それに酒を含む)・旅行などがあげられた(しかし、もはや子の成

6) 60歳以上の老人に対する厚生省の調査(昭和43年)によれば、男子老人の93%、女子老人の87%が、のんびり遊んで暮らすより働いたほうがよい、と答えた。いわゆる楽隠居の予想はあたらない。

7) 70歳以上の男子老人、65歳以上の女子老人で、食べられない、というのが過半を占める(昭和43、厚生省調査)。また、70歳以上の男子老人、60歳以上の女子老人において、収入のある仕事への就業率が50%を割っている(昭和44、総理府調査)。

バロン(Milton L. Barron)は、老年の問題として、①収入の不足、②不健康、③情緒的不安、④社会参加と娯楽の欠如を挙げているが、筆者の4つのニーズにはほぼ照応していることは明らかである。Milton L. Barron, *The Aging American: An Introduction to Social Gerontology and Geriatrics*, Thomas Y. Crowell Co., 1961.

人、というのが出現しないことに注意)。不満としてはこれまた同様に、恩給が少い、老齢福祉年金が支給されない、給料が少いなど、経済的安定欲求の不充足というべき事項が挙示されている。既婚子の家計に包摂されているのに、なお経済的安定欲求の不充足を訴える例のあるのは、老人夫婦が子の家計のなかで不完全ながら下位の家計をなしていることのひとつの証左といえよう。もう一群の不満は情緒的反応欲求に関するものである。子との別居を不満とする例はもちろんないが、同居子夫婦に対して、しっくりいかぬとか、もっと朝食の仕度をしたり孫の世話をしてほしい、などの不満が表明されている。既婚子との同居老人はとくに同居孫との日常的接触によって情緒的反応欲求の充足を助けられているが、同居子夫婦との和合いかんによっては、かえって欲求不充足になることもあるのである。

既婚子同居の未亡人(M—N)の場合、生き甲斐としては仕事・旅行もあげられたが、圧倒的に多いのは孫の成長を生き甲斐とする事例であって、夫が死亡しているだけに、孫との接触が情緒的反応欲求充足の主な方途であることが察せられる。不満としては、収入がない、老齢福祉年金が支給されないというのがあり、既婚子との同居によって衣食住は充足されても、小遣にこと欠く老人がいることを暗示している。また、医療費が高くて困るという不満は、家庭内に介護者がいても、医療サービスを受けるのに躊躇を覚える老人の存在を物語っている。不満のなかで多いのは、家庭が円満でない、年寄りを大切にしてくれない、若い者はものを粗末にする、など子夫婦に対する不満であって、同居未亡人では子夫婦との折合いに問題があると、夫がいないだけに情緒的反応欲求の不充足を起こしやすいことを示している。また、年寄りの集まる場所がない、と同年齢層の接触機会の欠如を訴える者もあり、同じ不満は既婚子同居老人(C—N)でも一番したいことのなかに登場してきた。

要するに、病弱でない限り、保健欲求と社会的活動欲求はどの居住形態においてもほぼ充足されていると見込まれるが⁸⁾、他の2欲求はそうではない。別居老人(C)は別居そのものによって経済的安定欲求と情緒的反応欲求が不充足になりやすい。既婚子同居老人(C—N, M—N)の場合には諸欲求の充足が比較的良好に行われているが、他面親と子夫婦との折合いいかんによってはかえって情緒阻害の傾向もある。また、同居していても、

夫婦単位の分化が進んでいるためか、老人も小遣くらいは自分で保持しようとし、経済的安定欲求の不充足感が顕在している。以上の指摘の限りにおいて問題の少ないのは、親子水入らずの未婚子との同居形態である。しかしその半ばまでが30歳を過ぎているのに未婚である娘を含んでいる事実が示すように、また男子老人の大部分が仕事をもっていないことにも窺いえるように、別の面で問題をはらむ形態であることは否定できないであろう。

なお、老人の生き甲斐は、(C)と(N)では子の成人が強調され、(C—N)(M—N)では孫の成長が強調されているという差のほか、居住形態別の特色は明らかでない。その反面、形態の差、男女の別を問わず、年齢が高まるにつれて生き甲斐の重点が能動的なものから受動的なものへ移る。仕事などが減り、健康とか人の親切などがふえるのである。性別では、女子老人は子や孫の成長をしきりに出すが、男子老人はそれほどこのことを口にせず、酒が登場する。

「何歳まで生きたいか」というと、元気で人の厄介にならない限りはいつまでも生きたい、というのが老人の偽らぬ心境である。ただこれを子や孫の成長と関連させていう時には、(C)と(N)では息子(末子)に嫁をもらうまで、(C—N)(M—N)では孫が一人前になるまで、という異なった照準点をとるのは、生き甲斐に見られる子から孫への対象の推移と照応するものであろう。

むすびに代えて

—家族周期との関連—

とり上げた4つの居住形態によって、老人世帯はその家族構成はもとより、老人の所得(収入額と収入源)と住宅においても、家族的役割の配分(管理的代表的役割、収入獲得、看護)においても、また老人のニーズと生き甲斐においても大きな差異のあることが判明した。またそれぞれに異なった問題がひそむことも明らかになったように思われる。

最後に注意しておきたいのは、居住形態と家族周期との関連である。それぞれの居住形態は他の形態と質的に異なるタイプではなく、時間の経過と共に互いにどの形態へでも転換しうるものである。なかでも、あるものについては転換がむしろ常態といえる。たとえば、既婚子同居世帯は男子老人65歳層→70歳層と順次つながっていくよりは、(C—N)70歳層→(M—N)70歳層と形態を切りかえていくのが常態であろう。そして、全体としては、(C—N)→(M—N)、(N)→(C)と形態を転換していくのであろう。(C—N)→(M—N)は旧家族

8) 費用の心配なしに医療を受けたい、力に合った仕事をしたい、という欲求も顕在化していることは、一部に不安定があることを裏書きするものであろう。医療費が高くなった現状において、また調査対象のように自営業的背景の乏しいところにおいては、その傾向を否定できないであろう。

制度的転換であり、(N)→(C)は新制度的転換とい
てよい。

しかし、(N)も(C)も旧制度が弛緩したところに生
じたものであり、(C-N)、(M-N)もその構成を仔細に
観察すれば、(C)や(N)と同じく時代の所産たるふし
がある。形態的には旧制度的でも、内容的には新制度的な
ものを含んでいるのである。そこで、(C)や(N)には子
夫婦の離家によって(C-N)もしくは(N-N)から転換
したものがあると同様に、現在の(C-N)も(C)に転
化する可能性なしとしないし、今日の(C)もやがて子夫
婦に合流して(C-N)あるいは(M-N)の形態に変転す
ることもあろう、と思われる。

もちろん、(M-N)は未亡人が生きている限り他のど
の形態にも転換することなく加齢することであろう。こ
のように、同じ形態のなかでの加齢と、加齢に伴う形態
変化の双方がからみあいながら、老人世帯の現実とその
問題をつくり出していく。これを周期的発達観の観点から
ではなく、居住形態の差を軸として、つまり静態的に、
主要な局面について観察したのは、周期的発達の一般的
回路(段階)を設定することが困難であるからである。

居住形態ごとに、さらに年齢階層を加味しつつ傾向を
観察したが、老人世帯を平均値で論ずることはしばしば
正確でないことがある。老人夫婦の長い家族歴が多くの
変数を導入し、かつ同じ変数の幅を大きくしているから
である。たとえば、われわれの客体夫婦の年齢差は-5
歳から17歳にわたり、再婚率は16%と高い(年齢差9歳以
上における再婚率は50%)。また、初婚年齢は15歳から
61歳に分布する(ただし31歳以上はおおむね再婚)。子の
数はまったくないものから多いのは10人に及ぶのであ
る。したがって、変数が老人世帯ほど多くなく、その幅
も限られているか統制を加えても必要な事例数をえやす
い、周期段階上前期の家族のように、第1子の年齢で3
歳もしくは6歳刻みで観察するなどということができな
い。家族周期的発想が後退しているのは、段階移行を標

準化しにくいうえに、いま掲げた事由が加わっているの
である。
(1972.1.9.)

付 記

1. この研究は昭和 45, 46 年度の厚生科学研究費の
補助を受けて中鉢正美氏(慶応義塾大学)を主任研究者
として行なわれたものである。

2. 今回の概況報告は、Ⅰ世帯、Ⅱ家計、Ⅲ経済類型
別高齢者生活費、Ⅳ栄養の4部から成っている。本号に
はそのⅠおよびⅢを掲載しており、次号にⅡおよびⅣを
予定している。

3. この研究のための実態調査(静岡県掛川市におけ
る高齢者世帯生活調査)の参加者は、森岡清美(東京教
育大学)を中心に下記のとおりである。(五十音順)

磯部しづ子(中京女子大学)
伊藤 秋子(お茶の水女子大学)
大本 圭野(社会保障研究所)
小沼 正(社会保障研究所)
佐々木淑恵(お茶の水女子大学)
杉原 由機(山脇学園短大)
曾原 利満(社会保障研究所)
花島政三郎(社会保障研究所、現北海道家庭学校)
馬場 紀子(お茶の水女子大学)
三橋 雅子(東京成徳短期大学)
前田 正久(厚生省統計調査部)
松村 祥子(大妻女子大学)
光井 妙子(慶応義塾大学)
山川喜久江(国立栄養研究所)
湯本 和子(学習院女子短期大学)

4. 今回調査の実施に当って掛川市当局の絶大な協力
を仰いだ。また、掛川市婦人会の方々や中京女子大学の
学生諸君には各種調査の調査員として、それぞれ活躍を
いただいた。ここに感謝の意を表する次第である。

地方小都市老齡者世帯の居住形態別分析

——經濟類型別老齡者生活費——

伊 藤 秋 子
杉 原 由 機
佐々木 淑 恵
馬 場 紀 子

序

老齡者の問題はすべての面において、幼、青、壮年期とは異なる複雑な性格をもつとみられるが、經濟問題はとくに複雑であり、老人福祉の鍵を握る重大なポイントと考えられている。老齡者の生活費に関する資料は少く、とくに子世帯と同居している者についての資料はほとんど得られない。しかし、老齡者（60歳以上人口）のうち、79.7%が子どもと同居しているという¹⁾現状では、子世帯と同居の老齡者についての經濟状態を明らかにされることが望まれる。

今回の静岡県掛川市における「老齡者世帯生活調査」のうち、とくに家計調査（記帳期間は、昭和45年8～9月の1カ月間）は以上の要求にこたえるものである。

ここでは、この調査結果に基づき老齡者の經濟生活を類別し、各經濟類型別に、老齡者自身の収入、老齡者自身の生活費（これは子世帯が老齡者のために支出したものと、老齡者自身の収入から支出したものの両者を加えてみる）を観察する。

I 老齡者の經濟類型

1. 分類の方法

(1) ここで採った分類

老齡者の經濟生活を明らかにするためには、何らかの經濟的な指標をもって分類しなければならないが、性格を異にする世帯の結びついたものを分類し、それぞれのグループの特色を捉えることは種々の支障があって困難である。ここでは、1つの試みとして、つぎのような分類を行ってみた。

① 独立世帯、同居世帯。

② 独立世帯については安定した収入のあるものと、ないもの。

③ 同居世帯については、自由になる収入のあるものと、ないもの。

④ 自由になる収入のあるもののうち、家計へ入れるものと、入れないもの。

⑤ 家計へ入れるもののうち、入れる金額が老人1人の食料費より大きいものと、小さいもの（この分類は、世帯数が非常に細分されるので、分類はしたが、それぞれの収支をみることはしていない）。

(2) 分類の基準

A. 老齡者の収入の種類

① 勤め先収入

② 内職収入

③ 恩給・年金など

④ 仕送り（同居の子以外から）

⑤ 同居の子からの小遣い

⑥ 預金引出……調査期間中の生活費が「預金引出」によるものであっても、家計簿の参考記入事項や、小遣帳の「年間収入」欄などを検討して、預金の源がはっきりすれば、預金の源である、③、④、⑤などを収入源とした。

⑦ その他の収入……主として財産所得（そのうちでも主として家賃・地代）。

B. 「安定した収入」について（独立世帯の場合）

a) Aにあげた収入のうちから、まず種類としてはつぎのものを採る。

① 勤め先収入

② 恩給・年金

③ 子どもからの仕送り

④ 家賃・地代

b) 以上の収入のうち「金額が夫妻で約2万円以上で定期的であること」を基準とする（昭和45年4月1日改訂の1級地、標準4人世帯の最低生活費は4万2,772円であることを勘案して、この金額に線を引いた）。

1) 厚生省統計調査部、『昭和43年国民生活実態調査報告』、66ページ。

c) Nタイプの世帯については、老人自身に生活費に見合う収入がある場合を安定とし、子どもの収入に依存しているものを不安定とした。

C. 「自由になる収入」について（同居世帯の場合）原則としては「要求しなくても定期的に入るもの」(a), (c), (d), (e) とした。

D. 家計へ入れるもの

老人の収入のうち、金額の大きさを問わず、家計へ入れるものを採った。

以上のような基準で分類をしたが、さらにこの中に家族構成のタイプ、すなわちC, N, C—N, M—N, を組み込み、年齢は外して作成したものが表1である。

なおこの調査の対象世帯の決定については本誌掲載の森岡清美「地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析——世帯——」を参照されたい。

2. 高齢者世帯、経済類型の分布

先に述べた分類方法により、高齢者世帯を経済類型に分けると、つぎのような結果となった。ここに表わした比率は、この調査で対象となったものの中での比率であって、旧掛川市の高齢者全体に対するものではない。

(1) 独立世帯 34世帯 (25.8%)

この調査においては、子世帯が自営業のもの、寝たきり老人、高齢者の単身世帯その他、若干のタイプのものを除いてあるので、独立高齢者世帯の割合は全国平均20.3%よりもかなり大きい²⁾。

A. 独立世帯のうち、

安定した収入のあるもの 23世帯 (17.4%)

安定した収入のないもの 11世帯 (8.3%)

「安定した収入のあるもの」のほうが多いが、これは、安定した収入があるので独立しているのか、独立せざるをえないから、勤めて稼得しているのか、一層深く

問題を掘り下げる必要がある。

B. 「安定した収入のあるもの」の多くはCタイプ (21世帯, 15.9%)である。Nタイプが少い (2世帯, 1.5%) のは、Nタイプが高年齢で生れた末子とともに構成する家族であるか、あるいは、かなりの年齢の未婚の子どもと構成する家族であって、正常なものが少いためにようにみうけられる。

C. 安定した収入がないのに独立しているものは、Nタイプに多い (Nタイプ7世帯 5.3%, Cタイプ4世帯 3.0%)。ここにも高齢者を含むNタイプの不安定さをみることができる。

(2) 同居世帯 98世帯 (74.2%)

この調査が正確な意味での全部調査とはいえないので、この比率をみて云々することはできないが、同居している高齢者が、独立のものより著しく大きいのは明らかである。因みに先進国における同居高齢者は20~40%である³⁾。

A. 同居世帯のうち、

自由になる収入のあるもの 89世帯 (67.4%)

自由になる収入のないもの 9世帯 (6.8%)

「自由になる収入のあるもの」のほうが圧倒的に多い。しかし、「自由になる収入」といっても、その額や種類にはかなりの相違がある。

B. 「自由になる収入のあるもの」のうちを、世帯タイプ別にみると、

C—N 25世帯 (19.0%)

M—N 64世帯 (48.5%)

となっており、M—Nが圧倒的に大きい。しかし、もともM—NのほうはC—Nよりも調査対象が大きいのでこれは当然である。そこでC—N全体、M—N全体に対する比率をみると、

$C-N = 25/27 = 92.6\%$

$M-N = 64/71 = 90.1\%$

表1 高齢者世帯、経済類型別、世帯数（掛川、昭和45年）

独立世帯 (34世帯) (25.8%)	— 安定した収入のあるもの (23世帯) (17.4%)	— C (21世帯 15.9%) N (2世帯 1.5%)
同居世帯 (98世帯) (74.2%)	— 安定した収入のないもの (11世帯) (8.3%)	— C (4世帯 3.0%) N (7世帯 5.3%)
	— 自由になる収入のあるもの (89世帯) (67.4%)	— 家計に入れるもの (12世帯) (9.1%) — C—N (8世帯 6.1%) M—N (4世帯 3.0%)
		— 家計に入れないもの (77世帯) (58.3%) — C—N (17世帯 12.9%) M—N (60世帯 45.5%)
	— 自由になる収入のないもの (9世帯) (6.8%)	— C—N (2世帯 1.5%) M—N (7世帯 5.3%)

2) 厚生省統計調査部、『昭和43年国民生活実態調査報告』、66ページ。

3) 館裕、『老人の増加と偏在』『ジュリスト』No.495, 1971。

で、大した差はない。

C. 自由になる収入のあるもののうち、

家計に入れるもの 12世帯 (9.1%)

家計に入れないもの 77世帯 (58.3%)

自由になる収入があっても、家計へ入れないものが普通であることが示されている。

D. 家計に入れるものをさらにタイプ別にみると、

C—N 8世帯 (6.1%)

M—N 4世帯 (3.0%)

であるが、M—Nの全数がC—Nの全数より著しく大であるので、それぞれの全数に対する割合をみると、C—N 29.6%, M—N 5.6%で、C—Nのほうが家計へ入れる余裕が大きいと認められる。逆に、家計へ入れないもの77世帯の内訳は、

C—N 17世帯 (12.9%)

M—N 60世帯 (45.5%)

でM—Nが著しく大であるが、上と同様にC—N、M—Nそれぞれの全数に対する比率は、C—N 62.9%, M—N 84.5%で、両方の割合は前よりも接近するが、M—Nのほうに、家計へ入れないものの多いことを否むことはできない。つまり、女子老人が1人の場合は大多数が自由になる収入があっても家計へ入れていないが、高齢者夫妻揃っていると、家計へ入れるものが増える。

E. 自由になる収入のないものをタイプ別にみると、

C—N 2世帯 (1.5%)

M—N 7世帯 (5.3%)

で、M—Nのほうが大きいため、ここでも女子老人1人の子どもと同居している生活が、経済的に、さらに立場としても恵まれていないことを推測することができる。

F. ついでながら、家計へ入れるもの12世帯のうち、家計へ入れる金額と食料費（高齢者1人分）との関係をみると、

C—N 8世帯	入れる金額 > 食料費	4世帯
	入れる金額 < 食料費	4世帯
M—N 4世帯	入れる金額 > 食料費	0世帯
	入れる金額 < 食料費	4世帯

と、食料費より大きい金額を入れるものは12世帯のうちの1/3に過ぎず、それはC—Nタイプに限られている。

つぎに、この類型別各グループの収入および生活費について詳細に述べることとするが、ここであらかじめお断りしておくべき若干の事項をあげる。

① 経済類型の分類は、家計簿に記入されたもの以外に、家計簿の表紙裏の参考事項を参考として分類したもの

のであるのに対して、以下の表に示す収入、支出の金額は、家計簿と高齢者小遣帳からとったもののみである。

② ここで、あつかう「収入」とは高齢者自身の収入であるのに対し、生活費のほうは、同居子世帯で高齢者の分として支出しているものと、高齢者の小遣帳に記されたものの両方が加わっているため、収支のバランスはとれていない。

③ 高齢者夫妻の収入は「世帯当り」で考察するが、生活費は「1人当り」で考察する。収入のほうは稼得者が多くは1人であり、夫妻に対して2人分の収入があるとはいきれないので、あるがままの「世帯当り」収入をとった。これに対して生活費は2人分は1人分の2倍ではないにしても、2人分は支出せざるをえないので「1人当り」で考察するのがより適切であると考えたからである。

II 高齢者の収入

高齢者の収入を、前記の経済類型に基づいて考察する。

集計にあたっては、家計簿および小遣帳から高齢者の収入のみをとりだし、1世帯当りの収入金額の平均値を、経済類型別および世帯のタイプ別に算出した。これが表2として示したものである。

1. 収入総額

表2より高齢者の収入総額を、経済類型別および世帯のタイプ別にとりだすと図1のようになる。

(1) 全世帯

収入のあるもの、ないものすべての調査世帯 (132世帯) の平均は、約2万円である。

(2) 独立世帯

独立世帯の平均は約4万円で、全世帯の場合の2倍になっている。

A. 「安定した収入のあるもの」と「安定した収入のないもの」

「安定した収入のあるもの」の平均は約4万8,000円、「安定した収入のないもの」の平均は約2万1,000円と、後者は前者の約1/2弱である。すべての経済類型の中で、この独立世帯の「安定した収入のあるもの」が最も高い。

a 「安定した収入のあるもの」の中のCタイプとNタイプ——Cタイプの平均は4万8,000円をいくぶん上回り、Nタイプの平均は約4万3,000円でCタイプより若干低い。この経済類型に属するCタイプの平均は、す

表2 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1世帯当り収入

(単位: 円)

収入の種類		前月からの繰入金	収入総額	実収入	勤め先	事業内	業職	恩年	給金	仕送り	その他	実収入以外の収入	預貯金引出	その減	他資産	月掛	賦買	借	金	(再掲)金現収	(再掲)他帳簿からの収入	(再掲)他帳簿からの金	他帳簿への現金
経済類型																							
金額 (円)	金全帯世	(34)	独立世帯	安収るもの 安定したもの (23)	6,750	19,373	17,521	4,691	2,482	5,563	1,114	3,671	1,852	1,852	0	0	0	0	0	848	535	783	
					15,996	39,300	35,232	10,094	5,827	8,287	3,647	7,377	4,068	4,068	0	0	0	2,505	—	—			
					17,622	47,855	42,745	13,791	3,434	10,911	4,913	9,696	5,110	5,110	0	0	0	2,848	—	—			
					C (21)	17,710	48,305	42,709	12,857	3,649	11,608	5,381	9,214	5,596	5,596	0	0	0	2,951	—	—		
					N (2)	16,698	43,126	43,126	23,596	1,175	3,600	0	14,755	0	0	0	0	1,755	—	—			
					安収いもの 安定したもの (11)	12,596	21,414	19,523	2,364	10,831	2,800	1,000	2,528	1,891	1,891	0	0	0	1,788	—	—		
					C (4)	18,541	31,216	28,016	0	20,271	7,250	0	495	3,200	3,200	0	0	0	495	—	—		
					N (7)	9,198	15,812	14,669	3,715	5,435	257	1,571	3,691	1,143	1,143	0	0	0	2,526	—	—		
					自由になる収入のあるもの (89)	3,542	12,460	11,377	2,817	1,322	4,618	235	2,385	1,083	1,083	0	0	0	273	722	1,055		
					家計に入るもの (12)	3,901	13,720	12,527	3,101	1,456	5,085	258	2,627	1,193	1,193	0	0	0	301	795	1,162		
					C (8)	12,357	36,378	29,295	9,204	1,750	12,583	417	5,341	7,083	7,083	0	0	0	844	417	8,617		
					MN (4)	14,910	47,402	36,777	13,805	1,125	13,210	625	8,012	10,625	10,625	0	0	0	1,266	625	11,064		
	家計に入れないもの (77)	7,500	14,331	14,331	0	3,000	11,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,725						
	C (17)	2,583	10,189	9,914	2,150	1,409	3,916	234	2,205	275	275	0	0	0	216	854	—						
	MN (60)	2,571	15,484	14,714	8,444	870	4,482	0	918	770	770	0	0	0	154	412	—						
	自由になる収入のもの (9)	2,586	8,689	8,555	367	1,563	3,756	300	2,569	134	134	0	0	0	234	979	—						
	C (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	MN (7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	割合 (%)	金全帯世	(34)	独立世帯	安収るもの 安定したもの (23)	—	100.0	90.4	24.2	12.8	28.7	5.8	18.9	9.6	9.6	0	0	0	0	0	4.4	2.8	—
						—	100.0	89.6	25.7	14.8	21.1	9.3	18.7	10.4	10.4	0	0	0	6.4	—	—		
						—	100.0	89.3	28.8	7.2	22.8	10.3	20.2	10.7	10.7	0	0	0	5.9	—	—		
						C (21)	—	100.0	88.4	26.6	7.6	24.0	11.1	19.1	11.6	11.6	0	0	0	6.1	—	—	
						N (2)	—	100.0	100.0	54.7	2.7	8.3	0	34.3	0	0	0	0	0	4.1	—	—	
						安収いもの 安定したもの (11)	—	100.0	91.2	11.0	50.6	13.1	4.7	11.8	8.8	8.8	0	0	0	8.3	—	—	
C (4)						—	100.0	89.7	0	64.9	23.2	0	1.6	10.3	10.3	0	0	0	1.6	—	—		
N (7)						—	100.0	92.8	23.5	34.4	1.6	9.9	23.4	7.2	7.2	0	0	0	15.9	—	—		
自由になる収入のあるもの (89)						—	100.0	91.3	22.6	10.6	37.1	1.9	19.1	8.7	8.7	0	0	0	2.2	5.8	—		
家計に入るもの (12)						—	100.0	91.3	22.6	10.6	37.1	1.9	19.1	8.7	8.7	0	0	0	2.2	5.8	—		
C (8)						—	100.0	80.5	25.3	4.8	34.6	1.2	14.6	19.5	19.5	0	0	0	2.3	1.1	—		
MN (4)						—	100.0	77.6	29.1	2.4	27.9	1.3	16.9	22.4	22.4	0	0	0	2.6	1.3	—		
家計に入れないもの (77)	—	100.0	100.0	0	20.9	79.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—							
C (17)	—	100.0	97.3	21.2	13.8	38.4	2.4	21.5	2.7	2.7	0	0	0	2.1	8.4	—							
MN (60)	—	100.0	95.0	54.5	5.7	28.9	0	5.9	5.0	5.0	0	0	0	1.0	2.7	—							
自由になる収入のもの (9)	—	100.0	98.4	4.2	17.9	43.2	3.5	29.6	1.6	1.6	0	0	0	2.7	11.2	—							

(注) ()内の数字は世帯数。

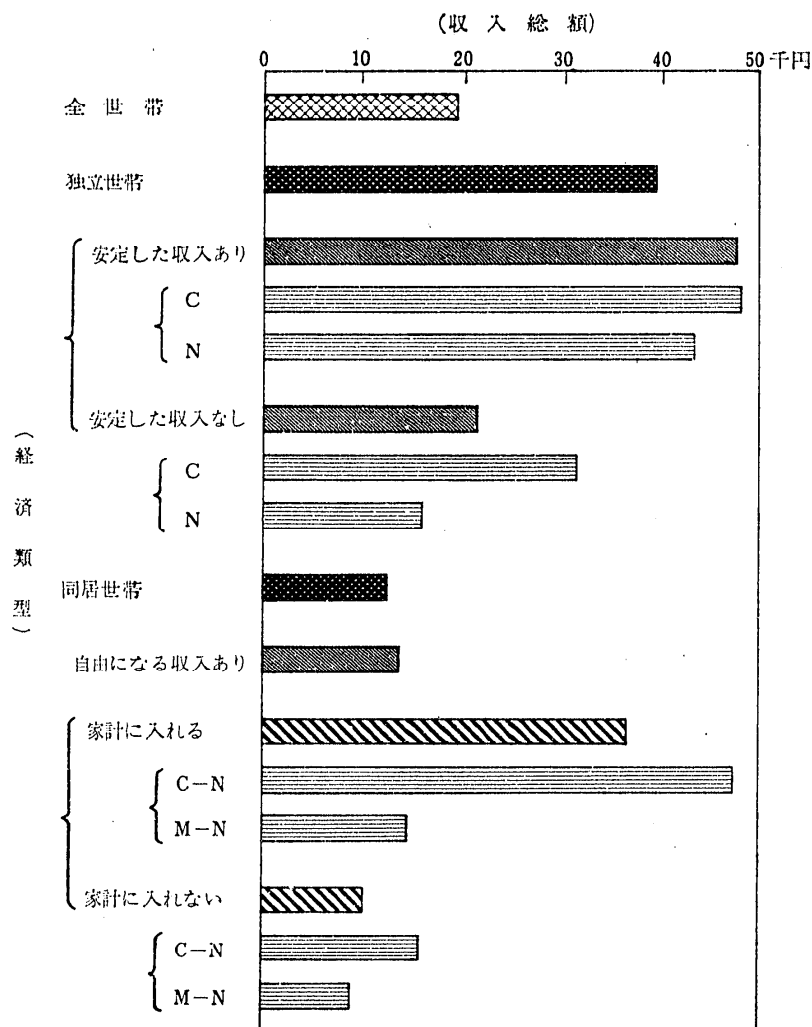


図1 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1世帯当り収入総額

すべての世帯タイプの中で最高である。

b 「安定した収入のないもの」の中のCタイプとNタイプ——Cタイプの平均が約3万1,000円であるのに対し、Nタイプの平均は約1万6,000円で、前と同様にCタイプのほうがNタイプより大である。

(3) 同居世帯

同居世帯の平均は約1万2,000円で、独立世帯の場合に比べて非常に低い。これは、同居世帯の中に、高齢者の自由になる収入がまったくない9世帯が含まれていること、また、高齢者が1人のみのM-Nタイプがその大半を占めていること等が原因して、独立世帯との差を大きくしたと思われる。

A. 「自由になる収入のあるもの」

「自由になる収入のあるもの」の平均は約1万4,000円である。独立世帯の高齢者に比べてかなり低いのは、

M-N世帯の収入が著しく低く、それがこの類型の大半を占めるためである。

a 「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」——「家計に入れるもの」の平均は約3万6,000円、「家計に入れないもの」の平均は約1万円と、前者は後者の3.6倍にもなっている。

① 「家計に入れるもの」の中のC-NタイプとM-Nタイプ：C-Nタイプの平均が約4万7,000円であるのに対し、M-Nタイプの平均は約1万4,000円とC-Nタイプとの差が非常に大きい。この経済類型に属するC-Nタイプの平均は、同居世帯の世帯タイプの中では最高であり、独立世帯も加えた全世帯タイプの中では、独立・「安定した収入のあるもの」・Cタイプについて2番目に高い。

② 「家計に入れないもの」の中のC-NタイプとM

—Nタイプ: C—Nタイプの平均が約1万5,000円, M—Nタイプの平均は約9,000円と、これも前と同様C—NがM—Nをいくぶん上回る。

なお、この他に同居世帯のうち、「自由になる収入のないもの」9世帯があるが、これはすべて同居の子どもに依存していて、高齢者自身の収入がないのでここではとりあげない。

2. 収入の内部構造

つぎに表2より、収入の内部構造を、経済類型別および世帯のタイプ別に比較検討する。

ただし、表2の割合は、収入総額を100とした場合にそれぞれの収入が占める割合をパーセンテージで現したものである。実収入を100とせず収入総額を100としたのは、高齢者の預貯金引出も源は実収入であると考えられるからである。

(1) 全世帯

収入総額約2万円のうち、その大部分は実収入で占められる。実収入の中でも、恩給年金の約5,500円、勤め先収入の約4,700円が高く、ついで事業内職収入の約2,500円があげられる。また、仕送りとして同居以外の子どもから平均約1,000円を、同居の子どもからは他帳簿からの現金として親家計簿から平均約500円をもらっている。これを割合でみると、実収入は収入総額の90.4%を占める。実収入の中では、恩給年金が約29%、勤め先収入が24%、事業内職収入が13%を占める。仕送りはわずかに6%にすぎない。実収入以外の収入としての預貯金引出は約10%である。

(2) 独立世帯

収入総額約4万円のうち、預貯金引出の約4,000円を除くと、他はすべて実収入である。実収入の中では、勤め先収入が最も高く約1万円、ついで恩給年金の約8,000円、事業内職収入の約6,000円があげられる。いずれも全世帯の平均よりかなり高い。これを割合でみると、実収入は収入総額の約90%、実収入以外の収入は約10%で、全世帯の場合とほとんど変わらない。実収入の中では、勤め先収入が約26%、恩給年金が21%、事業内職収入が約15%を占める。

A. 「安定した収入のあるもの」と「安定した収入のないもの」

「安定した収入のあるもの」は、「安定した収入のないもの」に比べると収入総額では約2.3倍の4万8,000円である。その大部分は実収入からなり、実収入の中でも高いものとして勤め先収入の約1万4,000円、恩給年金

の約1万1,000円があげられる。一方、「安定した収入のないもの」は、事業内職収入の約1万1,000円が最も高く、それ以外はいずれもかなり少額である。これを割合でみると、「安定した収入のあるもの」では勤め先収入が約29%、恩給年金が約23%を占めるのに対し、「安定した収入のないもの」では事業内職収入が約51%を占め、それ以外では勤め先収入、恩給年金がそれぞれ約10%強を占めるにすぎない。

a 「安定した収入のあるもの」の中のCタイプとNタイプ——Nタイプの世帯数がわずかに2世帯であるため、CタイプとNタイプを比較してみても無理がある。大まかにみると、収入総額のうちではそれほど大差はない。Cタイプは、実収入の中では勤め先、恩給年金が比較的高く、仕送りの約5,000円とすべての世帯タイプの仕送りの中で最も高額である。一方、Nタイプは、勤め先収入とその他の財産収入が比較的高い。仕送りはまったくなく、実収入以外の収入もゼロである。

b 「安定した収入のないもの」の中のCタイプとNタイプ——収入総額では、CタイプはNタイプの約2倍になっている。Cタイプの主な収入としては、事業内職収入が最も高く、ついで恩給年金、預貯金引出があげられる。勤め先収入、仕送りはまったくない。これに対し、Nタイプは事業内職収入、勤め先収入があるがいずれも比較的低く、独立世帯の世帯タイプの中では収入が最も小さい。収入総額からみても、同居の子どもの収入は欠かせないといえよう。

(3) 同居世帯

独立世帯に比較すると、収入総額は1/3にも満たない。したがって実収入もまた1/3弱である。実収入のうち比較的高いものとしては、恩給年金の約4,600円、勤め先収入の約2,800円があるが、これらも独立世帯のそれに比べると非常に低い。同居以外の子どもからの仕送りはわずか235円、同居の子どもからは722円をもらっている。これを割合でみると、実収入が収入総額に占める割合は、独立世帯の場合よりもいくぶん高く91.3%である。実収入の中では、恩給年金が37%、勤め先収入が約23%を占めている。

A. 「自由になる収入のあるもの」

収入総額約1万4,000円の大部分は実収入からなる。実収入の中で比較的高いものは、同居世帯の平均の場合と同様、恩給年金、勤め先収入があげられる。相対的に同居世帯の平均と同様の傾向を示す。

a 「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」——「家計に入れるもの」は、「家計に入れないもの」に

比べて、収入総額では3倍以上の約3万6,000円である。その大部分は実収入からなり、なかでも恩給年金が最も高く約1万3,000円、ついで勤め先収入の約9,000円があげられる。また、実収入以外の収入としての預貯金引出もかなり高く約7,000円である。一方、「家計に入れないもの」では、比較的高いものとして恩給年金、勤め先収入があげられるが、その金額は、「家計に入れるもの」に比べて非常に低い。これを割合でみると、「家計に入れるもの」では、実収入が収入総額に占める割合は約80%で、実収入以外の収入は約20%を占める。実収入の中では、恩給年金が約35%、勤め先収入が約25%である。一方、「家計に入れないもの」では、収入総額のなかで実収入の占める割合が約97%、実収入以外の収入はわずか3%である。実収入の中では、「家計に入れるもの」の場合と同様、恩給年金、勤め先収入の占める割合が高い。

- ① 「家計に入れるもの」の中のC—NタイプとM—Nタイプ：収入総額におけるC—NタイプとM—Nタイプの差は非常に大きく、C—NタイプはM—Nタイプの3倍をはるかに越えている。C—Nタイプの主な収入としては、勤め先収入、恩給年金、預貯金引出があげられ、いずれも比較的高い金額である。これに対し、M—Nタイプはわずかに恩給年金と事業内職収入があるのみで、他の収入はまったくない。しかし、いずれのタイプも家計に入れることには変わりがなく、その収入に応じて、C—Nタイプは約1万1,000円、M—Nタイプは約4,000円を入れている。
- ② 「家計に入れないもの」の中のC—NタイプとM—Nタイプ：収入総額におけるC—NタイプとM—Nタイプの差は、前記の「家計に入れるもの」の場合ほどではないがいくぶんみられ、C—NタイプがM—Nタイプを上回っている。C—Nタイプの主な収入としては、勤め先収入と恩給年金があげられ、M—Nタイプでは恩給年金と事業内職収入があげられる。しかし、相対的にM—NタイプはC—Nタイプよりかなり低い。

以上、収入についてまとめるとつぎのような結論になる。

- ① 高齢者の平均収入総額は、1カ月、1世帯当り約2万円であり、その主な収入源は恩給年金、勤め先収入、ついで事業内職収入があげられる。
- ② Cタイプにおいては、ほとんど安定した収入があり、その主なものは勤め先収入、恩給年金である。
- ③ Nタイプにおいては、高齢者の収入のみではほと

んど安定した収入がない。

- ④ 同居の高齢者は、その大部分が自分の自由になる収入をもっている。しかし、それを家計に入れている場合は少く、大半が家計に入っていない。C—Nタイプにおける主な収入源は、独立世帯のCタイプの場合と同様、勤め先収入、恩給年金であるが、M—Nタイプでは恩給年金がその主なものとなっている。

III 高齢者の支出

1. 経済類型別生活費の比較

まず、経済類型別、タイプ別の支出を表3、図2—1、2—2によって考察する。この表の数値は高齢者1人当りの支出であり、M—Nタイプ以外は、高齢者夫妻の平均値である。

(1) 支出総額

表3の最後の欄に示したように、1人当り支出総額の平均は1万5,235円である。総府統計局、家計調査、昭和45年、全国全世帯の平均値では、世帯人員3.98人で7万9,531円、1人当り1万9,983円に比較すると低いが、本調査が1カ月間であるので、盆暮の生活費の膨張は加えられていない。しかし、同時に、調査を意識して、他月より多くかけた点もあるように見うけられる。したがって、これについては、あまり断定的なことは言えない。しかし、高齢者の支出が、もっと若い人々のそれより低いことは明らかである。

独立世帯の平均は1万5,967円、同居世帯の平均は1万4,836円であり、独立世帯のほうが約1,130円高くなっている。これを全世帯平均1人当りを100とした指数でみると、独立世帯は104.8で平均より高く、同居世帯は97.4で平均より低い。独立世帯は、高い所得があり、平均よりも高い生活水準を維持できるために独立しているといえることができる。

さらに、独立世帯の中で、「安定した収入あり」と「安定した収入なし」を比較すると、前者の支出総額は1万7,580円、後者は1万2,590円、その差はほぼ5,000円である。

同居世帯のうち、「自由になる収入あり」の支出総額は1万4,867円であり、「自由になる収入なし」のそれは1万4,509円で、あまり差はない。

さらに、「自由になる収入あり」のうち、「家計に入れるもの」と「入れないもの」とでは、「入れるもの」の支出総額が1万8,253円、「入れないもの」は1万4,147円で、かなりの差が認められる。なかでも、「家計に入

表3 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当り、支出

経済類型		平均	独立世帯(34)		安定した収入のあるもの(23)		安定した収入のないもの(11)		同居世帯(98)	自給も 由取る に 入る もの に 計 れ る (89)	家入も 計れ る もの に 計 れ る (8)		家入も 計れ る もの に 計 れ る (4)		家入も 計れ る もの に 計 れ る (77)		家入も 計れ る もの に 計 れ る (60)		自給も 由取る に 入る もの に 計 れ る (9)	C-N-M-N (7)	
			C (21)	N (2)	C (4)	N (7)	C (4)	N (7)			C-N-M-N (8)	C-N-M-N (4)	C-N-M-N (77)	C-N-M-N (60)	C-N-M-N (9)	C-N-M-N (7)					
			金額	金額	金額	金額	金額	金額			金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額				
金額(円)	支出総額	15,235	15,967	17,581	17,996	13,228	12,592	14,153	11,700	14,836	14,867	18,253	19,329	13,950	14,147	12,323	15,181	14,509	15,233	14,095	
	食料費	6,897	7,591	8,121	8,289	6,354	6,483	6,776	6,317	6,519	6,530	7,650	8,023	6,160	6,292	5,744	6,603	6,406	5,706	6,806	
	住居費	943	1,275	1,507	1,439	2,232	790	654	868	763	796	688	770	360	819	980	728	425	270	513	
	光熱費	795	1,056	1,173	1,158	1,327	811	1,107	642	653	621	591	550	757	628	550	672	980	1,021	957	
	被服費	690	597	793	862	75	187	173	195	740	753	1,268	1,393	765	643	517	714	614	1,037	373	
	医療保健雑費	1,631	1,268	1,340	1,446	227	1,117	952	1,211	1,829	1,831	2,132	2,078	2,349	1,767	1,667	1,824	1,801	1,186	2,153	
割合(%)	支出総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	食料費	45.3	47.5	46.2	46.1	48.3	51.5	47.9	53.8	44.0	43.9	41.9	41.5	44.2	44.5	46.6	43.5	44.2	37.4	48.3	
	住居費	6.2	8.0	8.6	8.0	17.0	6.3	4.7	7.4	5.1	5.4	3.8	4.0	2.6	5.8	8.0	4.8	2.9	1.8	3.6	
	光熱費	5.2	6.6	6.7	6.4	10.1	6.4	7.9	5.5	4.4	4.2	3.2	2.8	5.4	4.4	4.5	4.4	6.8	6.7	6.8	
	被服費	4.5	3.7	4.5	4.8	0.6	1.5	1.2	1.8	5.0	5.1	6.9	7.2	5.5	4.5	4.2	4.7	4.3	6.8	2.6	
	医療保健雑費	10.7	7.9	7.6	8.0	1.8	8.9	7.0	10.5	12.3	12.3	11.7	10.8	16.8	12.5	13.5	12.0	12.4	7.8	15.3	
平均1人当りに対する指数	支出総額	28.1	26.2	26.4	26.7	22.2	25.4	31.3	21.0	29.2	29.2	32.5	33.7	25.5	28.3	23.2	30.6	29.5	39.5	23.4	
	食料費	100.0	104.8	115.4	118.1	86.8	82.7	92.9	76.8	97.4	97.6	119.8	126.9	91.6	92.9	80.9	99.6	95.2	100.0	92.5	
	住居費	100.0	110.1	117.7	120.2	92.1	94.0	98.2	91.6	94.5	94.7	110.9	116.3	89.3	91.2	83.3	95.7	92.9	82.7	98.7	
	光熱費	100.0	135.2	159.8	152.6	236.7	83.8	69.4	92.0	80.9	84.4	73.0	81.7	38.2	86.9	103.9	77.2	45.1	28.6	54.4	
	被服費	100.0	132.8	147.5	145.7	166.9	102.0	139.2	80.8	82.1	78.1	74.3	69.2	95.2	79.0	69.2	84.5	123.3	128.4	120.4	
	医療保健雑費	100.0	86.5	114.9	124.9	10.9	27.1	25.1	28.3	107.2	109.1	183.8	201.9	110.9	93.2	74.9	103.5	89.0	150.3	54.1	
平均1人当りに対する指数	支出総額	100.0	77.7	82.2	88.7	13.9	68.5	58.4	74.2	112.1	112.3	130.7	127.4	144.0	108.3	102.2	111.8	110.4	72.7	132.0	
	食料費	100.0	97.7	108.6	112.2	70.4	74.9	105.0	57.7	101.2	101.4	138.5	152.3	83.2	93.5	67.0	108.5	100.1	140.6	77.0	

(注) ()内の数字は世帯数。

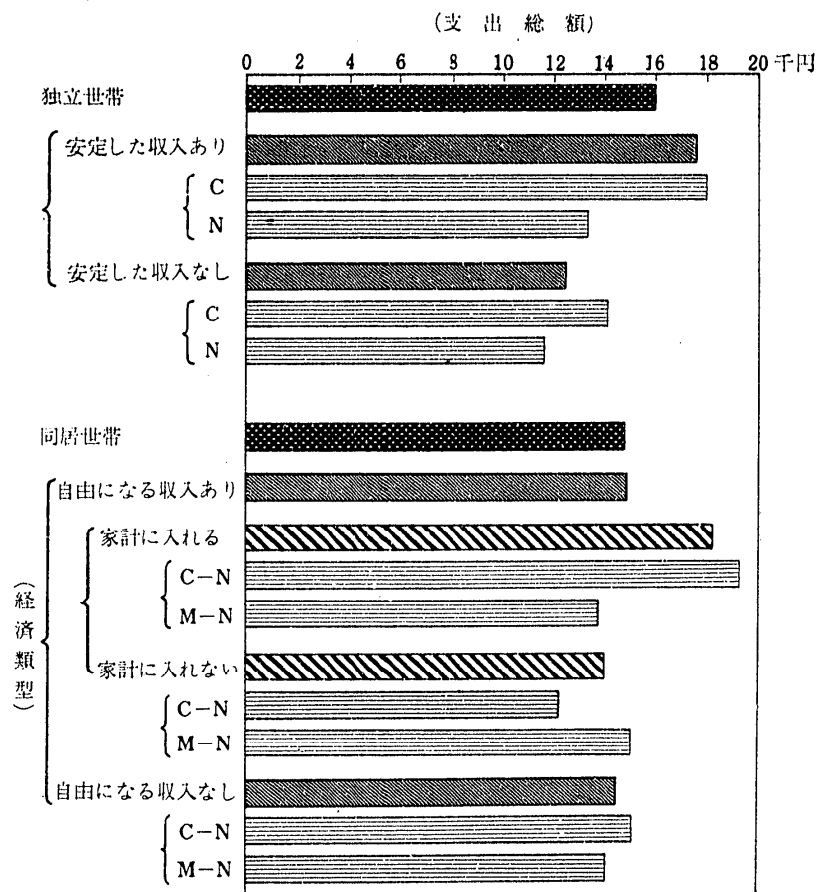


図 2-1 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当たり支出総額

れるもの」が最高になるのは当然のことと思われるが、とくに、C-Nタイプの1万9,329円の影響が大である。このように、同じ同居世帯で「自由になる収入あり」の場合でも、「家計に入れる」・C-Nタイプが著しく高いのに、「入れない」・C-Nタイプは1万2,323円と、非常に低いということは、所得による影響が著しいと思われる。

とくに支出総額が高いのは、同居世帯で「家計に入れる」・C-Nタイプであったが、これについては、独立・「安定した収入あり」・Cタイプの1万7,996円である。これらを平均1人当りに対する指数でみると、前者が126.9、後者が118.1で、この2つのタイプは平均の20%ほど高くなっている。

また、最も低いのは、独立・「安定した収入なし」・Nタイプの1万1,700円で、指数は76.8である。これは、基底には所得の低さによるものであるが、所得の低さは、II、収入の所でみたようにNタイプの特色でもある。また、Nタイプの支出は、独立・「安定した収入あり」

のものでも、Cタイプと比して低くなっているのをみると、Nタイプは必ずしも子どもの収入が少いわけではないが、高齢者の支出はきりつめられている傾向がみられる。Nタイプの支出の低さは、収入の面と、収入の使い方の問題をもっているようである。

(2) 食料費

1人当り食料費の平均は、表3に示したように、6,897円である。先の統計局調査では、食料費は2万7,092円、1人当り6,807円である。高齢者にとって、食料費は大きな問題であるが、統計局調査と比較しても、食料費はあまりおさえていないように思われる。

独立世帯の平均が7,591円、同居世帯の平均が6,519円で、全世帯平均と比較すると、独立世帯のほうは高く、同居世帯は低い。

さらに、独立世帯のうち、「安定した収入あり」は8,121円、「安定した収入なし」は6,483円と、「安定した収入あり」のほうがかなり高い。

また、同居世帯のうち、「自由になる収入あり」と「自

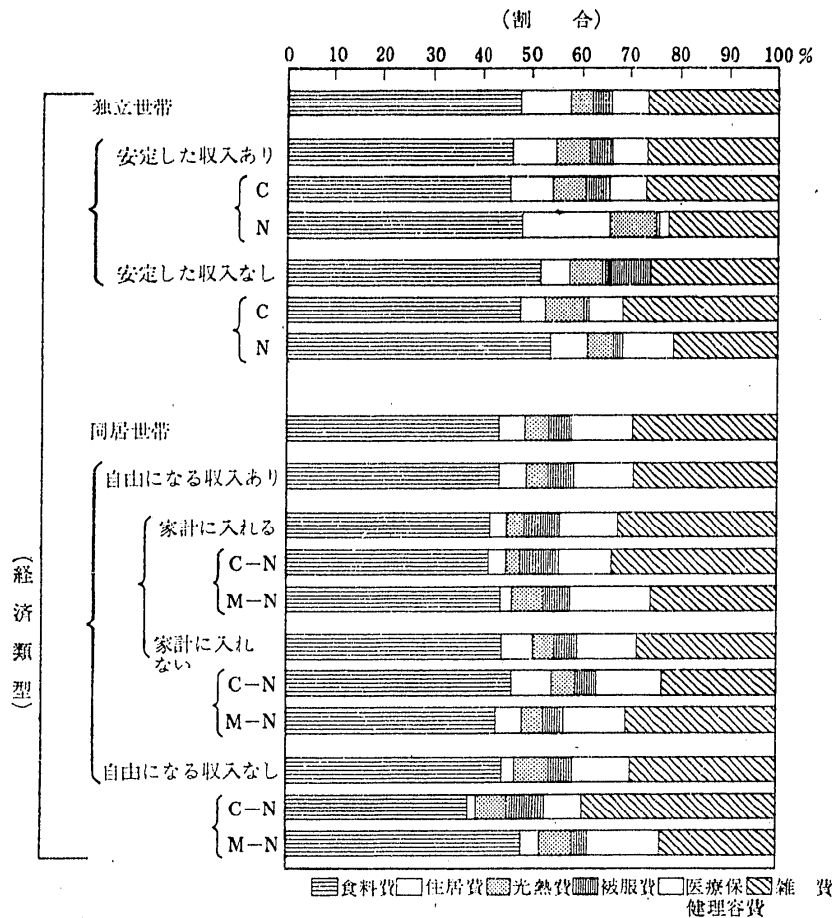


図2-2 高齢者の経済類型別、タイプ別、1カ月、1人当たり支出構造

由になる収入なし」とでは、ほとんど差はない。

なお、「自由になる収入あり」のうち、「家計に入れるもの」と「入れないもの」とでは、「入れるもの」のほうが高い。

食料費が最も高いのは、独立・「安定した収入あり」・Cタイプの8,289円で、指数が120.2、つぎが、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C-Nタイプの8,023円、指数116.3である。

また、最も低いのは、いずれも同居世帯で、「自由になる収入なし」・C-Nタイプの5,706円、指数82.7、ついで、「自由になる収入あり」・「家計に入れられない」・C-Nタイプの5,744円、指数83.3である。

エンゲル係数は、全体の平均が45.3で、独立世帯の平均が47.5、同居世帯の平均が44.0である。これは、相対的にみると、高齢者は、統計局調査の34.1と比較しても、一般にみられるエンゲル係数より非常に高くなっている。これが高齢者の大きな特徴といってもよいである。

う。エンゲル係数が最も高いのは、独立・「安定した収入なし」・Nタイプの53.8%であるが、これは、支出総額が最も低いものだからである。また、エンゲル係数が最も小さいのは、同居・「自由になる収入なし」・C-Nタイプの37.4%である。これは、対象世帯がわずか2例なので、特殊な世帯事情の影響もあると思われるが、食料費そのものの絶対額が5,706円と、最低であるので、エンゲル係数が低くとも、生活水準が高いとみることはいえない。

(3) 住居費

1人当たり住居費の平均は943円で、独立世帯の平均が1,275円、同居世帯の平均が763円で、独立世帯が著しく高い。

住居費が高いのはいずれも独立世帯で、最高は、「安定した収入あり」・Nタイプの2,232円、指数は236.7、ついで、同じくCタイプの1,439円、指数152.6である。

これに対して、低いのはいずれも同居世帯で、最低は、

「自由になる収入なし」・C—Nタイプの270円、指数28.6、ついで、「家計に入れる」・M—Nタイプの360円、指数38.2の順である。

住居費の差異は、住宅条件により異なるだろうが、独立世帯のほうが同居世帯よりかなり大きいのは、独立して世帯をもっていると、基本的な住居費の負担が大きいからである。これに対し、同居世帯は、基本的な住居費の大きさはそれほど大きくなく、家族数が多いので、1人当りの住居費はおのずから小さくなる。

住居費の支出総額に占める割合は、全世帯の平均が6.2%、独立世帯の平均が8.0%、同居世帯の平均が5.1%で、独立世帯のほうが約3%大きい。

(4) 光熱費

光熱費は、調査時期が夏という条件もあって、絶対額は小さく、タイプ別の格差も顕著にはみられないが、年平均1カ月間でみれば、支出構造に変動がみられるであろうか。ここでは、たんに、タイプ別に絶対額を比較してみると、全体は795円で、独立世帯が1,056円、同居世帯が653円である。

支出総額に占める割合も小さく、全体が5.2%、独立世帯が6.6%、同居世帯が4.4%である。

このように、独立世帯の光熱費のほうが高いのは、住居費の場合と同様に、独立しているためにどうしても支出しなければならない部分があることと、家族数が少ないため、1人当りの費用が大となるのである。

光熱費の高いのは、いずれも独立世帯で、最高が、「安定した収入あり」・Nタイプの1,327円、指数166.9、つぎが、同じくCタイプの1,158円、指数145.7である。この最高の独立・「安定した収入あり」・Nタイプは、住居費も光熱費も、すべてのタイプの中でとくに高くなっているが、これは、例数が少ないための特殊事情、すなわち、実収入はかなり高いのに、支出総額が非常に小さく、住居費、光熱費は大きいという特殊の世帯が入ったためである。

(5) 被服費

被服費は、すべての費目の中で最も少額で、全世帯平均は690円、支出総額に占める割合もわずか4.5%である。独立世帯の平均は597円、生活費総額に占める割合は3.7%、同居世帯は740円、割合は5.0%である。

相対的に絶対額ではあまり差は認められないが、高いのはいずれも同居世帯で、「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C—Nタイプが1,393円、指数は201.9、つぎが、「自由になる収入なし」・C—Nタイプの1,037円、指数150.3である。

また、低いのはいずれも独立世帯で、「安定した収入あり」・Nタイプ、「安定した収入なし」・C、Nタイプの順である。

(6) 医療保健理容費

医療保健理容費の全世帯平均は1,631円である。統計局調査では、保健医療費と、理容衛生費の2つに分けているが、その合計は4,276円、1人当り1,072円で、本調査の医療保健理容費のほうがずっと大きい。

独立世帯が1,268円、同居世帯が1,829円であって、同居世帯のほうが高い。このように、同居世帯の医療保健理容費が高いということは、高齢者が、健康のうちは独立し、身体が弱ってくると同居するということなのか、あるいは、同居すると気のゆるみから健康状態が衰えてくるものか、ここで断定はできないが、他の資料と合わせて検討する必要があると思う。

最高は、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・M—Nタイプの2,349円、指数は144.0である。つぎが、同居・「自由になる収入なし」・M—Nタイプで2,153円、指数132.0である。これにつづいて、同じく「家計に入れる」・C—Nタイプの2,078円、指数127.4と、これらが2,000円以上のものである。

また、低いのは、独立・「安定した収入あり」・Nタイプの227円であるが、これは正常なものとは思われない。つぎに低いのは、独立・「安定した収入なし」・Cタイプの952円、指数58.4である。

医療保健理容費の支出総額に占める割合は、全世帯平均が10.7%、独立世帯の平均が7.9%、同居世帯の平均が12.3%で、同居世帯のほうがかなり大きい。

調査の対象が、寝たきり老人を省いてあるので、相対的には、著しい負担はみられない。しかし、医療費は、高齢者にとって必需的なものであるだけに、医療費を含んだ医療保健理容費の、支出総額に占める割合が、平均約11%で、食料費、雑費について3番目に大きな比率を占めていることは、問題が大きいと思われる。

(7) 雑費

雑費の1人当り平均は、全世帯が4,278円、独立世帯が4,180円、同居世帯が4,331円で、同居世帯のほうがわずかに高くなっている。

雑費の支出総額に占める割合は高く、全世帯の平均が28.1%、独立世帯が26.2%、同居世帯が29.2%と、いずれも食料費について大きな比率を占めているが、この実態の解明については後述する。

2. 同居世帯における高齢者の子世帯家計への依存度

同居世帯のうち、「自由になる収入あり」のみについて、これの子世帯への経済的依存度を表4によってみる。

ここでいう依存度というのは、高齢者の生活費のうち、子世帯家計（親家計簿）の支出している割合を示したものである。

同居の場合は、家庭経済において、誰が主導権を握っているかによって、支出のあり方は変動すると思われるが、今回は、そこまで分析することはできなかった。

依存度の低いのは、「家計に入れる」・C-Nタイプの父52.1%、母56.2%である。最高は、「家計に入れない」・C-Nタイプの母で80.8%に達している。ついで「家計に入れない」・M-Nタイプの母である。女子の高齢者は男子に比べて、子世帯への依存度は高い。

この内容を見ると、依存度が最も高率を示しているのは光熱費で、99.3~100%、ついで、住居費の81.6~100%である。これらは高齢者自身で支払う場合は少く、世帯全体で支払うからである。このように、住居費、光熱費は、全体として依存度は高いけれども、金額ではあまり大きくないので、支出総額の依存度には、たいして影響を及ぼしていない。

食料費の依存度も高く、とくに、「家計に入れる」・M-Nタイプは98%、「家計に入れない」・M-Nタイプが93.5%、つづいて「家計に入れない」・C-Nタイプの母が91.6%と、いずれも女子高齢者のほうが高くなっている。

被服費は最も分布が開いているけれども、概していえば、食料費、住居費、光熱費につぐ依存度といえよう。

表4 同居世帯高齢者支出の子世帯への依存度

経済類型 タイプ 高齢者			自由になる収入のあるもの					
			家計に入れるもの			家計に入れないもの		
			C-N (8)		M-N (4)	C-N (17)		M-N (60)
			父	母	母	父	母	母
費 目	支 出	親 家 計 簿	10,411	10,512	10,877	9,023	9,730	11,174
	総 額	小 遣 帳	9,557	8,177	3,073	3,581	2,311	4,006
	食 料 費	親 家 計 簿	7,425	6,344	6,034	5,316	4,908	6,171
		小 遣 帳	1,180	1,097	125	811	452	432
	住 居 費	親 家 計 簿	747	758	335	880	882	684
		小 遣 帳	17	17	25	198	0	44
	光 熱 費	親 家 計 簿	550	550	757	545	547	672
		小 遣 帳	0	0	0	4	4	0
	被 服 費	親 家 計 簿	217	536	208	142	609	277
		小 遣 帳	1,390	644	558	106	178	437
	医 療 保 健 理 容 費	親 家 計 簿	507	435	1,881	454	1,107	636
		小 遣 帳	1,300	1,913	468	995	778	1,189
(円)	雑 費	親 家 計 簿	965	1,889	1,662	1,685	1,676	2,724
		小 遣 帳	5,671	4,506	1,897	1,469	900	1,916
	支 出 総 額		52.1	56.2	78.0	71.6	80.8	73.6
	食 料 費		86.3	85.3	98.0	86.8	91.6	93.5
	住 居 費		97.8	97.8	93.1	81.6	100.0	94.0
	光 熱 費		100.0	100.0	100.0	99.3	99.3	100.0
	被 服 費		13.5	45.4	27.2	57.3	77.4	38.8
	医 療 保 健 理 容 費		28.1	18.5	80.1	31.3	58.7	34.9
親家計簿への依存度(%)	雑 費		14.5	29.5	46.7	53.4	65.1	58.7

衣類までは子の面倒にならず、自由になる収入でまかなおうとする傾向がみられる。

医療保健理容費、雑費の依存度は最も小さい。これも高齢者自身が子世帯に依存しにくい性格のものだからであろう。

そして当然のことであるが、「家計に入れるもの」、なかでも女子高齢者のほうが、概して、依存度が高い。

さらに、支出だけではみることのできない精神的な依存度とも合わせ考えると、同居子に対する物心両面の依存度は高く、これを裏返せば、同居子の負担は大きいということが言えよう。

以上が、高齢者のタイプ別生活費の分析結果である。今回は、年齢別にみることではできなかったが、これらの考察結果から総合的に推察すると、老後の経済生活の比較的安定したタイプは、同居・「自由になる収入あり」・「家計に入れる」・C—Nタイプということになるのかと思われる。

IV 雑 費

高齢者の生活費のなかで雑費は28.1%を占め、食料費について大きな割合を占めている。このように高齢者の生活において大きな比重を占める費目であるにもかかわらず、雑費という大きな項目で一括されているのでは、高齢者の経済生活の実態を把握するには十分とはいえない。そこで生活費のうちより、とくに雑費を取り出し細かい項目に再集計し、それを経済類型別、世帯のタイプ別に考察する。雑費を再集計し、1カ月、1人当りの平均を計算すると表5のとおりである。

1. 全世帯平均、独立世帯と同居世帯の比較

全世帯平均でみると、雑費総額は4,263円であり、雑費の中で最も大きいのは、交際費1,452円で、雑費総額の34.1%を占めている。それについて教養娯楽費1,259円で29.5%である。最も小さいのは、たばこ234円で5.5%である。しかし、これは今回の調査が男子よりも女子のほうが多いことにも原因しているものと思われる。教養娯楽費の中では、旅行費とその他が大きくなっている。

独立世帯と同居世帯とを比較すると、雑費総額では独立世帯で4,169円、同居世帯で4,314円であり、わずかに同居世帯のほうが高くなっているが、その差はほとんどない。これを雑費の内部構造でみると、独立世帯では交際費が1,740円で、雑費総額の41.7%を占めて最も高く、それについて教養娯楽費22.6%と交通費22.1%が高

くなっている。これに対して同居世帯では教養娯楽費が1,432円で33.2%と最も高く、それについて交際費30.0%が高くなっている。独立の場合は、まだ家計を営み生活の責任が高齢者にある場合が多いので、自分自身のためというよりも、世帯として必要な支出が多いのに対して、同居の場合には教養娯楽費のように自身の楽しみのための支出が多くなっている。

2. 独立世帯

雑費総額では「安定した収入のあるもの」・Cタイプが4,800円、Nタイプが3,015円であり、「安定した収入のないもの」・Cタイプが4,492円、Nタイプが2,411円である。雑費の差は、経済的に安定、不安定ということよりも、タイプの差すなわちCタイプとNタイプの差とすることができるし、ここでもNタイプの特異性が認められる。

つぎに雑費の内部構造を比較してみると、「安定した収入のあるもの」は交際費が2,007円で雑費総額の43.2%と最も高く、それについて教養娯楽費の1,155円で24.9%となっている。「安定した収入のないもの」も同じく交際費が1,183円で37.3%と一番高くなっているが、それについて交通・通信費が高く、「安定した収入のあるもの」に比べて教養娯楽費は少い。独立世帯の中では「安定した収入のあるもの」・Cタイプが自分自身の教養娯楽費もっており、経済的には最も恵まれているようにみうけられる。CタイプとNタイプでは、Cタイプのほうが雑費に多くかけ、Nタイプは非常に低く、とくに「安定した収入のないもの」・Nタイプは同居世帯をも含めた全体で最底である。

3. 同居世帯

「自由になる収入のあるもの」と「自由になる収入のないもの」を比較すると、雑費総額では「自由になる収入のあるもの」が4,318円、「自由になる収入のないもの」が4,268円であり、その差はほとんどない。雑費の内部構造についてみると「自由になる収入のあるもの」では教養娯楽費が一番高く、全体の31.5%、それについて交際費が30.1%となっている。「自由になる収入のないもの」も同じ傾向を示しているが、教養娯楽費が2,204円で51.6%と、とくに高くなっている。「自由になる収入のないもの」は、必要になったときに同居家計からその金額を受け取るのであるから、請求しにくいのではないかと予測されたのであるが、他と比較して教養娯楽費がとくに高くなっていることは興味深い。しかしこ

の教養娯楽費の高さはC—Nタイプの旅行費が高いためであり、この調査期間の特殊事情とも考えられる。

「家計に入れるもの」と「家計に入れないもの」を比較すると、雑費総額では「家計に入れるもの」が5,926円であり、「家計に入れないもの」が3,976円である。この差を雑費の内部構造でみると、全体的に「家計に入れるもの」のほうが高く、なかでも教養娯楽費がとくに高くなっている。これは「家計に入れるもの」・C—Nタイプの雑費総額が高いためであり、これは全世帯中最高の6,517円である。

C—Nタイプすなわち夫妻で同居している場合には、「家計に入れるもの」・C—Nタイプと「家計に入れないもの」・C—Nタイプとの間には大きな差がみられる。「家計に入れるもの」は老夫婦自身も経済的に恵まれて

いる場合が多く、相当額を家計に入れているものと思われる。そのため同居家計も安定しており、老夫婦の雑費も大きい。「家計に入れないもの」では逆に雑費は非常に押えられており、「家計に入れるもの」よりも経済的には恵まれていない様子がうかがえる。

M—Nタイプすなわち同居している女子高齢者は、独立している場合よりも、教養娯楽費が多く、自分自身のための支出が中心になっている。これは世帯数も60世帯と多く、女子高齢者の一般的あり方といえそうである。

以上、高齢者の生活費の中で大きな割合を占めている雑費について検討した。高齢者がある程度自由に使っていると思われる小遣帳の分析も含めて、残された雑費の問題について詳しい分析が必要である。

スウェーデンのホームヘルパー制度

小野寺 百合子

I ま え が き

北欧5カ国は、社会保障の関係においてもだいたい同じくらいのレベルで歩調を揃えて発展しているが、やはりそれぞれの特徴があり、重点をおいている制度にもいくらかの差がある。ホームヘルパー制度はスウェーデンの特徴の1つであって、世界的にみてもこの国はよく組織化され優秀であると評価されている。

第二次大戦までは家事使用人というものがあったから、中層以上では人を雇っていたので、ホームヘルプの問題は起らなかった。人を雇えない家庭で事故の生じたときとか、高齢者世帯で家事がむずかしくなったときなどの援助を、社会活動として組織化したのがホームヘルプ事業の起りである。スウェーデンは民間事業としては約50年前、政府が補助金を出して公共事業となってからは約25年である。スウェーデンと同じように、ホームヘルプ事業を早くから持った国はスイスとアメリカであるが、このどちらも純粋にプライベートの慈善事業で、随時的善意のものであったのに比べて、スウェーデンのホームヘルプ事業は当初からひとつの職業人として、それで自活できるだけの教育を施されたホームヘルパーによって発足している。ヘルパーは経営者との間に年間雇用契約を結び、技術労働者としての身分をもって労働していることが評価されているのである。

II ホームヘルプ事業の歴史

ホームシスター スウェーデンのホームヘルプ事業の祖は後のウプサラ僧正 Manfred Björkquist である。彼がまだ学究者であった1914年、当時まったく新しいアイデアとしてホームヘルプ事業の必要を説き、まず最初にヘルパーの養成教育機関をつくるべく、ウプサラの家政経済学校長 Jda Norrby に相談した。そしてホームヘルパーの養成に加えて、花嫁教育、家政婦教育を目的とする家事学校ができあがった。コースは最初8カ月のちに18カ月となり、1920年第1回の卒業生を出した。卒業生はホームシスターという名称で早速ホームヘルプ活

動にかかった。

ホームシスターの任務は主婦の病気や死亡で子どもの世話に困る家庭とか、独り暮らし老人とか特別に困難な家庭を援助するもので、普通の家事と簡単な看護であった。

ホームシスターの雇用主は家事学校であって、最初の月給 50kr¹⁾、労働条件は1カ月の有給休暇、労災保険、老齢年金の保険料雇主払い、寮費、税金の雇主払いなどが定められていた。

こうしてホームヘルプ事業はウプサラに誕生し、のちにだんだん他の地方に広がっていったが、ホームシスター養成については長い間、ウプサラ家事学校だけが行っていた。

ホームヘルプ活動を拓めるために一役買ったのは、前に述べたウプサラ家事学校長 Jda Norrby であった。彼女は別に自分が組織していた主婦連盟の地方支部を通じてホームヘルプ事業とシスター養成教育の必要を説き、家事学校と主婦連盟と協同の委員会をつくり、この事業の運営基金もつくった。

首都ストックホルムでは別途にホームヘルプ事業に手をつけている。スウェーデン貧困者福祉連盟と児童福祉連盟の幹部の間からホームヘルプ活動のアイディアが生れ、1924年ウプサラ家事学校の卒業生3名を雇って、ストックホルムの一番ひどいスラム街に派出したのが始まりである。1928年には市から補助金が出ることになり1945年までつづいた。

コミュニオン²⁾でホームヘルプ事業をはじめたのは Huddinge (ストックホルム南方) が最初で 1926 年のことである。その後ホームヘルプ事業を持つコミュニオンがだんだんにふえ、主婦連盟の手からコミュニオンが受けつぐものが増えていった。また、主婦連盟のホームヘルプ事業に他の連盟や団体も興味を示すようになった。

1) 1kr = ¥63.99 (1972)

2) コミュニオン (Kommun)

1862年	地方行政庁ができたとき	全国で	2,300
1952年	改正で合併		1,006
1971年	" "		464
1974年	予定		272

(普通市町村と訳されているが正確ではない)

スウェーデン赤十字はの中で最も熱心で、やがて独自の線でホームヘルプ事業を発展させていくことになる。こうしてスウェーデンのホームヘルプ事業は2つの主流

アップサラライン——教育を受けたヘルパーにより義務権利を明確にした職業的なもの

の

赤十字ライン——教育を必要とせず自由な形式で援助活動をするもの

に沿って発展していくのである。

赤十字ホームヘルプ 赤十字は1920年代にすでに独自のラインでホームヘルプ事業をはじめていた。老人や身障者の家庭や多子家族で母親の事故などで困っている家庭などを、赤十字の独立採算で援助していた。ヘルパーには特別の教育を要求せず、一般主婦的な家事育児の知識と経験があればいいということで、勤勉な主婦のアルバイトとして、自由な形で働くことを奨励してきた。活動の中心はアップサラ赤十字であったが、赤十字支部長会議の年次会議でもとりあげられ、地方支部にもこのような活動がだんだん及んでいった。

赤十字が本格的に老人の在宅ケアとしてのホームヘルプ事業をとりあげだしたのは1949年のことである。第二次大戦中スウェーデンは政策上老人ホームと老人病院に重点をおくことをやめたため、老人の施設入りが困難となり、在宅ケアが急激に必要な問題となった。そこで赤十字はアップサラ支部の Dr. Ola Månsson を長とする委員会をつくり、1年間にわたってケアを要する老人の分析を行った。その結果次のような分類ができあがった。

- | | | |
|----------|----|---------------------------------|
| グループ I | a) | 老人ホームに入れるべき継続的なケアを要する老人 |
| | b) | 老人病入院に入れるべき断続的看護を要する老人 |
| グループ II | a) | 健康だが在宅生活を可能にするためにはある程度の援助を要する老人 |
| | b) | 年金者住宅を世話しかつ必要に応じて多少の援助を要する老人 |
| グループ III | a) | 病院を退院し回復期を自宅療養中援助を要する老人 |
| | b) | 病人で、医師、看護婦、ホームヘルパーの援助で自宅療養可能な老人 |

そしてこのグループ II とグループ III の老人を援助するために、パートタイム雇用のホームヘルパーを組織し、

「サマリット」と名付け 1950 年から事業開始した。要員は40歳～60歳の主婦で、赤十字の家庭看護講習を受けさせた。発足当初からサマリットに対する要望は大きく、逐年事業は急速に拡大し、4年間のうちに600の赤十字支部がサマリット活動をするようになった。

III 民間活動から公共サービスへ

人口問題調査委員会 1930年代のスウェーデンは未曾有の人口増加率の低下を見たため、人口問題調査委員会が発足して出生率上昇を計る施策をすることになった。そのため結婚奨励、児童保護などの新しい制度が数数発足したが、児童保護政策の一環としてホームヘルプ事業が政府内でも国会でも各政党の間でもにわかに脚光をあびはじめたのである。

1939年には、スウェーデンホームシスター学校中央局ともいうべきものが誕生して多くの州³⁾が補助金を出してホームヘルパー養成にのり出すことになった。1943年にははじめて「ソシアルホームヘルプに関する勅令」が発令になり、国会はホームヘルプ事業に国庫補助金を出すことを決議した。事業の監督官庁は社会庁 (Socialstyrelsen) であり、各州にはホームヘルプ局をおき、事業の運営主体は各コミューンのホームヘルプ部がすることに制度化された。赤十字や主婦連盟などの民間団体が事業を運営することも認められた。当時のホームヘルパー学校は4校、ヘルパー総数360人、うち学校卒業者200人であり、その分布は都市部240人、地方120人であった。そして都市の80%には普及していたが、地方のコミューンでは未だ10～15%にとどまっていたのが当時の状況である。

国庫補助金は、ホームヘルプ事業にコミューンが支出する金額の40%で、州は20%を負担するものとする。そこで教育を受けたヘルパーの数は急激に増加した。翌44年には総数913人、45年には1,314人、46年には1,701人となり、1960年にはフルタイム3,393人、パートタイム270人となった。

しかし以上の国庫補助のあるホームヘルプ活動は、人口問題に関連する児童保護が主眼であったから、有子家庭の子どもを世話をするホームヘルパーだけを対象とするものであった。

赤十字活動 老人や身障者のためのホームヘルプ活動については、政府は別のラインで援助をしている。赤十字のイニシアティブで発展したサマリット活動に国会が関心を示しだし、1952～56年老人福祉全般にわたっ

3) 州 (Län) 1862年 地方行政法以来全国25。

て調査を行った。その結果、サマリット事業は地方自治体の事業となすべきであるという結論に達して、赤十字と平行して、コミュニオンもこの事業を営むこととなった。10年の間に都市部で100%、地方部で60%のコミュニオンがサマリット活動を持つようになった。しかしコミュニオンに対する国庫補助金は少くコミュニオン財政は苦しかった。

老人福祉審議会の1963年の答申で国庫補助金増額が提案された。1964年7月1日の新しい勅令ではじめてサマリットは有子家庭用のホームヘルパーと同一制度の中にはいり、スウェーデンホームヘルプ事業の一部に組み入れられたのである。

ホームヘルプコンサルタントと勧告審議会 1943年、政府ははじめての勅令の発布と同時にホームヘルプコンサルタントとして Margareta Nordström を任命した。またホームヘルプ事業勧告審議会 (Rådgivande Nämnden) を発足させ、メンバーにはウプサラ家事学校長のほか、主婦連盟、国立保健婦学校、赤十字本部、農政庁よりそれぞれ役員を入れ、婦人国会議員も加えた。審議会は途中メンバーの交代はあったが1967年社会庁の機構改革によって解散するまでホームヘルプ活動全般にわたってよく任務を果たした。

コンサルタント Nordström は労働市場コミッションのコンサルタントもしており、ホームヘルパーの学校と職場の両方に関係があり、また州とコミュニオンの当局とも連絡のよい人である。彼女はこの任命を受けてより約25年間スウェーデンホームヘルプ活動の第一人者として今も活躍中である。彼女は社会の変化に伴って社会の要求が変化してゆくのをよく把握し、ホームヘルプ活動をよくそれに合わせることに努力した。ことに老人用ホームヘルパーを有子家庭用ホームヘルパーと同じ公共サービスにいたこと、児童福祉の面からホームナースという新しい種類のホームヘルプ部門をつくったことは彼女の功績である。

IV 勅令 SFS 427/1964

ホームヘルプ事業に関する勅令は1943年以後何度も改正されているが、最後のものは1964年7月1日発令されている。これが以前のものとちがった点は、細部を省いてごく簡単になったこと、各種のホームヘルパーに適用すること、国庫補助金はコミュニオンのホームヘルプ活動のうちヘルパーの給料等の3分の1を支出すること、である。勅令は短いもので、社会庁より出された「説明」によって補完されなければならない。

(ソーシャルホームヘルプ事業に対する国庫補助金に関する勅令 1964年3月29日)

Kungl

スウェーデン国勅令 SFS 427/1964

第1条 コミュニオンは以下に示すところに従って、ソーシャルホームヘルプの経費に対し、国庫補助金を受けることができる。

第2条 国庫補助金は、老人、身障者、有子家族の個人家庭援助を主要な任務とするホームヘルパー、ホームサマリットおよびそれと同格の職員のためにコミュニオンが支出するネット経費に対して交付する。

第3条 国庫補助金はそのほか、ソーシャルホームヘルプ活動を実施する私的団体に対してコミュニオンが支出する補助金にも交付する。その一は第2条に述べたような任務を持つ私的団体の職員の経費に対してコミュニオンが補助金を出す場合。その二は老人、身障者または有子家族という特定カテゴリー以外の人が援助を受ける場合にも適用される。

第4条 国庫補助金は個人家庭を訪問看護する看護人の如きものの経費に対しては交付されない。

第5条 国庫補助金は第2条、第3条に述べたコミュニオン経費の35%を交付する。

第6条 国庫補助金は歴年により後払いで交付する。国庫補助金の申請は社会庁あてにおそくその年の3月1日までに、その年に如何なる補助金を受けたいかを明らかにして申請する。申請の内容は、ソーシャルホームヘルプ組織のデータ、最終年次のコミュニオン内の活動規模、承認済みの活動用経理報告とする。そのほか既に与えた援助について如何なる代償を得たかその基礎資料をも含まれる。申請は社会庁の定める書式と用紙を用いる。

第7条 国庫補助金は社会庁が認定し、交付を行う。

第8条 社会庁はこの勅令適用のために必要な細則を配布する。

この勅令は1964年7月1日発効する。1964年度の国庫補助金については第6条の申請を7月1日～12月31日の期間とする。

<勅令 SFS 427/1964についての説明——社会庁>
国庫補助金の対象となる経費

- a) 給料、それには病中給料も労働者の権利たる休日給与も含む
- b) 休暇給与と休暇費
- c) 特別経費—オーバータイム費、寒冷地手当、住宅電話架設費、宿泊費料金

- d) 国民年金掛金
- e) 旅費、交通費
- f) 付加年金その他の年金費用
- g) 保険料(団体保険を含む)
- h) 健康診断、レントゲン診断、当局指示の予防注射の費用
- i) 勅令第3条に述べているホームヘルプ活動をする私的団体に対する補助金
- j) 親族の者が老人または身障者を世話する場合の報酬、ただしホームサマリット活動に相当するという制約があり、世話の範囲が是認される場合
- k) ホームヘルパーが自宅で働く時間もそれが仕事の運営とサービス任務のためであれば労働時間の一部とみなされる。
 - l) その他上に述べた各項と同種類の経費
 - 以下の費用は経費から差し引かれる。
 - a) 年間のソーシャルヘルプの料金収入
 - b) ソーシャルヘルプ活動のための州からの補助金
国庫補助金の対象とならない経費
 - a) リーダーのための経費
 - b) 事務員のための経費
 - c) その他の運営費
 - d) 個人家庭訪問の看護人の費用(勅令第4条)
 - e) 援助を受ける人にコミュニンが直接交付する補助金

ソーシャルホームヘルプ職員が臨時に老人ホーム、児童ホーム、児童コロニーで働く場合、その期間中のサービスに対しては国庫補助金の対象からはずされる。

V 社会庁の任務とコミュニンの責任

社会庁の任務はホームヘルプ事業について各コミュニンの活動を統轄することであって、なるべくコミュニン間の差異を少なくし、全国が平均して事業発展を見るように全国の活動状況を追跡し、必要とあれば手段を講ずる。社会庁は国庫補助金に関し、コミュニンの申請を審査して認定を下し補助金を交付するものである。

コミュニンはホームヘルプ事業の責任者であり組織者である。ホームヘルパーはコミュニンに雇われフルタイムまたはパートタイムの月給制および時間割制である。今日でも赤十字や主婦連盟、教会などの私的団体がホームヘルプ活動の経営をすることは認められており、コミュニンから補助金を出している。活動の財源については国庫補助金が35%、コミュニン負担額56%、サービス料

金の収入9%である。

VI 現在のホームヘルパー

今日のホームヘルパーは制度の上からつぎの3種類になっている。

- (1) ホームメーカー hemvårdarinna: 有子家庭用ホームヘルパー
- (2) ホームナース barntillsyn: 子守りホームヘルパー
- (3) ホームサマリット hemsamarit: 老人用(身障者用)ホームヘルパー

ホームメーカー ウプサラ家事学校で養成されて活動したホームシスターのラインが、今日のホームメーカーである。ほとんどがフルタイムの地方公務員である。ホームメーカーの本来の任務は幼い子どもを持つ母親が病気とか出産とかで入院中、または在宅していても病気のため家事育児ができないとき、多子で過労の主婦が慰労休暇をとるとき(母親休暇は法律で定められている)、申し込みがあれば、派出されて、すぐに母親代りの役割を演ずるのである。目的の第1は子どもの世話で、乳児、幼児、学童それぞれの年齢にあった世話がゆきとどくことである。また主婦代理としてその家庭の家事費を預るのだから、その家庭の経済状態と習慣を早速にのみ込んで支出をしなければならない。

それ故ホームメーカーはただ家事育児に熟練しているだけでは足りない。その目的のための養成教育を受けた人であることが原則である。

仕事は一般主婦のなすべき家事育児であるが、ホームメーカーがしなくてもよいことが定められている。それはシーツなどの大洗濯、クリスマス前などの大掃除、家屋の管理や修理、パンやケーキ焼き、裁縫、貯蔵食品づくりなどである。衣類の修理や冷凍食品づくりはしてもよい。

労働時間は父親のいる家庭だと父親の出勤から帰宅までとなっているが、片親でその親が入院中などの場合は泊り込みとなる。

この事業に国庫補助金ができるようになってからは、コミュニンのホームヘルプ財政がゆたかになったので活動は本来のケース以外にも広がってきた。

- 1) 身心障害児を家庭で世話する母親の孤立感を和げ荷を軽くするため定期的に手伝う。
- 2) 重い世話を要する親族を世話している主婦や娘に手代りになる。
- 3) 障害のある主婦を手伝いながら家事を教える。

- 4) 神経病の主婦の圧迫感を減し入院させずにすませる。
- 5) 長期入院から退院した主婦を手伝いながら家事に慣れるよう指導する。
- 6) 家事未熟の主婦に家事、経済、育児を指導する。
- 7) アル中の主婦が禁酒同盟主催のホームやグループ活動に参加中家事を引き受ける。
- 8) ホームサマリットの人手不足を補う。その場合一時的の病気の老人や世話のむずかしい老人を優先する。

したがってホームメーカー派出の申込み者は家庭だけではなく、社会局や児童局、禁酒同盟、病院などの場合があるようになった。1966年の統計によれば、ホームメーカーが援助した家庭6万1,737のうち、主婦の病気68%、出産22%、主婦の休暇2%、その他8%となっている。

最近の傾向としては出生率が1930年代のようにまたも低下しており、学齢以下の子どもを持つ家庭の数が減ってきた。そのため有子家庭に限って活動するホームメーカーの需要がいくぶん減る傾向にある。それに反して老人人口の増加に加えて老人ケアを施設ケアよりも居宅ケアに重点がおかれている今日、ホームサマリットの需要は増すばかりである。したがってホームメーカーをホームサマリットに採用するケースがふえている。年間を通じ夏にはホームメーカーの需要が少い。

ストックホルム市だけのことであるが、最近上級ホームメーカーというのを養成し活動させている。これはホームメーカーの中から優秀な人を選んで有給のまま140時間の特別教育をする。卒業すれば給料は高くなり、特種家庭、問題家庭ばかりを受け持つことになる。主婦を指導する場合などは上級ホームメーカーがさしむけられる。

ホームナース ももとは就職している片親だけの子で、保育園などに預けられている場合、ちょっとした病気でも、保育所はその日の保育を断るが親は仕事を休めないというわけでその子の家庭へ行って子守りをする仕事でスタートしたのである。そのうちに両親そろっていても共稼ぎだと同じ問題があるわけでホームナースの派出ケースは拡大された。片親でも両親でも子どもを持つ婦人の勤労はふえる一方であるから、ホームナースの需要はどんどんふえている。

これは親が申し込まなくても保育所が連絡をしてくれることになっており、手軽に留守中の子守りが得られる仕組みである。

ホームナースには家事の責任はなく、子どもの世話だけを見るものであるけれども、なるべくなら規定の養成教育を受けるのが望ましいのだが、実際は家事育児の経験があれば勤務にさしつかえなく、教育を受けたものは全員の3分の1しかない。給料は時間給制で、勤務時間は個々のケースによってまちまちである。子どもが大きければベッドの世話食事の世話などに短時間いってやっすむこともあり、小さい子どもでは母親の出勤から帰宅までまる一日になることになる。

最近ではホームナースが大変重宝がられ、派出ケースは拡大され、本来の任務以外につきのような場合にも利用されるようになった。

- 1) 就職しないで自分で育児している母親が医師や病院や歯医者へいきたいとき、または公的届けや手続きなどのため官庁へゆかなければならないとき。
- 2) 地方で母親が買物その他の用事で都市へ出かけなければならないとき。
- 3) 長期療養または身心障害の子どもを世話している母親が息ぬきの外出をするとき。
- 4) 片親の母親が就職のため速成教育または再教育を受けるとき。
- 5) 保育ママ⁴⁾が病気または故障で子どもを預れないとき。

こうして派出ケースがふえてくると要員の数も必要になってきた。仕事が生徒の世話だけで肉体労働が少いのでおばあちゃんタイプの中高齢者や子ども好きの軽度身体障害者でもつとまる。利用者の方もそういう人を好むこともある。

ホームサマリット 今日のホームサマリットの任務は、この事業の創設者 Dr. Månsson のアイディアと変っていない。居宅にある老人を援助して社会の中での老人の生活をしやすくすることであって、健康な老人はもちろんある程度病気の老人であってもまたは病院退院後であっても自宅の生活をつづけさせるためのホームサマリットである。この活動によって老人が老人ホームへ収容される時期をのばすことができ老人の病院から退院の時期を早めることができる。そのためホームサマリットの意義は今日の社会福祉政策上重要なものとなっている。

ホームサマリットの援助を受ける老人のニードはそれぞれに違っているので、その仕事の種類も一々異なっている。老人が健康ならば、基本的な掃除、週間洗濯、炊事、買物、お使い、ベッドや衣類の整理など日常の家事や散歩の同伴などの組合わせである。それが病人となる

4) 保育所不足から、コミュニティが個人家庭に依頼して保育させている。

と日常家事のうえに家庭看護が加わってくる。看護婦の領域とは明らかに区別されるが、医師と保健婦といっしょに三者チームを組んだ中のホームヘルパーの役割というものである。ホームサマリットの重要な任務の1つとして老人の孤独を慰めることが数えられる。

サマリット活動ではリーダーの役割が大きい。派出の申込みがあると、まずリーダーが老人宅を訪問して、ヘルパーの仕事の種類と量、勤務時間と回数、料金を決めてきてから適当な人を派出し、あとあともチェックする。

前に述べたとおり、ホームサマリットの需要は増加の一途をたどっている。要員も毎年大幅にふやしているが需要を満たすことができず、ホームメーカーの援助を要請する場合が多い。ことに地方ではホームメーカーとホームサマリットの区別が明確ではないところもある。ホームサマリットの対象は老人だけではなく身体障害者も含まれている。最近では子のない若夫婦でも病気のために家事に差し支える場合にホームサマリットに余裕があれば援助してもらえることになった。ごく最近男子のホームサマリットが生まれ5万人中350人を占めているが、よい効果をあげている。

また親族内の老人や身体障害者を世話する主婦や娘もその労働が認可されればコミュニケーションからホームサマリットと同等の支払いを受ける道が開けた。

夏休み中の学生アルバイトで老人のために買物や掃除や炊事を手伝ったり、散歩の同行をしたりすることもホームサマリット活動の一部となった。派出の申込みは本人、親族、隣人のほか病院や医師がすることもある。

リーダー リーダーはどの種類のホームヘルパーにも重要である。有能なリーダーによって始めて正確かつ効果的な事業運営ができるからである。とくにホームサマリットでリーダーの役割の大きいことは前に述べたとおりである。

従来、リーダーはホームヘルプその他の社会福祉事業に長い経験を持つ人がなっていたが、この事業膨張のためリーダーが足りなくなり、1967年以来特別のリーダー教育がはじまった。1970年ではリーダー教育コースを終えてリーダーになったものは全リーダーの10%に過ぎない。しかしリーダーはホームヘルパーと関係官庁や各種施設との間に立ち、ヘルパーと利用者との間にも立ち活動計画をつくったり、ヘルパーを指導監督していくために、各方面に新しい知識を持たなければならない。リーダー教育は重要視されているのでコースのカリキュラムは学校監督庁と社会庁が合同で作製する。

ホームヘルパーが活動中必要と認めたときには、社会

局、児童局、失業局、禁酒局、保健局に届け出をするようにリーダーはヘルパーを指導しなければならない。

VII 養成教育

教育の歴史 前にも述べたとおりスウェーデンのホームヘルプ事業は、ヘルパーの養成教育からスタートし、つぎに卒業者が活動をはじめたのである。最初に生徒をとったのが1919年10月で、卒業者が仕事を始めたのが1920年10月であった。

学校をはじめ家事理論3カ月、育児実習2カ月、看護実習3カ月であったが、後になって全期15～18カ月と延長された。ホームシスターの教育は長い間ウプサラだけのものであって、他の地区でホームヘルプ活動をする時にはウプサラ卒業生を採用する以外なかった。1922～49年校長 Anna Luttman の功績でウプサラ学校は大いに発展した。1940年頃にはストックホルム、ルンド、レークサンドに新しく学校が出来、学校に対する州の補助金が始まった。

ホームヘルパー教育に社会庁がのり出したのは1944年であって、全国の国民高等学校4校、州立家政学校3校に「ホームメーカー」という公式名称をはじめつけてその教育をはじめ、奨学金制度を採用した。教育は最初から二本建てであった。

- 1) ホームヘルパーの家事学校の伝統により、若い生徒を教育する。
- 2) 家事育児の経験のある主婦を教育する。

1964年ホームヘルプ事業が新しい勅令によって新しい展開をしたとき、ヘルパー教育も社会庁から学校監督庁の手に移った。ここではじめてホームメーカー教育の外にホームナース教育、ホームサマリット教育のコースが整備されたのである。

今日ホームメーカーコースは各職業学校、家政学校、農業家政学校におかれているが、ホームナース、ホームサマリットコースは職業学校だけにおかれている。

ホームメーカーコース つぎの二本建てである。

Aコース コース終了までに18歳を越えるもので、家政技術学校またはそれと同等の学校6カ月以上の終了者で、育児の実習6カ月以上を経たものに入学資格がある。

コース期間は校内授業1学期、校外実習1学期、最終校内授業2週間である。

Bコース 家庭での育児経験3年以上か、児童施設またはホームサマリットの経験2年以上か、看護の実務6カ月以上の人に入学資格がある。コース期間は校内授業

1 学期だけである。

ホームメーカーの教育割合は、Aコース終了者40%、Bコース53%、その他7%となっている。

表 1 ホームメーカーコース時間表(1969年7月7日)

課 目	1 週間の時間表	
	Aコース Bコース	Aコース 最終2週
1. 職業的実習		
1:1 調理	9	—
1:2 住居と洗濯	4	5
1:3 裁 縫	3	—
2. 職業的理論		
2:1 調理学	1	3
2:2 児童心理	4	3
2:3 看 護	1	2
3. 保健と医療の理論	3	2
4. 栄養と食品知識	2	2
5. 住居のプランと住居整備	2	2
6. 経済学と労働組織	2	4
7. 心理学	3	2
8. 社会学と労働の一般原則	2	4
9. 家族の知識	2	2
10. 体 育	2	—
予 備		9
合 計	40	40

このほかに速成コースがある。これはホームメーカーであることが入学資格で、コース期間は2週間であって、勤務上の実用的知識を与えるものである。

表 2 ホームメーカー速成コース時間表
(1969年7月7日)

課 目	時 間 数
1. 職業的理論	
1:1 オリエンテーション	4
1:2 家事のテクニック	8
1:3 傷病学	6
1:4 育児知識	6
2. 心理学	8
3. 精神病学	6
4. 社会学	6
5. 家族の知識	6
6. 栄養と食品の知識	6
7. 消費の知識	4
8. エルゴノミー	6
予 備	4
合 計	70

ホームナースコース ホームナースとして正規に勤務する人のために用意されたコースであるが受ける人は

少い。コースは2週間でカリキュラムはホームメーカー速成コースと同じである。

ホームサマリットコース ホームサマリットは、主婦の経験だけでできるとして、就職経験のない中高年齢婦人の適職であるとして一時宣伝募集したこともあるほど、ホームサマリット教育ということはあまり考えられていない。現に勤務中の全サマリットの5分の4は特別教育を受けていない。しかし老人および身障者の、施設ケアに代る居宅ケアの担い手として、今後ますます重くかつ複雑になっていくその役割を果たすためには、なるべく教育を受けてほしいと当局は希望している。ホームサマリット自身としても知識を豊富にしたほうが勤務も楽になるはずである。ただコースを終了したからといって待遇が変わることはない。

期間は160時間であるが、全期を3期に分割しているので、受講者は全期をつづけても取らなくても、3回にわけて通学できるように仕組まれている。

表 3 ホームサマリットコース時間表(1969年7月7日)

課 目	時 間 数		
	第1期	第2期	第3期
1. 職業的理論			
1:1 看護学			27
1:2 児童心理と育児学			6
2. 労働の一般原則 (ホームサマリット)	21		
3. 保 健 学			20
4. 傷 病 学			10
5. 社会医療	3		8
6. 心 理 学	6		14
7. 栄養および食品知識		25	
8. 家事の合理化法		20	
合 計	30	45	85
		160	

リーダーコース ホームヘルパー各種のリーダーであることが入学資格であるが、それと同等の経験者がこのコースを経てホームヘルパーリーダーになることも考えられている。コースの期間は140時間、4週間とする。

どのコースも全日制と定時制で構成されている。以上の1週間時間数というのは全日制としての勘定である。授業料は無料である。

就職中のホームメーカーがコースに入学する場合には州の労働局を通じて労働市場教育の申請をすることができ。そうすれば必要な者には基本補助金のほかに扶養家族のための家賃や家族手当もでる。

ホームメーカーAコースに入学の場合には奨学金制度がある。

表4 ホームヘルパーリーダーコース時間表

課 目	時 間 数	1 週間の 時間数
1. 労働の指導と運営法	24	6
2. 労働の一般原則 (ホームヘルパー全般)	12	3
3. 社会医療	24	6
4. 社会学(地域社会)	20	5
5. 心理学	16	4
6. 保健学	8	2
7. 傷病学	12	3
8. 栄養学と食品知識	8	2
9. 家事(住居)のテクニク	4	1
10. 家政のテクニク	12	3
	140	35

VIII ホームヘルプ料金

この事業の初期の頃は下男下女のあった時代だから、ホームヘルプは低所得層を対象とした慈善事業であって、利用者からは料金を取らないのが建前であった。ところが第二次大戦後の社会は完全雇用となり、家事に人手を得ることは不可能となった。所得層の上下にかかわらず家庭内で人手がなくて困る度合いは同じことになってしまった。したがってホームヘルプ活動は、所得にかかわらず、困る度合いだけで援助するものとなって、ここにホームヘルプの性格が変化したのである。ヘルパーの報酬はコミュニン（または私的団体）が月給または時間給で保証していることは変りないが、現在は利用者からその収入と家族数に応じて料金をとる制度を採用しているのである。

すなわち、低所得者には料金は無料であるが、利用家庭の所得が多くなるにつれて料金は段階的に高くなる。また家族数が多くなるほど料金のほうは低くなる。そうして最高料金はヘルパーの受ける時間給に相当する額となる。料金はヘルパーには渡さず、ホームヘルプ部の事務所に納入するものである。料金額を決めることはコミュニンに任されているが、社会庁は一応の標準を示している。また社会庁は家庭の収入所得を決めるときの規準もつぎのように示している。

- 1) 家族数には収入のない在宅の子どもも含む
- 2) 収入とは当該月のその家庭の収入をさす
- 3) 児童手当、勉学手当、傷病手当、有子家庭住宅手当、身障児補助費などは収入に算えない
- 4) 夫婦にそれぞれ収入のあるときは合算して家族の収入とする

そのほかホームメーカーでも、ホームサマリットでも利用時間数がそれぞれ一定時間を越すと料金が割引になったり無料になったりすることもきめられている。

以下に示す社会庁のホームヘルプ料金の標準表は1964年の新しい勅令発布当時のものであって、今日はいっとも値上りしているはずであるが、1971年春までは、未だ社会庁から発表されていない。

IX ホームヘルパー労働条件

労働条件の歴史 ウプサラで一番最初にホームシスターになった Nanna Hagberg が学校との間に結んだ雇用条件は月給50kr. 学校の寮に住んで寮費は無料、3年目と6年目に昇給、1カ月の有給休暇、傷病、労働災害保険と国民年金、任意老齢年金保険などの掛金および税金は学校払いというものであった。

最初のホームヘルプの勅令が出て、この事業をコミュニンが引きついだ時、勅令には労働条件もうたってあった。それは略々ヘルパーと学校との間の契約条件を踏襲したものであった。基本年給1,500kr. 学校寮の代りに住宅費を支給するとあった。労働時間については1950年までは何の規定もなく、時には週96時間もの労働を強いられることもあった。

今日の労働条件 ホームヘルパーの労働は仲間のない単独であって責任の重い職場であり、常に新しい環境に即応しなければならぬので肉体的精神的にきびしいものがある。しかも労働時間、食事時間が不規則となり、病気感染のチャンスも多いという理由で、雇用主はヘルパーの健康管理にはとくに留意している。ホームメーカーの応募者には健康証明書の提出が義務づけられている。ホームナース、ホームサマリットには義務ではないが、健康証明書が要望される。ホームヘルパーの年1回のレントゲン検査、その他の健康診断、予防注射などの費用はすべてコミュニンに対する国庫補助費のわくにはいっている。ホームヘルパーはコミュニンのホームヘルプ部（一部私的団体）に月給制または時間給制で雇用されているのであるが、それぞれに労働組合に属している。労働条件は労働組合組織と雇用主組織との間の団体協定によって規定されるものである。所属組織はつぎのとおりである。

雇用主組織——スウェーデンコミュニン連盟 (Svenska Kommunförbundet)

労働組合

ホームメーカー——スウェーデンコミュニン公務員連盟 (Sveriges Kommunal tjänstmanförbundet)

ホームナース }
ホームサマリット } スウェーデンコミュニン労働者連盟
(Svenska Kommunalarbetsförbundet)

表 5 社会庁のホームヘルプ料金勧告表

月 収 クローネ	1 時 間 当 り 料 金 家 族 数									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
801- 900	-: 60									
901-1,000	-: 80	-: 60								
1,001-1,100	1: -	-: 80	-: 60							
1,101-1,200	1: 20	1: -	-: 80	-: 60						
1,201-1,300	1: 40	1: 20	1: 00	-: 80	-: 60					
1,301-1,400	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60				
1,401-1,500	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60			
1,501-1,600	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60		
1,601-1,700	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60	
1,701-1,800	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80	-: 60
1,801-1,900	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -	-: 80
1,901-2,000	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20	1: -
2,001-2,100	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40	1: 20
2,101-2,200	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60	1: 40
2,201-2,300	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80	1: 60
2,301-2,400	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -	1: 80
2,401-2,500	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40	2: 20	2: -
2,501-2,700	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80	2: 60	2: 40
2,701-2,900	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20	3: -	2: 80
2,901-3,100	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60	3: 40	3: 20
3,101-3,300	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -	3: 80	3: 60
3,301-3,500	5: 80	5: 60	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40	4: 20	4: -
3,501-3,700	6: 20	6: -	5: 80	5: 60	5: 40	5: 20	5: -	4: 80	4: 60	4: 40

1) ホームメーカー 月給制で地方公務員給 KA 9 級の 9～12号にあたり、地域別に 3種類となっている。1970年 1 年間の給料表は表 6 のとおりである。

表 6 (単位: kr.)

地 域 別	K A 9 級 月 給 料			
	9 号	10 号	11 号	12 号
3 地 区	1,691	1,790	1,883	1,979
4 "	1,713	1,814	1,907	2,006
5 "	1,805	1,908	2,011	2,105

昇給は勤務年限 3 年ごとに行い 9 年を限度とする。宿泊は別に一夜 11kr. 労働時間は休日を除いて 4 週間に 170 時間とし、本人が調整する。有給休暇は週日にして年 24 日～32 日、年金のつく年齢は同級公務員と同じく 63 歳である。

2) ホームナース、ホームサマリット どちらも時間給制で他のオープンケア職員と同じである。1970年 1 年間の 1 時間の給料は表 7 のとおりである。

時間外勤務の割増料として 1 時間当り 簡単な労働で 2.16 kr., 技術を要する労働で 4.32 kr. が上のせされる。有給休暇は週日で 24 日、労働時間は週に最小 18 時間、最大 42 時間である。年金は一般国民年金だけで 67 歳

表 7 地域別時間給 (単位: kr.)

3 地 区	4 地 区	5 地 区
9.15	9.25	9.75

からである。

ホームヘルパーに要求される一般的規則としてつぎのことがある。

- 1) 派出先の家庭の秘密を守ること。
- 2) 家事費を任されたときには計算書をつくること。
- 3) 勤務状況の報告書をリーダーに提出すること。
- 4) 勤務上の変更はリーダーに報告すること。
- 5) 所定の用紙に勤務時間を記入して派出先においてくこと。
- 6) 派出先から金品を受けてはならない、ただし食事は提供されたら受けてもよい。

X ホームヘルプ事業の現況

ホームヘルパー活動の現況はつぎに掲げる社会庁発表の統計についてみることができる。統計にも現われているとおり、3種のホームヘルパーは必ずしも明確に区分されておらず、互いに融通し合うことがある。ホームヘルパーの勤続年数は平均 9 年である。廃業率は年 11%

表 8 ホームメーカー活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数	4,721	4,677	5,004	4,780	4,829
ホームヘルパー数					
ホームメーカー	2,878	2,857	2,818	2,776	2,693
ホームサマリット	814	881	1,017	1,293	1,198

〔年間ホームメーカー活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969
派出有子家庭数	64,277	61,737	60,181	57,907	59,815
派出件数	93,853	91,703	90,806	110,349	117,936
労働時間数					
ホームメーカー				5,877,799	3,883,530
ホームサマリット					730,069
ホームメーカー数					
フルタイム	3,379	3,379	3,396	3,415	3,410
パートタイム	381	295	352	427	420
合 計	3,760	3,674	3,748	3,842	3,830
うち特別の教育のない者	464	379	414	432	(ej uppgift)

表 9 ホームナース活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数		637	865	1,220	1,438	2,061
ホームナース数		426	589	729	1,011	1,873
うち特別教育を受けたもの		227	223	194	352	797
労働時間数		11,804	9,589	23,195	33,816	47,230
うちホームメーカー うちホームサマリット						6,776
代用したもの						

〔1年間ホームナース活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
派出有子家庭数	6,786	9,662	12,458	16,214	24,533	
労働時間数					1,514,787	
うちホームメーカー うちホームサマリット					190,731	
代用したもの						

で、廃業の理由は半数が結婚、つぎが他の職業（主として看護婦）に移る場合が多く、退職年金受給年齢に達したためと病気のためというのは併せて10%にならない。

XI ホームヘルプ事業の変遷と将来

事業の性格の変化 低所得家庭を対象に慈善事業的性格をもって発足したホームヘルプ事業が50年の間に公共福祉政策のなかで、社会のあらゆる所得階層を対象として重要な意味をもつものに発展した。本来の意義が変ってきたのと同時に、実際のホームヘルパーの活動の上にも大きな変化が起っている。第1が職場である住宅の

変化であって、昔の派出先は主としてスラム街であった。不潔と不便に立ちむかってのきびしい肉体労働を余儀なくされていたものであったが、今日の派出先にははなはだしいスラム住宅はもうない。一般住宅のモダン化とレベルアップのためホームヘルパーの仕事は著しく楽になった。食生活も既製品、半製品がたくさん出回っているから、食事の仕度に労力と時間をかけることが減った。また化繊の普及から、洗濯、アイロンかけの仕事も大幅に容易になった。それに加えて自動車はヘルパー自身が車を持っていることも多いし、家族が車でヘルパーを送迎することもあり、往復が能率的になった。そ

表 10 ホームサマリット活動状況

〔1月の1週間における活動状況〕

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
援助した老人と身障者数	63, 375	74, 237	85, 329	101, 165	122, 437	143, 775
労働時間数						
	1965	1966	1967	1968	1969	1970
ホームサマリット		386, 500	465, 735	552, 360	637, 462	648, 229
ホームメーカー		29, 000	28, 214	28, 449	27, 823	31, 255
合計労働時間		415, 500	493, 950	580, 809	665, 285	679, 484
ホームサマリット数						
	1966	1967	1968	1969	1970	
ホームサマリット	28, 648	34, 503	42, 451	50, 512	58, 238	
うち特別教育のあるもの	6, 443	7, 480	9, 004	10, 869		
臨時ホームメーカーが代用した数	1, 257	1, 158	1, 222	1, 200	1, 358	
〔年間ホームサマリット活動状況〕						
	1965	1966	1967	1968	1969	
援助した老人と身障者数	143, 873	157, 620	183, 883	211, 289	230, 557	
うち ホームサマリットによる	115, 649	129, 821	155, 960	183, 249		
ホームメーカーによる	28, 224	27, 799	27, 923	28, 000		
労働時間数						
うち ホームサマリットによる	17, 082, 209	20, 635, 144	24, 861, 267	28, 850, 762	33, 515, 789	
ホームメーカーによる				1, 442, 476	1, 627, 373	

れに反してストレスに代表される精神・神経の障害者が非常に多くなって、ヘルパーの勤務上、人間関係が扱いにくくなったといわれる。

ホームヘルプ事業に対する社会の期待が大きくなり需要が増してきたのに対し、ヘルパーの増員は追いつかない。人手不足のために需要に応じきれない事情がだんだんに顕著になりだした。ホームヘルパーという職業は工業化の程度の低い地方ではまだ好ましい職業とみなされているけれども、大都市では婦人のための職業の種類が多く、ホームヘルパーはけっして魅力的な仕事ではなくなった。過疎地となると若年、中年層は都市へ移入してしまっているから、残った老人を世話するホームヘルパーにも事欠く状況である。そういうわけでホームヘルプ事業は都市でも地方でもそろそろ人手不足にぶつかりはじめた。

新しい試み ホームヘルプ事業をもっと合理的な、もっと能率的な方法で行おうという試みがなされている。ストックホルム市ではじめてのホームヘルプパトロールはその一つである。ステーションワゴンに、6人のホームヘルパー（1人は上級ヘルパー）がチームとなって

乗り込み、掃除道具その他の家事用機器を積み込んで巡回サービスをするものである。1家庭には2人ずつが行って最も効果的に掃除洗濯をしてみわる。過疎地のためにはサービスバスが試みられている。バスや道具類の購入費は国庫補助がある。バスに乗り込むチームは2～3人で掃除洗濯などのサービスのほか、1週間分の食料品や冷凍品の配達、町の店からの商品や公立図書館からの本や雑誌も届ける。いずれにしても、目下の問題は、ホームヘルプ事業に他のサービス部門を結びつけようという考え方である。とくに老人のケアについてこの考え方を取り入れるべきであると叫ばれている。

つぎにホームヘルパーは、就職経験のない主婦が容易にできる仕事という考え方を捨てることであるといわれている。本格的な養成教育を受けて就職すべき専門職業であると一般に認識させる努力がなされている。理想としては17～18歳からホームヘルパーになるべく教育を受け、目標をホームヘルパーリーダーにおいて経験を積むことである。リーダーは社会的地位は高く給料もよい興味深い職業である。

参 考 文 献

- Margareta Nordström: Rådgivand taxa förersättning för Social hemmhjälp (ソーシャルホームヘルプ, 料金設定勧告) 1964
- Socialstyrelsen (社会庁): Råd och anvisningar i Socialvård frågor (ソーシャルケア問題について勧告と指示) 1965
- Skolöverstyrelsen (学校監督庁): Läroplan för yrkesskola (職業学校の授業プラン) 1968
- Maria Stenmark: Social. hemhjälp 50 år (ソーシャルホームヘルプ50年) 1969
- Birgit Rangnå: Handbok i Socialfrågor (社会問題ハンドブック) 1969
- AMS (労働市場庁): Arbets förmedling (労働案内)

- 1970
- Socialstyrelsen: Hemvårdariete verksamhet (ホームメーカー他活動) 1971
- Margareta Nordström: Homehelp for old people 1956
- Margareta Nordström: The developement of the Swedish homehelp service 1961
- Ola Månsson: Open care of old people 1961
- Margareta Nordström: Social homehelp service in Sweden 1963
- Britta Sjögren: Need, task and qualifications demand within the social. homehelp service 1963
- Margareta Nordström: The homehelp service in Sweden 1968
- Gretr Grennder: Homehelp service 1970

執筆 者 紹 介 (執筆順)

鈴木 武雄	武蔵大学教授
桐木 逸朗	中央学院大学助教授
村上 清	日本団体生命(株)営業第3部長
向井 利昌	神戸大学教授
森岡 清美	東京教育大学助教授
伊藤 秋子	お茶の水女子大学助教授
杉原 由機	立正大学講師
佐々木 淑恵	お茶の水女子大学副子
馬場 紀子	お茶の水女子大学研究生
小野寺 百合子	スウェーデン研究所評議員

小 谷 義 次 著

『アメリカ資本主義と貧困化理論』

新日本出版社 1971年 409ページ

中 鉢 正 美

現代アメリカの貧困に対するたたかいが、1964年の大統領報告書によって宣言されて以来、この問題が広く一般に論じられて早や10年近くなろうとしている。この大統領の年頭報告書が新聞紙上に報ぜられた直後、評者は始めてアメリカの地を訪れてミシガン大学に在った。たまたま3月も末のある日、一般教育図書館の社会事業部門書架に指定参考書用としてずらりとならんでいるハリントンの『もうひとつのアメリカ』が目にとまったが、これを一読して受けた深い感銘を忘れることができない。しかし経済発展の対極に取りのこされる低学歴の若年層、中高年齢の不熟練労働者等に、繁栄する社会に参加する就業の機会と、そのための教育訓練を提供しようとするこの壮大な計画は、現実には年間300億ドルといわれるヴェトナム戦費の1割程度の予算支出によって裏付けられるに止まった。この計画の基礎となるべく制定された経済機会法(The Economic Opportunity Act)以後、「豊かな社会」の対極に形成される新しい貧困問題は、古くからアメリカの貧困を生みだしてきた人種差別、とりわけ黒人問題等とも分ちがたく結び合わされながら、かえってその顕在化の度をたかめつつあるように見受けられる。貧困反対のたたかいを財政的に圧迫したヴェトナム戦争は、また国際通貨ドルの地位をも危くすることによって物価と経済成長に悪影響を及ぼし、失業と低賃金におびやかされる貧困層の飢餓的生活状態は上下両院においてもしばしば問題とされるにいたったのである。

このような現代アメリカの貧困問題が、何故に1960年代になって「再発見」されることになったのであるか。それは1930年代に大不況とニューディール政策によって問題とされた貧困、あるいは19世紀の末におけるアメリカ資本主義の確立期にジェイコブ・リース等によって画きだされた東部諸都市の貧困と比較して、いかなる共通性と独自性を持ったものであるか。これはまさに現代資本主義——それは一方ではその所得分配の平等化機能に着目して福祉国家とよばれ、またしばしば競争と計画の混合体制と規定されるのに対して、他方ではその資本主義体制維持を目的とする国家の通貨管理を指標として国

家独占資本主義と称されるものであるが——の本質を、それが生みだす労働者生活の側から解明しようとする根本的な設問に他ならない。このたび大阪市立大学教授小谷義次氏によって刊行された『アメリカ資本主義と貧困化理論』は、さきに筑摩書房の経済学全集第22巻として発表された「福祉国家論」ともあわせて、この設問に関連する膨大な文献についての克明な研究の集大成をなすものである。なお「福祉国家論」については、本誌3巻1号(1967年)に石崎唯雄氏の書評が掲載されている。

「福祉国家アメリカ」にたいする小谷教授の批判的分析のいちおうの集約をしめすものとして著された本書は、まずその第1章において、アメリカにおける貧困の規模——その大きさと深さ——を概観するところから説きおこされる。1958年に刊行されたガルブレイスの『ゆたかな社会』では、貧困の規模を算定する基準は世帯当り年所得1,000ドルであった。これに対して1964年の大統領報告書は、経済諮問委員会の答申に基づいて、年所得3,000ドルの基準を採用している。これは翌年社会保障局によって世帯構成や就業形態による複数基準に展開されているが、大勢に変化はない。この基準生計費を算定するに当たっては、まず食料の栄養学的最低費用が計算され、その2倍をもって他の生計費部分をまかなうものとされる。このエンゲル係数33.3パーセントという基準の高低について、にわかに国際的な類推を試みることに問題はあろう。商品流通と購買のメカニズム、生活空間における行動範囲とその費用、とりわけ文字どおりの核家族としてその生涯生活周期を完うしなければならない場合、各世帯ごとに支出し、あるいは保持しなければならないコストやストックの負担増加等を考慮すれば、このエンゲル係数でも大きすぎるというコルコやカイザーリング、さらにオーナティの批判もよく納得するかも知れない。

なおオーナティは3段階の生活水準を設定しているが、その最低の生存水準(ニューヨーク市の4人世帯で年所得2,660ドル)においても小さいながら5部屋のアパー

トをそれに該当させている。1960年において、この「生存」水準以下の世帯比率は10.7パーセント、その上の「充足」水準までを含めると25パーセント、労働統計局による「簡素で十分な」ニューヨーク市の労働者世帯に相当する「快適」水準までを取れば39パーセントに達する。またオーナティは今世紀初頭以来の推移をこの3段階水準ごとに辿っているが、その年々の水準を、この間における生活内容の変化にそくしてそれぞれの年度ごとに算定している。その結果について、小谷教授によって強調されているところは、「戦後少なくとも1947年以降、貧困帯の大きさについてみるべき変化がない」という点である。たしかに戦時および戦後の数年間は相対的完全雇用によって労働者、したがってまた低所得層の実質所得は増大したが、所得分配の基本的構造にはほとんど変化がみられない。この章ではまたサーヴェイ・リサーチ・センターの1960年調査にも関説されているが、この流動資産をも含めた貧困家族の推計においても、その割合は総家族数の5分の1ということになっている。

第2章では以上のような概観をふまえて、もっぱら戦後から60年代にいたる実質賃金、労働時間、労働強度、労働災害、失業等の動向が追跡される。この実質賃金の動きも1965年まではいちおう上昇をしめしているが、以後それは下向もしくは停滞気味である。労働時間は労働生産性の向上とともに一般的に短縮傾向にあったが、最近数年間のヴェトナム戦争とそのエスカレーションにともなって、逆に時間延長の気配が生じている。また労働強度を正確に表示することは困難であるが、生産指数を総労働時間指数で割った単位時間当り生産指数は、1947年を基準として1969年には197と上昇している。これはオートメーション下において労働強度が相当増大していることを物語るものであろう。その現れの一つとして労働災害の動向をみると、1960年代はじめまでは頻度率、強度率ともに微弱ながら低下をみせたにもかかわらず、その後は製造業において逆転の傾向があらわれ、石炭産業においても低下の動きが停止しているのがうかがわれる。

このような諸動向を、さらに職業別、性別、年齢別にみると、とりわけ未組織ホワイト・カラー層、婦人労働者、若年労働者、高齢労働者等において貧困増大の傾向が顕著である。コルコはアメリカにおける貧困の「新しい」原因の第1として、未組織の事務・販売労働者層の経済的地位の低下をあげているが、これは雇用労働力人口中に占める下層ホワイト・カラー層の膨張が同時に未組織労働者層の増大をもたらすことに注目しなければ

ならない。さらに最近、一般世帯数と比較してほとんど2倍の率で増加している母子世帯と、その世帯主婦人の低賃金就労をも指摘する必要がある。また戦後ベビーブーム期の子供たちが成年に達することによって急激に増大する若年(24歳以下)労働者のうち、とくに就学の機会の少ない非白人やスラムの住人たちは高い失業率に悩まされている。このような生活周期の各段階と密接に結びついた貧困問題のもう一つの例は、中高年(45歳以上)労働者の失業であろう。労働生産性の上昇は、一方で平均寿命の延長をもたらすとともに、他方ではその技術革新によって労働力を短時間で使いふるしてしまう。この年齢層の失業率そのものは小さいが、一度離職すれば再度職を求めることはきわめて困難になるのである。

さて第3章では、「労働者階級の貧困の基本的指標」として、アメリカにおける剰余価値率の算定とその変化の動向が検討される。これについては戦前からヴァルガやコーリー、戦後は小原敬士教授の試算があるが、それらに共通してみられるのは、小谷教授によれば「剰余価値率増大の傾向、資本による労働の搾取度の増大傾向、貧困化、窮乏化への傾向」である。ただしこれらにおいて試算されているのは工業における剰余価値率であり、「資本による労働の搾取度を、一般的、かつ全体的にしめす国民剰余価値率ではない。」そこで後者の算定を試みた労働調査協会の「アメリカ資本主義の趨勢」、および小原教授の「国民所得を基準とする剰余価値率」等における計算方法が検討され、その問題点が指摘されている。

またこれと関連してパーロとギルマンの業績が紹介されているが、パーロについては次の点が注目されるべきである。「1939年と1952年の間に、製造工業労働者1人当り生産高は約3分の1増大しているのに、年間の実質購買力は現実に変化していない。」したがってこの間に労働者階級の相対的地位は約4分の1だけ低下したことになる。もとよりこの間に失業率も低下しているから、労働者階級全体としての購買力は増大しているが、同時に生産もまた増大しているから、両者の相対的關係には影響はない。

ところでギルマンの推計によれば、1880年から1919年までは「有機的構成の高度化、剰余価値率の相対的な安定傾向、資本の有機的構成の高度化と逆比例する利潤率の低下をしめし、マルクスが『資本論』において、この法則を論じた構想と一致している。」しかし1919年以降になると、「資本の有機的構成は一定水準の維持か、低下の動きさえしめしている。剰余価値率は、どちらかと

いえば上昇傾向、しかも急上昇のみられる年もある。利潤率は低下というよりも上昇傾向をもつ。」これに対してギルマンは、「それは伝統的な定義のもとでの規定があまりに固定的で、新しい技術の諸影響、生産と剰余価値の実現に関する企業組織の新しい諸形態を包含し、反映することができなくなったからである」と主張する。すなわち技術革新のもとにおける生産力の増大にともなう、生産された剰余価値を実現するための諸種の不生産的経費は増大した。したがってこれを差引いた「純剰余価値」を算出すれば、その一定あるいは低下傾向を見出しうるのである。これに対して小谷教授は、不生産的支出の増大と政府機能との関係等についてのすぐれた着想が含まれていることを評価する反面に、その「純剰余価値率」および「純利潤率」というような概念については、これをもって利潤率低下法則を論証するに足るものとは認めていない。

剰余価値率についてはソヴィエトの経済学者による算定にも注目すべきであり、そこにおいても剰余価値率増大の傾向が証明されている。これは労働者階級に対する搾取増大の指標とされるものであり、小谷教授によってもそのように受取られている。しかし評者にとって興味があるのは、何故に前世紀の後半、すなわち「自由競争の半世紀」の間に50パーセントも増大した剰余価値率が、20世紀の前半には略々その半分の増大にまで停滞した後に、その後半約30年間は再度75パーセント近い増大に逆転したのであるか、ということである。窮乏化法則は、その実現過程としての産業循環とりわけ恐慌の必然性をはなれて論ずることにはあまり意味がないのではあるまいか。いかに搾取率が増大するにしても、それと併行して蓄積と生産性が順調に増大し続けるならば、おそらく資本主義の矛盾は実現することなく過ぎ去るであろう。それはともかくとして、この章の最後に小谷教授によって試みられている「より正確な」剰余価値算定の努力には敬意を表するにやぶさかではない。それによれば、戦後アメリカの剰余価値率は、「戦前に比して、戦後数年間それほどの落ちこみなく推移したが、朝鮮戦争の勃発にともなう、一定の上昇をみている。その後、かなりの下降をしめし、不況の1953年には最低を画しているが、それ以降は大体において上昇傾向をつづけている。」

第4章では以上のような認識をふまえて、所得と富の分配平等化に関するクズネッツの業績と、これに対するパーロとコルコの反論が詳細に検討される。コルコによれば、「ほぼ1939年以降にみられる繁栄の明かな増大に

もかわらず、現在のアメリカにおける所得(と富)の基本的な分配の状態は、その本質において、1939年と、いなら1910年とさえ同一である。」低所得層の実質賃金は増大したが、彼らの所得の分け前には何の変化もなかった。またクズネッツ以降の所得分布を解明したゴールドスミスらの結果によれば、所得分布の下層40パーセントにとって、その分け前の最大であった時期は1941年から44年までであり、以後世帯所得の相対的分け前には見るべき変化はない。さらに「もし所得が個人所得フローという点からでなしに、要素費用の国民生産上の価値という点から測定された場合、1939年から1950～55年の時期において消費単位の最高5パーセント層の相対的分け前のうえになんらの低下も存在しなかったとも考えられるのである。」

国富保有の分け前については、1922年から56年にいたる間についての、ランプマンのすぐれた推計がある。これは相続税申告書を基本的なデータとし、これに乗数法を適用して、アメリカにおける富の個人別保有状況を明らかにしようとしたものである。それによると、「富の分配における不平等度は、1922年から1929年まで上昇し、1930年代は1929年以前の水準に低下、さらに、戦時中を経て1949年までいっそうの低下をつづけたのち、1949年以降、1956年まで逆転して上昇をしめしている。」

第5章では福祉国家の指標の一つと考えられている所得再分配の効果を、移転所得の機能を通して追求する。貧困の規模を算定するための所得基準については第1章でも触れられているが、貧困層の所得をこの基準にまで引上げるのに必要な金額を「貧困ギャップ」と称する。1965年の社会保障局基準を用いれば、1963年の貧困ギャップは115億ドルと推定されるが、オーナティの「快適」水準によれば419億ドルに達する。

これに対して現実の移転所得の動向は、1966年度のアメリカ社会保障会議におけるランプマンの報告によれば、「貨幣所得と非貨幣的給付の両者を合わせた移転所得の総額は1964年において970億ドル、そのうち39パーセントにあたる380億ドルが移転前の貧困層に帰属する。これに対して貧困層は、租税と私的拠出を81億ドル負担するため、純移転分として帰属する部分は差引き300億ドルである。つぎに、これは貨幣的所得に考察を限定して、公的私的移転所得の動きを検討する。その総額のうち約2分の1が移転前貧困層に配分され、これによって移転前貧困層の35パーセントが貧困から解放される。そのさい、この移転所得は、貧困下層よりは貧困上層に、貧困層中の大世帯層よりは小世帯層にいっそう恩恵的

であるという特徴をもっている。」またマズグレーブは、アメリカの租税構造が全体としてU字型のパターン——低所得層でやや逆進的、中間層で比例的、高所得層で累進的——をなすとしているが、これには高所得層にかかわりの大きい雑費のかたちでの実物所得、キャピタル・ゲインの未実現部分、脱税目的の無申告、過少申告などの重要項目をふくんでおらず、これらを考慮すればU字型よりはL字型がそれに近いパターンとなる可能性が大きい。

第6章はアメリカの伝統的な貧困層ともいべき黒人の地位について、主としてミラーの「金持と貧乏人」に依拠しつつ考察を加える。すなわち戦中戦後の労働力不足によって、低賃金労働者、とりわけ黒人の所得格差は縮小したと一般に信じられているが、その多くの部分は南部の農村地帯から都市の工場地帯への移動によるものである。たしかに「白人にたいする非白人の職業上の地位は、アメリカ全体としては改善をみてはいる。しかし、大多数の州において、白人にたいする非白人男子の職業分布状態は、現在、1940年、1950年とほぼ同様である。」これに関連して小谷教授は、農業労働者の一般的な減少傾向が、白人についてはホワイト・カラーとサービス労働者の増加をもたらすのに対して、非白人ではむしろブルー・カラーの比重をたかめていることから、非白人労働者が失業に対する抵抗力の弱い職業部門に集中することに注目している。

なお黒人の貧困については、貧困が貧困を生む悪循環がしばしば指摘され、それが単なる経済的要因のみに帰着させることのできない多数の要因の複雑な相互規定——いわゆる貧困文化——によるものであることが注目されている。これにはミュルダールの「集積原理」理論の採用があるとも考えられる。第7章はもっぱらこの「貧困の悪循環」論の批判にあてられ、貧困者のたたかいは組織化も部分的であり、全体としてなお急激ではないが、その動きは巨大なエネルギーをもって徐々にではあるが大きく発展をみようとしており、黒人の闘争はその顕著な事例であるとされている。

以上のような論旨によって、小谷教授が意図されたのは現代福祉国家論の批判であり、アメリカにおける貧困規模の大きさ、剰余価値率の増大、所得と富の分配の不平等には、いずれも福祉国家の幻想を打破して国家独占

資本主義の本質を暴露するための証拠とされるものであったことは明白である。資本の蓄積とともにその有機的構成が高度化し、一方では相対的過剰人口が排出される反面、他方で剰余価値率が増大すれば、労働の分配率は低下し、所得分配は不平等化——窮乏化——するであろう。しかしこの窮乏化の傾向が具体的な貧困の種々相となって実現化するのには産業循環とりわけ恐慌を媒介としてであり、そこには失業の顕在化、剰余価値率の低下、合理化による労働生産性の向上と資本の有機的構成のいっそうの高度化といった産業資本主義段階における変動の軌跡を辿ることができる。問題は一方で、このような産業資本主義の運動から、いかなる必然性をもって独占資本主義、さらには国家独占資本主義が発生してくるかというところにあるとともに、他方でこのような発展段階の変化に対応して、そこに現れる貧困の具体的な形態に、いかなる独自性が認められるかというところにも求められなければならない。

アメリカにおいて貧困問題が世の注目を集めた3つの時期のうち、1930年代の大不況期は上記のような産業変動と貧困の関係が、いわば自律的には回復不能の形で顕在化した時期であろう。これに対して1960年代は、労働生産性と剰余価値率がともに上昇し、実質賃金の増加と所得分配の不平等化が併存している。これはある意味では1890年代のアメリカ資本主義勃興期における貧困の存在形態には類似しているかも知れない。しかし前世紀末の賃金労働者は、その社会的地位においてなお「少数者」であり、その貧困は労働者階級全体の問題であるとともに、またこれに対抗する運動もいろいろな姿での階級的基盤を持ちえたのである。いまや就業形態の圧倒的多数は雇用労働であり、その各種の組織形態は、とりわけ1930年代の諸改革を通して社会体制の内部に定着している。かつて大都市のスラムに住む移民たちには、アメリカ市民としての明日に期待する活気が満ちていた。社会の底辺におけるこの活気の消滅こそ、ハリントンが現代の貧困を「目に見えない国」と呼んだ最大の理由ではなかったろうか。アメリカ資本主義発展の諸段階に対応する貧困の、主として量的変化に関する幾多の興味ある情報こそは、本書における最も貴重な学問的貢献というべきであろう。

(ちゅうばち まさよし 慶応義塾大学教授)

フリーマン・H. E., シャーウッド, C. C. 著
『社会調査と福祉政策』

Freeman, H. E. & Sherwood, C. C.

Social Research and Social Policy, 1970

直井道子

以下においては、本書の各章の概略を紹介し、かつ、若干のコメントを加えることにしたい。

I

本書は「社会調査はいかにして福祉政策に貢献するか」という問題に基礎的かつ具体的な考察を加えることを意図した書物である。

従来、福祉政策についても、社会調査についても、多くの書物が出版された。また、社会科学のあり方として「政策のための科学」や「政策のための調査」の是非についても、多くのことが語られてきた。本書の著者も、「社会学者は、現代の社会問題の解決のために研究すべきである」との立場を強調しているが、調査と政策との関連を一般的に論じるのではなく、政策過程の分析や調査技術の知識に基づいて、具体的に論じている。このように、福祉政策についても、社会調査についても具体的に論じ、かつ、その両者を具体的に関連づけたという点において、本書は従来の書物とはことなつた特色をもっている。本書は平易な入門書として書かれたが、この特色により、高度な内容をもつ専門書であるともいえる。

著者は、まず、福祉政策の性格を規定し、(第1章)、社会調査の役割を概観し(第2章)、福祉政策の計画、実施、評価の3つの段階において、それぞれ、どのような問題があり、社会調査がどのように貢献できるかをきわめて具体的に論じている(第3章、第4章、第5章)。そして、各段階に共通するデータ収集の方法やデータ分析の方法についても福祉政策に即して紹介し、検討している(第6章、第7章)。そして最後に、福祉政策のための調査の将来を展望し、そこにおける調査家の役割について論じている(第8章)。

このような、具体的かつ緻密な構成ゆえに、本書は、著者の社会科学観と立場を異にする者の関心をも十分ひきつけるであろう。そしてまた、著者が意図したように、社会科学関係の学生、大学院生などのアカデミックな関心をもつ読者にも、保健、教育、社会福祉関係の実務家のように実際の関心をもつ読者にも、双方の期待に応えることができるであろう。

II

本書の用語法では、福祉政策(Social Policy)とは、社会問題を解決するための政策一般をさす。それは、従来日本で労働政策的意味で用いられてきた、「社会政策」とは概念を異にしているとともに、「恵まれない人々のために」というイメージで用いられている、狭義の「福祉政策」よりも、より広義の、社会計画をも包括する概念であることに注意を要する。また、社会調査(Social Research)とは何を示すのかは必ずしも明確にされていないが、実験、フィールド・サーベイを含む、社会研究の実証的方法として、やはり広義に用いられている。このような意味での社会調査が、福祉政策のためになされるとき、著者はそれを「福祉政策調査」(Social Policy Research)とよぶ。すなわち、福祉政策調査は、社会調査の方法を、社会成員の生活を心理的にも物理的にも、よりよいものにするための政策に応用したものであるといえよう。そして、本書は、福祉政策調査の方法の解説書であるといいかえてもよい。

ところで、福祉政策調査の方法について論じるためには、福祉政策の過程をより詳細に分析する必要がある。著者は、これを〔I〕計画、〔II〕計画実施、〔III〕評価の3段階に区分した。〔I〕計画(planning)の過程は、〔I〕(i)目標設定、〔I〕(ii)現状が目標から離れている程度の認定、〔I〕(iii)目標達成のための一般的枠組と戦略の決定の3つの課題を含んでいる。〔II〕計画実施(program development)の過程は、〔II〕(i)イムパクト・モデル(impact model)の設定、〔II〕(ii)対象集団の選択(Selection of target population)の2つの仕事を含む。そして〔III〕評価(evaluation)の過程は、〔III〕(i)予定どおりに計画が実施されたかという評価と〔III〕(ii)計画の効果の測定の2つの課題を含む。これらの一連の過程の末の評価の結果によって、政策は修正されたり、拡張されたりしてつぎの計画へと移行していくと著者は分析する。

一方、福祉政策調査について論ずるためには、社会調査の機能についても検討してみなくてはならない。著者は社会調査には、(1)記述(description)、(2)予測(prediction)、(3)因果分析(causal analysis)の3つの機能があると述べる。(1)記述とは、定義、分類、観察などによって、現象の特徴を伝えようとするところみである。(2)予測は、理論とか、変数間の関係の観察に基づいて、演繹的または帰納的になされる。そして、(3)因果分析は、現象と現象とのつながりを理解しようとする試みである。ごく大まかにいえば、記述は、福祉政策の計画の段階で、予測は、計画実施の段階で、因果分析は評価の段階で、特徴的に用いられる、と著者は考えている。しかし、この点については、後の章でより詳しく、各段階ごとに検討されている。

III

それでは、まず、計画の段階で、社会調査はどのように役立つのであろうか。著者によれば、計画の過程は、状況や規範についてのデータに基づいてのみ、合理的に行われうる。したがって、調査は、状況や規模についてのデータを提供することによって、計画を合理的にするために重要であるといえよう。

さて、計画の過程は、目標設定からはじめることは、既に述べたが、目標を設定するためには、第1には、コミュニティの成員のもっている価値観について計画者は何らかの情報を得ねばならない。第2には、複雑にからみあっている価値観をときほぐし、特定化して少数の目標を定めねばならない。これらのことは、現実的には、非常に困難な問題である。コミュニティ成員の大多数が一致した価値観をもっていれば、目標は比較的簡単に定まらうが、対立した価値観をもっている場合もしばしばある。民主主義社会においては、大多数の成員に賛成されない政策は一般的に実行困難であるから、価値観が対立している場合の目標設定はきわめてむづかしい。また、価値観をときほぐすといっても、その任務にあたった専門家の解釈そのものが対立して、目標設定が困難な場合もある。いずれにせよ、この段階で、用いられる調査は、記述一すなわち現象の解釈で十分である。

さて、目標が設定されたとすると、一体、現状は目標からどれだけかけ離れているのか、ということを知ることが、計画の展開にとって必要となる。このためには、目標も、現状も、ともに何らかの同一の尺度をもって測定されねばならない。そこで第3の仕事は、尺度の選択である。計画者は、もし、可能ならば、計画の過程で、

あらたにデータを集めることは避けたほうがよいと著者は考える。それは経済的にも、時間的にも、コストがかかるからである。そこで既存のデータ、たとえば社会指標のようなものを利用したり、社会指標を参考にしたりすることが必要になるだろう。さて、第4の仕事は、それらのデータを編集し——つまり、時系列的に並べたり、クロス・カルチャラルな比較を行ったりすることによって、現状と目標との差が明確になるだろう。

以上が、計画の過程と、そこにおける調査の貢献の概略である。この章(第3章)における著者の説明は(1)計画過程での課題について分析し、(2)それぞれの課題に調査が、どのように対応するかを述べ(3)、そしてそれぞれの局面で、どのような問題点があるかを述べることをせずに、一般的に問題点を列挙したにとどまっている。ただし、その無難作に列挙された問題点の中に、著者の、計画を合理的に進め、計画者個人の偏向を避けようとする姿勢が一貫してつらぬかれており、それは傾聴に値する。

IV

さて、計画過程が一段落すると、つぎにその計画が実施されねばならない。その計画実施の段階で、調査は、どのような貢献をなしうるのであろうか。

まず、実施の段階ではイムパクト・モデルの作成が第1の仕事である。イムパクト・モデルとは現状と目標とのギャップをちぢめようとする戦略についての記述であり、いい方をかえれば、計画と目標達成との関連についての記述でもある。このモデルは3種類の仮説を含む、と著者はいう。1つは、因果仮説であって、計画の目的となっている状態やプロセスに与えられるイムパクトについての仮説である。もう1つは干渉仮説(intervention hypothesis)であって、修正されるべき現象と、計画との間の特定の関係についての仮説である。3つめの仮説は、行動仮説であって、結果と計画との関係についての仮説である。たとえば、黒人差別をなくすことを目的とした計画を例にとれば、(1)黒人についての理解や知識がませば、偏見もへる、(2)偏見がへると差別がなくなる、というのが、因果仮説である。これに基づいて、計画は、(1)黒人への知識と理解をふやすことによって、現状よりも偏見をへらし、ひいては(2)差別をへらす、というのが、干渉仮説である。そして、雇用主の差別が以前よりも少くなる、というのが行動仮説である。

このような、仮説は、どこから導かれるのか。理想的に言えば、それは、因果推論のための実験的研究から

導かれることが望ましい。しかし、変数を操作化することが困難であったり、コストがかかることから、実際には、論理的理論から導き出されたり、福祉政策にたずさわる実務家の、実務経験上の印象から導かれたり、既存の実験結果から導かれたりする。いずれにせよ、この段階では用いられる調査は「予測」であるといえよう。

さて、以上のようにして、イムパクト・モデルが作られたものとしよう。つぎの課題は、対象集団の選択である。すなわち、いかなる集団に対して政策を実施するか、の決定をせねばならない。この決定は、イデオロギー的側面と、実務的側面の双方の観点からなされる。イデオロギー的側面からは、(1)社会問題の対象となっている部分を対象とするか、それともそのコミュニティ全体を対象にすべきか、という選択がある。たとえば貧困者に金品を給付する政策をとるのか、そのコミュニティに工場を作って就職口を与えるのがよいのか、という選択である。もう1つは、対象集団の人々が計画に参加することによって問題解決を図るのか、それとも、たんに対象集団の意をくんで問題解決をはかればよいのか、という選択である。このことに関連して、問題解決されるべき集団(例、失業者)と、注目すべき集団(例、そのために税金を払う有職者)とが異なる場合もありうることに注意しなければならない。

実務的側面からすると、いかにして、最も政策へのニーズの高い集団を的確にとらえるか、ということが重大関心となる。対象集団は、何らかの測定可能な変数を手がかりとしてとらえられたり、既知のデータに基づいて推測される。前者の例としては、性、年齢を手がかりとして、未婚の母をさがしだすということがあげられ、後者の例としては、精神病患者の性・年齢別の入院歴データがすでにある場合、長期的教育が有効であるのは、どのような患者であるかを推測する場合などがあげられよう。

いずれにしても、対象集団の選択には、何らかの既知のデータが必要であり、そこに福祉政策調査の役割があるといえる。

以上が、著者の、計画実施過程の分析と、そこにおける調査の役割についての見解の概略である。ここで述べられた段階は、福祉政策の過程でも最も中心的部分であると考えられるだけに、著者も力をいれているようであり、論理も明快であり説明も詳細である。とくにイムパクト・モデルの作成に関する部分には、合理的政策決定を提唱する著者の姿勢が強くあらわれている。しかし、欲をいうならば、対象集団の選択、とくにその実務的側

面については記述不足であるように思われる。特定の対象集団を適確に選択するということは、学問的にはさほど興味を感じさせる問題でない場合も多いが、政策実施上は、政策の効果を決定する重大な問題である場合が多いと思われるだけに、より一層詳細な記述が望まれるのである。

V

計画が実施されると、つぎの課題は、政策を評価することである。著者によれば、この段階が最も社会調査のはたす役割が大きく、政策計画者は、その課題の多くを社会学者に依存している。

ところで評価は、2つの観点からなされる。第1の観点は、計画が、実際にその計画どおりに行動に移されたか、という観点である。さらに具体的にいえば、(1)政策が、真に標的となるべき人々を特定化しえたのか、(2)その人々と標的とならなかった人々との間にはどの程度のニーズの差があるのか、(3)計画実施の際に、対象者やケース・ワーカー個人の性格などによって、実際の対人関係がケース毎にどのように異なっているか、などが評価にあたって調べられねばならない。いずれにせよ、この過程で用いられる調査には、「因果分析」が必要となる。

これらのことを調べる方法としては、フィールド・サーベイによる、現実の社会過程の直接的観察という方法が考えられる。この方法は最も有効であろうが、高価であること、観察者たちの観察結果が一致しない可能性があること、などの欠陥もある。直接的観察が不可能な場合は、計画実施者、監督者、対象者などの報告をまつことになる。このような報告や観察結果は、この政策がさらに異なった状況に拡大して適用される場合に必要となるだろう。

さて、評価のもう1つの観点は、政策がどのような効果を及ぼしたか、という観点である。これを調べるためには、実験によることが最も明確である、というのが著者の特別力点をおいている主張である。この方法によれば政策が実施された集団に対応する実験集団と、政策が実施されない集団に対応する統制集団をつくり、条件を統制して、政策の効果を実験的に測定する。

このような方法の採用にも、いくつかの問題点がある。人間を対象とする実験では、実験当時までの経験が個人によって異なっているので条件を完全に統制することは不可能である。また、条件を統制することが倫理上の問題を生ずる場合もあって、たとえば病人に対するす

すべての治療を放棄することは、たとえ条件の統制のためとはいっても許されまいだろう。さらに解決の困難な問題は、効果をどのように測定するか、という問題であり、ひいては、その政策を継続したり、より拡張するべきか否かを判定する問題である。この判定のためには、その政策が対象集団を期待する方向へ変化させた量（これを著者は efficacy とよぶ）のみでなく、そのためにかかったコストをも考慮にいれたうえでの政策の効率（同じく efficiency）を測定する必要がある。そして、この効率の測定は当然にコストと効果とを同じ尺度で測ることを要求する。そしてこのことは、同じ分野の政策の効率を比較するだけでなく、他の分野の政策との間の比較を可能にし、政策決定者に選択の幅を与えることになるだろう。また、政策を継続するか否かの判定には、その社会の人々の価値観や要求水準が影響を与える、ということも考慮されねばならない。たとえば読解力の遅れている子どものための教育計画が、子どもの力を平均 7.5 まで引きあげたとき、その社会の子ども全体の平均が 7.5 であればその計画は継続されるが、子ども全体の平均が 8.5 であれば、不満足なものとして修正されるかもしれない。

以上が、著者の分析した、評価の過程と、そこにおける調査の役割である。著者は、この段階で、最も調査のはたす役割が大きいことを強調しており、したがって調査と政策との関連については詳しい分析を行っている。とくに評価の過程がある一連の政策のしめくりであると同時に、それからの教訓を生かしつつ、新しい政策を計画していくはじまりであるとする著者の見解は興味深い。政策はまさにそうあってこそ科学的なものとなりうるといえよう。

VI

本書では、5 章までで、政策と調査との関係の分析は終っており、6 章と 7 章では、データの集め方、分析のしかたについて概説している。ここでは、測定方法、ケース・スタディや社会調査、実験などのそれぞれの方法の紹介と評価、データ分析方法の検討がなされている。とくに分析方法については、因果分析の紹介に大幅なページをさき、経路分析についてもふれるなど、学問の最近の成果をもとりいれている点は感銘をうける。しかし、その内容を理解するためには、社会調査法や社会統計学の教科書をひもといて、さらに詳細な記述にあたることが必要とするだろう（社会統計学の日本語の教科書は少いが安田三郎『社会統計学』丸善 1969 がある）。

最後の章では、福祉政策調査家の日常的任務について述べられている。福祉政策調査家は通常学者に要求される学識のほかに、望ましい人間関係を展開し、ふさわしい行動をとり、組織の仕事や行政的任務にも注意を怠らないなどの能力が要求される。そして、将来においては、このような人々が数をまし、よりその役割が制度化され、福祉政策調査の量と質を向上させ、社会問題の解決に貢献するようになるであろう、と著者は結んでいる。

VII

さて、以上、本書の内容をひととおり紹介し、若干のコメントを加えてきた。ここで現代日本の福祉政策調査家（官庁内の統計官など）、社会学者たち、ないしはその研究者たちにとって、本書が何を与えるか、ということを考えてみたい。

第 1 に、日本の福祉政策調査家の調査は、多くの場合、目的が明確でない。一定の基礎資料を官庁が揃えることは必要なことにはちがいないが、それから一歩ぬけで、それをどのように用いるかを意識して調査を企画すれば、はるかに役立つ調査が可能となるだろう。本書の、計画、計画実施、評価などの政策の各段階における調査の役割に関する記述は、この点で示唆に富む。第 2 に、現状では、調査の多くが構造調査であり、まだまだ意識調査が少いように思われる。本書は、政策過程において、その社会の人々の価値観や意見が重要な意味をもつことを、随所で示唆している。第 3 に、これに関連して、人々の現状への不満を調査によって知り、これを政策に生かそうという態度に著しく欠けている。本書は、政策が人々の不満を吸いあげ、要求に応じることから作られる必要があること、その政策への新しい不満もまた、吸収され、政策を修正していくべきことをくり返し述べている。このような、政策と人々の不満との相互依存関係こそが社会問題を解決しうることを示す点で、本書は現代の日本の政策にたずさわるものにとって、意義深い。

一方、社会学者たちに目を転じれば、ここには、極端な「価値判断からの自由への要請」と、安易な「応用主義」とが混在しているように思われる。本書は、学問がだんに、それ自身を目的とするよりは社会問題の解決に志向するべきであると主張する。これは学界における自己閉塞的な古典解釈学に対する警鐘となるだろう。しかし、本書は、その学問をいかにして政策に役立てるか、ということについてきわめて慎重であり、安易かつ性急

な応用を厳に戒めている。目先の応用を追求した学問よりは、実用を考慮せずに作られた体系化された経験的命題群のほうが、真に政策に役立ちうる場合が多いことが、銘記されねばなるまい。社会科学にとって当面の目標はこのような命題群の作成であり、それこそがまた福祉政策に役立ちうるであろう。そして、大学における調査が予算の点でも規模の点においても限られたものであ

ることを思えば、福祉政策調査家もまた、この命題群作成に加わることが、福祉政策にとっても社会科学にとっても必要であろう。本書は、この、両者の協力関係を明示した点において、社会科学者にも、政策にたずさわるものにも勧められてよい書物だといえる。

(なおい みちこ 東京都老人総合研究所)

社会 保 障 統 計

この「社会保障統計」欄を読む上に：

1. 社会保障の概念規定については、まだ十分な結論がなされていない。従来の「社会保障」の概念にとらわれることなく、もう少し広く、「社会開発」的視点から資料を収集し、主な計数を定期的に紹介することになっている。
2. 毎会計年度ごとに刊行される 1～4 号の 4 冊によって一つの体系的概観をはかることにしている。1号 人口、労働等の社会保障をめぐる基礎的事項、2号 医療、公衆衛生および人口動態、3号 社会保障費および社会保険、4号 社会福祉、公的扶助および社会保障関連制度の順に基本的な諸統計を配置する予定にしている。なお、以上のほかに、その号限りの特殊表をも付加する建前をとっている。
3. 本欄の構成は主要資料の図示、国際比較および国内資料の収録の 3 区分を原則としている。可能な限り最新の数字に入れ替えることとしているが、更新すべき数字の入手がまだ不可能であるものについては、従来採用の数字をそのまま再録することがある。
4. 本号では住居、教育について国際比較を行い、国内資料は生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等の社会福祉および住居の状況に関する諸資料を掲載している。
5. 各統計表中に使用している記号は、つぎのような場合に用いてある。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
統計項目のあり得ない場合	.
数値が微小(0.05 未満)の場合	0.0
使用した計数の年次等が異なる場合	*

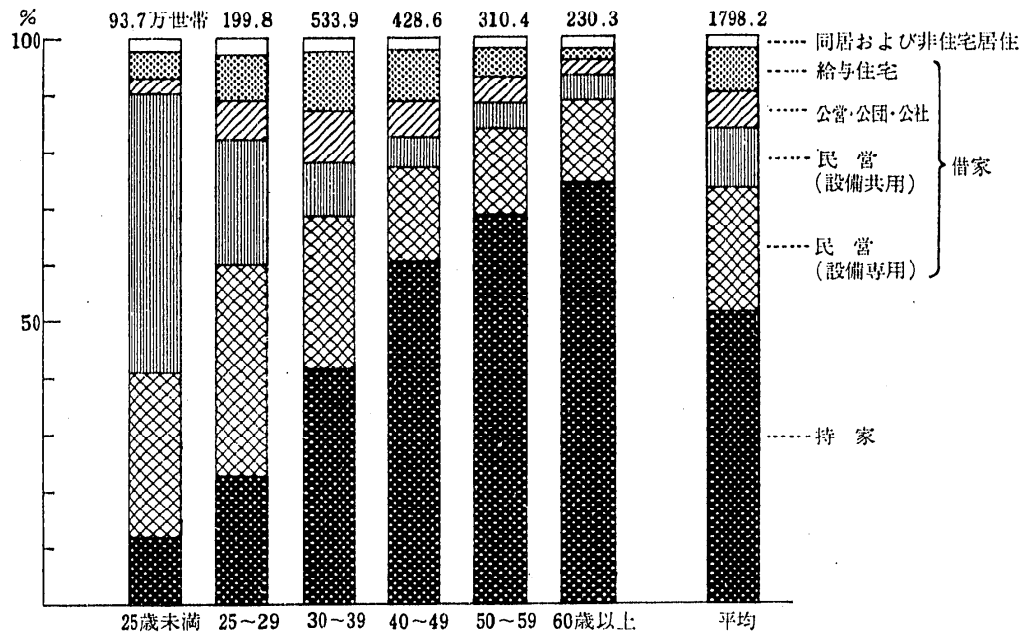
(曾 原 利 満, 大 本 圭 野)

目 次

図 1 世帯主の年齢階級別にみた 住宅の所有関係	86
図 2 世帯主の年齢階級および住宅の所有関係 別にみた 1 人当り畳数	86
国際比較	
表 1-1 各国の住居水準(規模)	87
表 1-2 各国の住居水準(設備)	88

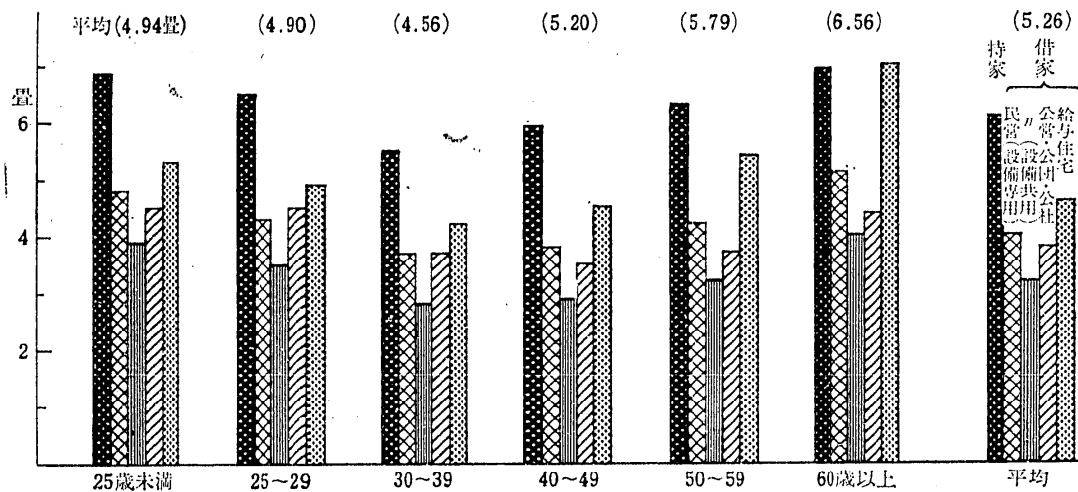
表 2 各国の教員および生徒数	89
生活保護	
表 3 生活保護法による保護状況の年次推移	92
表 4 生活保護法による扶助人員 保護の種類、都道府県—指定都市別	93
表 5 生活保護法による保護開始世帯 の開始理由別世帯数分布	94
表 6 生活保護法による保護廃止世帯 の廃止理由別世帯数分布	94
表 7 生活保護法による扶助費支出額 保護の種類、年度別	94
表 8 生活保護法による保護費, 都道府県—指定都市別	95
社会福祉	
表 9 身体障害者福祉の概況	96
表 10 身体障害者手帳交付台帳登載数	96
表 11 身体障害者の補装具給付状況	97
表 12 児童福祉の概況	97
表 13 児童福祉施設措置費等	98
表 14 児童福祉施設数の年次推移	98
表 15 児童福祉施設在所者数の年次推移	99
表 16 児童扶養手当受給世帯数	99
表 17 福祉事務所における 精神薄弱者相談取扱件数	99
表 18 精神薄弱者更生相談所における 相談取扱件数	100
表 19 老人福祉法による措置の状況	100
表 20 母子福祉資金の貸付状況, 貸付金の種類別	100
表 21 婦人相談所、婦人相談員の 受付件数の年次推移	101
表 22 婦人相談所、婦人相談員の 処理件数の年次推移	101
表 23 社会福祉施設数、施設の種類の 設置主体別	102
表 24 社会福祉施設の定員・在所(籍)者数, 施設の種類の設置主体の公—私立別	103
表 25 全国都市(人口 5 万人以上)における 消費支出に対する住居費の割合	104
26 利用関係表別にみた着工新設住宅数の推移	104

図1 世帯主年齢階級別にみた住宅の所有関係（市部普通世帯）



(資料) 総理府統計局「昭和43年住宅統計調査報告」

図2 世帯の年齢階級および住宅の所有関係別にみた1人当り畳数（市部普通世帯中の持家および借家世帯）



(資料) 総理府統計局「昭和43年住宅統計調査報告」

表 1-1 各国の住居水準 (規模)

	年次	1世帯当り 平均人員		1戸当り平 均室数		1室当り平 均人員数		住戸規模							
								全 国			都 市				
		全 国	都 市	全 国	都 市	全 国	都 市	1～2	3～4	5 以 上	1～2	3～4	5 以 上		
ヨーロッパ州															
スウェーデン	1965	2.7	2.7	3.6	3.5	0.8	0.8	21.7	54.3	24.0	24.5	53.4	22.1		
ノルウェー	1960	3.1	2.6	4.2	3.6	0.8	0.8	13.0	49.2	37.7	20.2	58.9	20.9		
フィンランド	1960	3.3	2.8	2.7	2.5	1.3	1.2	48.7	41.8	9.5	56.0	36.3	7.8		
デンマーク	1965	2.8	2.6	3.5	3.2	0.8	0.9	26.4	54.4	19.2	32.8	53.7	13.5		
オーストリア	1969	3.0	...	3.1	...	1.0	...	34.2	47.1	18.7	...	...	...		
イギリス	1966	2.9	...	5.5	...	0.6	...	1.3	23.5	75.1	...	...	...		
西ドイツ	1960	2.9	2.6	4.1	...	0.9	...	10.0	60.5	29.4	...	...	...		
フランス	1968	3.1	3.0	3.4	3.2	0.9	0.9	30.0	50.9	19.1	31.8	51.7	16.4		
スイス	1960	3.3	3.0	4.8	...	0.7	...	6.7	44.5	48.8	...	...	...		
ベルギー	1961	3.0	...	4.6	...	0.6	...	10.4	38.0	51.6	...	...	...		
ルクセンブルグ	1960	3.3	3.1	5.1	4.1	0.6	0.8	5.8	36.0	58.2	14.1	49.2	36.6		
オランダ	1956	3.7	...	5.1	5.1	0.8	0.8	5.4	28.3	66.3	2.7	34.0	63.3		
イタリア	1961	3.6	...	3.3	...	1.1	...	33.4	48.4	18.2	...	...	...		
スペイン	1960	4.0	...	4.2	4.4	...	0.9	15.4	46.1	38.5	14.0	40.6	45.5		
ポルトガル	1960	3.9	4.0	3.6	4.0	1.1	1.0	30.3	47.7	22.0	23.8	46.2	30.0		
ギリシャ	1961	3.8	3.6	2.6	2.7	1.5	1.4	52.7	38.5	8.8	52.1	38.0	9.8		
ブルガリア	1965	3.2	2.9	3.2	2.4	1.2	1.4	29.8	55.6	14.6	35.9	53.0	11.2		
ユーゴスラビア	1961	4.0	3.3	2.8	2.6	1.6	1.7	46.9	44.6	8.6	49.7	45.5	4.8		
ポーランド	1960	3.4	3.1	2.5	2.5	1.7	1.5	58.1	37.7	4.2	54.2	41.6	4.3		
チェコスロバキア	1961	3.1	...	2.7	...	1.3	...	44.3	50.5	5.2	...	...	...		
北アメリカ州															
カナダ	1967	3.7	...	5.4	...	0.7	...	3.1	26.3	70.7	...	...	...		
アメリカ合衆国	1960	3.3	3.2	4.9	4.8	0.7	0.6	6.4	32.4	61.2	7.2	33.3	59.5		
メキシコ	1960	5.5	5.3	1.9	2.2	2.9	2.6	80.1	13.9	6.0	70.8	19.8	9.5		
南アメリカ州															
ベネズエラ	1961	5.3	...	3.3	...	1.6	...	37.3	39.0	23.7	...	...	...		
コロンビア	1964	5.8	...	2.9	3.4	1.9	...	52.1	47.9	47.9	36.3	63.7	63.7		
ペルー	1961	4.9	4.8	2.3	2.7	2.3	2.0	68.5	22.8	8.8	58.8	27.1	14.1		
ブラジル	1969	5.1	4.8	4.6	4.7	1.1	1.0	10.1	40.7	49.2	10.9	38.6	50.5		
アルゼンチン	1960	3.7	3.5	3.1	3.2	1.4	1.3	39.6	43.9	16.4	36.5	46.3	17.2		
アジア州															
日本	1968	3.9	3.7	3.7	3.4	1.1	1.1	29.5	39.9	30.6	34.7	39.9	25.3		
韓国	1960	5.6	5.4	2.2	1.9	2.5	2.8	68.7	28.4	2.9	77.9	19.3	2.8		
台湾	1966	5.8	...	3.0	...	1.8	...	43.7	39.0	18.3	...	...	...		
フィリピン	1967	6.1	6.5	...	...	...	...	56.9	33.8	9.3	45.5	38.9	15.3		
インドネシア	1961	4.4	4.9	1.5	1.7	...	...	88.5	10.2	1.3	81.9	15.3	2.8		
マレーシア	1960	...	5.9	...	2.9	...	3.0	...	...	...	60.7	30.7	8.6		
インド	1960	5.2	5.2	2.0	1.9	2.6	2.6	76.5	17.4	6.1	78.4	15.8	5.8		
パキスタン	1960	5.4	5.5	1.7	1.8	3.1	3.1	82.5	14.5	3.0	81.2	14.1	4.6		
イラン	1966	5.0	4.9	3.0	3.5	2.3	2.2	52.8	30.2	17.1	36.3	39.4	24.3		
イスラエル	1966	3.7	3.6	2.3	2.4	1.6	1.5	56.9	42.4	0.6	53.3	46.1	0.6		
ヨルダン	1961	5.3	5.5	2.3	...	...	...	69.2	19.9	10.9	...	...	...		
大洋州															
ニュージーランド	1966	3.7	3.7	4.9	4.8	0.7	0.7	4.2	29.0	66.8	4.4	30.5	65.1		
オーストラリア	1966	3.5	3.4	5.2	5.2	0.7	0.7	4.9	21.4	73.8	4.9	21.8	73.2		

資料 U.N., Statistical Yearbook, 1970.

表 1-2 各国の住居水準 (設備)

	年 次	設 備 普 及 状 況 (%)											
		全 国						都 市					
		水 道 (屋内 外)	〃 (屋内 のみ)	便 所	〃 (水洗 のみ)	浴 室	電 灯	水 道 (屋内 外)	〃 (屋内 のみ)	便 所	〃 (水洗 のみ)	浴 室	電 灯
ヨーロッパ州													
スウェーデン	1965	95.2	94.3	99.7	85.3	72.9	...	98.6	98.1	99.9	93.7	80.5	...
ノルウェー	1960	94.0	92.8	100.0	57.9	45.2	...	99.6	98.8	100.0	85.7	61.0	...
フィンランド	1960	47.1	47.1	...	35.4	14.6	88.6	73.2	73.2	...	63.3	30.2	99.5
デンマーク	1965	96.7	96.7	...	90.9	63.4	...	99.7	99.7	...	97.8	67.5	...
オーストリア	1969	...	85.4	67.9	...	51.9	...	...	...	...	...	...	...
イギリス	1966	...	...	...	98.2	85.1	...	...	...	...	...	...	...
西ドイツ	1960	...	98.2	...	83.3	64.3	99.9	...	99.5	...	96.3	70.2	100.0
フランス	1968	92.8	91.5	56.2	53.2	48.9	98.8	97.5	96.5	66.5	63.4	57.4	99.4
スイス	1960	...	96.1	99.7	...	68.7	...	...	97.2	99.9	...	81.8	100.0
ベルギー	1961	76.9	...	99.9	47.6	24.3	99.6	...	...	...	...	...	...
ルクセンブルグ	1960	98.8	...	100.0	81.6	45.7	99.9	99.4	...	99.9	91.5	51.2	99.9
オランダ	1956	89.6	...	99.9	67.5	26.8	98.1	96.7	...	100.0	82.9	31.8	99.2
イタリア	1961	71.6	62.3	89.5	...	28.9	95.9	...	...	...	...	...	...
スペイン	1960	48.3	45.0	66.1	...	24.0	89.3	81.6	75.5	92.6	...	42.8	97.5
ポルトガル	1960	...	28.9	...	41.8	18.6	40.5	...	82.1	...	84.2	53.1	88.5
ギリシャ	1961	70.5	28.7	78.9	14.6	10.5	53.2	85.4	46.5	92.8	24.3	17.6	81.5
ブルガリア	1965	28.5	28.2	100.0	11.8	8.7	94.8	55.2	55.0	100.0	25.9	18.3	98.1
ユーゴスラビア	1961	...	...	...	...	...	54.5	...	42.4	34.5	...	22.5	92.7
ポーランド	1960	39.1	29.9	26.9	18.9	13.9	80.1	68.0	55.4	48.2	35.6	40.4	97.8
チェコスロバキア	1961	60.5	49.1	...	39.5	33.3	97.3	...	69.5	...	...	49.4	98.5
北アメリカ州													
カナダ	1967	...	95.2	93.5	92.5	89.8	...	...	...	...	...	...	...
アメリカ合衆国	1960	94.0	92.9	...	89.7	88.1	...	99.4	98.9	...	98.1	96.3	...
メキシコ	1960	32.3	23.5	54.3	...	20.9	...	...	...	78.6	...	...	...
南アメリカ州													
ベネズエラ	1961	67.1	...	79.3	49.5	52.9	78.4	...	...	...	...	...	...
コロンビア	1964	73.8	60.0	75.6	62.0	62.3	68.2	89.0	75.6	91.9	80.3	80.7	88.0
ペルー	1961	21.1	14.6	38.3	22.6	16.4	26.0	43.7	32.2	55.3	45.3	33.3	50.7
ブラジル	1969	38.5	32.6	58.1	35.3	...	49.5	63.9	54.0	81.3	58.7	...	78.7
アルゼンチン	1960	53.1	...	91.7	69.3	...	77.6	60.3	...	94.3	76.6	...	86.6
アジア州													
日本	1968	94.9	...	100.0	17.1	65.6	...	97.3	...	100.0	22.4	59.6	...
韓国	1960	21.4	12.1	84.4	0.2	1.8	28.4	47.2	18.6	66.2	0.5	3.6	67.3
台湾	1966	48.9	...	54.2	17.3	...	93.8	61.0	...	51.4	23.0	...	97.1
フィリピン	1967	34.4	...	66.4	19.9	...	22.9	62.9	...	83.9	48.2	...	62.8
インドネシア	1961	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
マレーシア	1960	...	...	...	...	...	...	77.5	63.4	97.0	33.6	...	69.5
シンガポール	1960	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
パキスタン	1960	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
イラン	1966	20.7	13.1	...	...	...	25.4	57.4	37.8	...	...	...	68.6
イスラエル	1966	98.6	89.5	94.9	80.9	87.5	94.4	99.9	93.1	96.7	87.1	91.4	99.1
ヨルダン	1961	36.2	21.3	55.4	9.7	8.7	17.0	68.7	48.6	90.4	22.6	18.0	39.2
大洋州													
ニュージーランド	1966	99.7	90.3	...	94.0	98.1	...	99.8	97.8	...	97.4	98.8	...
オーストラリア	1966	...	...	...	...	...	98.3	...	...	...	...	...	99.3

資料 U.N., Statistical Yearbook, 1970.

表 2 各国の教員および生徒数 (1968 年)

	教育の種類 ¹⁾	教 員 数	生 徒 数	1 教 員 当 り 生 徒 数	就 学 率 ²⁾
スウェーデン	第 1 段 階	30,270	597,007	20	94
	第 2 段 階				
	一 般	36,701	405,644	11	94
	職 業	...	212,022	...	
	教員養成	...	10,053	...	
	第 3 段 階	...	115,610	...	1460
ノルウェー	第 1 段 階	19,468	387,042	20	94 ³⁾
	第 2 段 階				
	一 般	18,106	232,323	13	78 ³⁾
	職 業	9,733	64,436	7	
	教員養成	—	—	.	
	第 3 段 階	3,658	41,790	11	1,094
イギリス ³⁾ (イングランド・ウェールズ)	第 1 段 階	214,172	4,915,571	23	111
	第 2 段 階				
	一 般	189,493	3,194,778	17	72
	職 業	45,233	155,876	3	
	教員養成	—	—	.	
	第 3 段 階	33,891	346,477	10	716
西 ド イ ツ	第 1 段 階	215,110	5,877,384	27	127 ³⁾
	第 2 段 階				
	一 般	129,121	2,038,948	16	66 ³⁾
	職 業	107,021	2,185,789	20	
	教員養成	—	—	.	
	第 3 段 階	38,165	430,904	11	716
フ ラ ン ス	第 1 段 階	182,779	5,163,575	24	124
	第 2 段 階				
	一 般	229,930	2,879,264	13	66
	職 業	...	962,670	...	
	教員養成	2,116	28,399	13	
	第 3 段 階	...	622,405	...	1,247
イ タ リ ア	第 1 段 階	218,922	4,706,180	21	108
	第 2 段 階				
	一 般	188,955	2,365,059	13	54
	職 業	71,487	874,401	12	
	教員養成	18,242	250,155	14	
	第 3 段 階	30,925	420,417	14	797
ス ペ イ ン	第 1 段 階	108,195	3,664,823	34	77 ³⁾
	第 2 段 階 ³⁾				
	一 般	34,119	1,124,947	33	38
	職 業	22,688	326,416	14	
	教員養成	2,648	61,927	23	
	第 3 段 階 ³⁾	10,894	158,290	15	490
チェコスロバキア	第 1 段 階	98,399	2,052,526	21	97
	第 2 段 階				
	一 般	7,121	98,918	14	37
	職 業	14,164	270,208	19	
	教員養成	439	8,477	19	
	第 3 段 階	20,146	137,654	7	958

	教育の種類 ¹⁾	教 員 数	生 徒 数	1 数 員 当 り 生 徒 数	就 学 率 ²⁾
カ ナ ダ	第 1 段 階	153,762	3,832,309	27	...
	第 2 段 階				
	一 般	99,606	1,428,226	14	} 51
	職 業	...	188,694	...	
	教員養成	—	—	•	
	第 3 段 階	20,169	503,276	25	2,423
米 国	第 1 段 階	1,244,000	32,018,000	26	102
	第 2 段 階				
	一 般	955,000	19,053,000	20	} 100
	職 業	...	...	...	
	教員養成	—	—	•	
	第 3 段 階	...	7,513,091	...	3,735
ア ルゼンチン	第 1 段 階	165,130	3,238,936	20	101
	第 2 段 階				
	一 般	30,137	197,571	7	} 41
	職 業	67,921	485,724	7	
	教員養成	24,336	203,941	8	
	第 3 段 階	18,788	265,303	14	1,123
ブ ラジル	第 1 段 階	423,145	11,943,506	28	128
	第 2 段 階				
	一 般	134,070	2,318,456	17	} 23
	職 業	43,798	542,418	12	
	教員養成	33,272	344,815	10	
	第 3 段 階	46,322	282,653	6	320
日 本	第 1 段 階	358,080	9,383,182	27	98
	第 2 段 階				
	一 般	474,330	7,700,622	16	} 86
	職 業	...	1,892,481	...	
	教員養成	—	—	•	
	第 3 段 階	140,527	1,526,764	11	1,510
インドネシア ³⁾	第 1 段 階	319,976	12,234,824	38	72 ³⁾
	第 2 段 階 ³⁾				
	一 般	64,576	1,148,502	18	} 11
	職 業	24,512	325,235	13	
	教員養成	7,774	106,575	14	
	第 3 段 階 ³⁾	21,309	192,416	9	175
イ ラ ク ³⁾	第 1 段 階	46,958	1,017,050	22	69
	第 2 段 階				
	一 般	9,428	285,721	30	} 26
	職 業	986	10,596	11	
	教員養成	442	10,861	25	
	第 3 段 階 ³⁾	1,879	41,189	22	477
アラブ連合	第 1 段 階	88,237	3,550,462	40	70
	第 2 段 階				
	一 般	41,692	1,051,850	25	} 30
	職 業	10,759	202,585	19	
	教員養成	2,921	29,457	10	
	第 3 段 階	10,194	180,453	18	569

	教育の種類 ¹⁾	教 員 数	生 徒 数	1 教 員 当 り 数	就 学 率 ²⁾
オーストラリア	第 1 段 階	64,900	1,768,060	27	107 ³⁾
	第 2 段 階				
	一 般	53,600	890,539	17	} 77 ³⁾
	職 業	...	189,985	...	
	教員養成	—	—	.	
	第 3 段 階	6,487	164,528	25	1,368
ニュージーランド	第 1 段 階	18,555	509,841	27	106
	第 2 段 階				
	一 般	8,788	179,922	20	} 56
	職 業	...	...	...	
	教員養成	—	—	.	
	第 3 段 階	2,887	50,433	17	1,833
ソ 連	第 1 段 階	1,782,000	40,310,000	25	105 ³⁾
	第 2 段 階				
	一 般	...	4,440,000	...	} 67 ³⁾
	職 業	...	4,261,500	...	
	教員養成	...	339,100	...	
	第 3 段 階	...	4,469,700	...	1,880

注 1) 第1段階: 学習の用具としての基礎的な知識を与えることを主たる機能とする教育(例, 小学校)。その期間は各国の教育制度によって異っており, 4~9 年制と変化している。

第2段階: 第1段階の最小限4年間の基礎知識教育に基くもので, 一般知識および特殊知識のいずれか, あるいは両方を与えるもの(例, 中学校, 高等学校, 職業学校および教員養成学校)。

第3段階: 入学の最小条件として, 第2段階の教育の完了あるいは同等の水準の知識を要求する(例, 大学, 学芸大学, 高等専門学校)。

2) 就 学 率: 第3段階は人口10万人当りの生徒数である。

3) 1967 年の計数を示す: 国名についているときはその国の数字全部, 段階についているときはその段階の数字全部, 表中の数字についているときはその数字のみが1967年の計数である。

資 料 UNESCO, *Statistical Yearbook*, 1970.

生活保護

表 3 生活保護法による保護状況の年次推移（昭和29～45年）

	被保護世帯数	被保護実人員		保護の種類別扶助人員							
		実数	保護率 (人口千対)	総数 (延人員)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
昭和 29 年	658,321	1,881,687	20.4	3,482,107	1,650,468	887,457	572,974	359,980	866	7,520	2,842
30	661,035	1,929,408	21.6	3,533,002	1,704,421	845,175	584,765	386,053	842	9,104	2,642
31	618,301	1,775,970	19.7	3,236,857	1,560,944	748,338	543,464	371,852	633	9,184	2,442
32	576,708	1,623,744	17.8	2,917,071	1,430,795	614,195	495,955	364,912	483	8,336	2,395
33	591,907	1,627,571	17.7	2,966,552	1,438,357	628,717	500,341	388,518	515	7,722	2,382
34	613,532	1,669,180	18.0	3,087,091	1,469,847	664,308	510,309	432,655	503	6,951	2,518
35	611,456	1,627,508	17.4	3,047,132	1,425,353	656,009	496,152	640,243	478	6,296	2,601
36	612,666	1,643,445	17.4	3,146,738	1,471,280	676,876	512,500	476,631	453	6,393	2,615
37	624,012	1,674,024	17.6	3,245,840	1,524,152	702,138	521,371	488,245	468	7,427	2,529
38	649,073	1,744,639	18.2	3,430,383	1,599,905	751,821	524,805	542,525	499	8,360	2,418
39	641,869	1,674,661	17.2	3,353,584	1,524,387	744,593	483,380	590,132	474	8,217	2,401
40	643,905	1,598,821	16.3	3,227,679	1,437,614	727,748	433,249	615,286	428	7,949	2,327
41	657,193	1,570,054	15.9	3,199,727	1,401,915	730,460	398,960	658,138	433	7,399	2,422
42	661,647	1,520,733	15.2	3,118,902	1,346,178	719,951	360,290	682,982	430	6,719	2,352
43	659,096	1,449,970	14.3	2,990,851	1,266,471	695,926	322,188	697,808	380	5,929	2,149
44	660,509	1,398,725	13.6	2,882,706	1,206,170	674,023	291,730	702,808	312	5,437	2,226
45	658,277	1,344,306	13.0	2,758,588	1,143,103	643,421	263,495	701,783	269	4,513	2,004

昭和 35 年を 100 とした指数

昭和 29 年	107.6	115.6	117.2	114.3	115.8	135.3	115.5	78.2	181.2	119.4	109.3
30	108.1	118.5	124.1	115.9	119.9	128.8	117.9	83.9	176.2	144.6	101.6
31	101.1	109.1	113.2	106.2	109.5	114.1	109.5	80.8	132.4	145.9	93.9
32	94.3	99.8	102.3	95.7	100.4	93.6	100.0	79.3	101.0	132.4	92.1
33	96.8	100.0	101.7	97.4	100.9	95.8	100.8	84.4	107.7	122.6	91.6
34	100.3	102.6	103.4	101.3	103.1	101.3	102.9	94.0	105.2	110.4	96.8
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	100.2	101.0	100.0	103.3	103.2	108.2	103.3	103.6	94.8	101.5	100.5
37	102.1	102.9	101.1	106.5	106.9	107.0	105.1	106.1	97.9	118.0	97.2
38	106.2	107.2	104.6	112.6	112.2	114.6	105.8	117.9	104.4	132.8	93.0
39	104.1	102.9	98.9	116.0	107.0	113.5	97.4	128.2	99.2	130.5	92.3
40	105.3	98.2	93.1	105.9	100.9	110.9	87.3	133.7	89.5	126.3	89.5
41	107.5	96.5	91.4	105.0	98.4	111.3	80.4	143.0	90.6	117.5	93.1
42	108.2	93.4	87.4	102.4	94.4	109.7	72.6	148.4	90.0	106.7	90.4
43	107.8	89.1	82.2	98.2	88.9	106.1	64.9	151.6	79.5	94.2	82.6
44	108.0	85.9	78.2	94.6	84.6	102.7	58.8	152.7	65.3	86.4	85.6
45	107.7	82.6	74.7	90.5	80.2	98.1	53.1	152.5	56.3	71.7	77.0

注 昭和 28～33 年は年平均，昭和 34～44 年は年度平均。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 4 生活保護法による扶助人員・保護の種類、都道府県一指定都市別(昭和 45 年度 1 カ月平均)

(単位 1,000 円)

	総 数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
全 国	2,758,588	1,143,103	643,421	263,495	701,783	269	4,513	2,004
北海道	224,859	86,539	61,394	21,032	55,544	15	247	88
青森	69,555	30,823	12,863	8,246	17,503	9	70	41
岩手	50,337	24,483	7,796	6,941	11,027	4	60	26
宮城	45,792	18,847	10,358	5,071	11,298	5	176	37
秋田	33,563	14,996	4,454	4,196	9,792	1	100	25
山形	27,134	12,221	4,318	2,997	7,534	2	37	24
福島	54,322	22,498	10,948	6,267	14,480	6	93	30
茨城	34,949	15,647	6,711	4,149	8,377	3	44	18
栃木	23,514	10,526	4,100	2,611	6,219	2	36	20
群馬	24,589	10,463	4,402	2,533	7,138	3	30	20
埼玉県	33,159	14,571	7,744	3,508	7,273	5	32	25
千葉県	34,908	16,015	6,859	3,547	8,422	4	30	32
東京都	267,545	100,144	82,097	20,679	64,236	17	176	198
神奈川県	49,223	19,318	14,562	4,625	10,646	6	32	35
	43,172	19,278	7,226	4,750	11,825	4	53	38
富山県	8,604	3,883	1,293	738	2,670	0	10	11
石川県	12,775	5,758	2,003	1,064	3,920	0	11	18
福井県	10,078	4,430	1,946	871	2,812	1	9	9
山梨県	12,786	5,868	1,986	1,538	3,322	1	54	5
長野県	29,513	12,806	4,899	2,777	8,181	2	817	26
岐阜県	15,830	6,918	3,111	1,627	4,146	1	15	11
静岡県	26,952	11,713	6,021	3,086	6,084	2	30	16
愛知県	32,080	13,299	7,328	3,211	8,163	4	46	30
三重県	38,007	17,251	6,836	3,288	10,545	3	47	37
滋賀県	9,792	4,473	1,471	890	2,935	2	11	10
京都府	18,888	8,022	3,749	1,653	5,403	3	46	13
大阪府	72,926	29,435	21,292	6,440	15,655	8	38	59
兵庫県	53,063	22,069	12,476	4,554	13,888	5	34	37
奈良県	22,392	9,232	4,741	1,948	6,427	2	29	14
和歌山県	26,981	11,595	5,537	2,049	7,745	3	29	23
鳥取県	18,480	8,211	3,615	1,698	4,914	1	31	10
島根県	21,439	9,960	3,067	2,020	6,309	2	62	19
岡山県	37,506	16,167	5,876	2,827	12,553	1	50	31
広島県	44,240	18,592	10,320	3,364	11,903	4	33	26
山口県	39,797	16,727	8,903	3,446	10,650	5	35	32
徳島県	25,536	12,069	3,349	2,560	7,474	2	47	35
香川県	19,225	8,492	3,464	1,481	5,682	2	88	17
高松市	43,638	18,318	9,103	3,523	12,496	4	153	41
高松市	47,396	19,623	7,292	3,053	17,316	5	52	55
高松市	318,918	127,901	83,428	30,662	76,288	49	379	211
佐賀県	34,881	14,639	7,625	3,651	8,807	5	133	22
長崎県	99,385	41,583	24,455	10,903	22,217	9	170	48
熊本県	85,674	36,501	17,384	8,709	22,861	6	151	63
大分県	46,360	19,195	9,433	4,612	12,978	3	110	30
宮崎県	49,575	21,921	8,995	5,542	12,950	3	130	35
鹿児島県	89,859	44,146	14,631	11,889	19,001	10	116	65
(別掲)								
横浜市	27,002	10,705	7,796	2,156	6,308	1	8	28
名古屋市	25,818	9,854	6,812	2,299	6,795	2	38	18
京都市	39,720	14,603	10,227	2,682	12,161	1	21	25
大阪市	90,055	33,371	24,844	6,604	25,063	8	52	114
神戸市	34,933	13,700	10,141	2,593	8,438	3	25	32
北九州市	111,864	43,706	32,139	10,330	25,413	21	183	72

資料 「厚生省報告例(社会福祉関係)」

表 5 生活保護法による保護開始世帯の開始理由別世帯数分布

(単位 %)

	昭和38年 度 平 均	39	40	41	42	43	44	45
総世帯主の傷病を除く	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯主の収入減少	35.6	41.3	50.5	53.6	56.2	59.2	60.5	68.5
世帯主の収入減少(傷病を除く)	15.7	15.6	16.7	15.4	14.7	13.1	12.7	12.4
世帯主の収入減少(傷病を除く)	14.0	8.9	10.2	9.6	8.5	7.7	7.0	5.7
世帯主の収入減少(傷病を除く)	3.2	3.3	2.7	2.8	2.7	2.8	3.4	.
世帯主の収入減少(傷病を除く)	5.1	5.3	5.0	5.3	5.0	5.2	4.7	.
世帯主の収入減少(傷病を除く)	23.9	22.8	12.8	10.6	10.3	9.4	9.0	13.4
世帯主の収入減少(傷病を除く)	2.5	2.9	2.2	2.7	2.6	2.6	3.3	.
世帯主の収入減少(傷病を除く)	51.0	48.1	46.6	44.0	41.4	38.0	36.1	39.0
世帯主の収入減少(傷病を除く)	31.7	28.6	30.9	28.7	26.7	24.3	22.7	25.5
世帯主の収入減少(傷病を除く)	19.3	19.6	15.7	15.3	14.7	13.7	13.4	13.5
世帯主の収入減少(傷病を除く)	46.5	49.0	51.2	53.3	56.0	59.4	60.6	61.0

注 再掲の労働力類型は保護開始決定前ほぼ1カ月間の状況による。

資料 厚生省『生活保護動態調査』

表 6 生活保護法による保護廃止世帯の廃止理由別世帯数分布

(単位 %)

	昭和38年 度 平 均	39	40	41	42	43	44	45
総世帯主の傷病を除く	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯主の収入増(傷病を除く)	16.0	17.9	16.9	18.1	18.1	19.2	21.7	25.0
世帯主の収入増(傷病を除く)	8.3	8.0	7.6	7.2	6.2	5.6	5.5	5.6
世帯主の収入増(傷病を除く)	10.5	11.8	11.1	12.1	12.3	13.5	14.6	18.2
世帯主の収入増(傷病を除く)	23.8	25.2	28.7	25.4	27.4	26.3	22.5	22.7
世帯主の収入増(傷病を除く)	2.4	2.8	3.5	3.2	3.8	4.4	4.1	5.9
世帯主の収入増(傷病を除く)	32.3	17.2	26.0	28.0	25.6	24.6	23.1	22.6
世帯主の収入増(傷病を除く)	6.6	7.1	6.2	6.0	6.6	6.4	8.3	.
世帯主の収入増(傷病を除く)	55.0	57.2	55.4	53.7	51.0	48.5	43.0	53.1
世帯主の収入増(傷病を除く)	40.7	41.2	41.5	39.3	37.5	35.2	30.0	39.9
世帯主の収入増(傷病を除く)	14.3	16.0	13.9	14.4	13.5	13.3	13.0	13.2
世帯主の収入増(傷病を除く)	38.4	35.7	38.4	40.3	42.4	45.1	48.7	46.8

注 再掲の労働力類型は保護受給中の最終のほぼ1カ月間の状況による。

資料 厚生省『生活保護動態調査』

表 7 生活保護法による扶助費支出額・保護の種類、年度別

(単位 1,000円)

	総 額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
昭和 33 年度	47,680,990	17,194,986	1,089,890	1,891,184	27,340,628	13,440	64,078	86,785
34	54,242,441	18,429,309	1,233,760	2,067,213	32,337,959	14,253	66,967	92,981
35	59,550,936	19,531,737	1,309,454	2,131,134	36,352,920	19,366	83,335	122,990
36	72,651,231	27,010,434	2,285,035	2,670,072	40,318,145	18,681	220,580	128,285
37	82,325,117	33,092,902	3,085,080	3,176,791	41,557,963	22,570	444,145	145,665
38	98,338,119	42,018,592	4,103,729	3,536,800	47,975,964	24,038	537,305	141,691
39	114,472,472	46,960,722	4,818,082	3,527,907	58,407,490	26,856	563,117	168,299
40	134,982,941	50,552,567	5,602,332	4,040,494	73,973,836	25,331	622,954	165,426
41	156,085,743	58,089,841	6,677,010	4,206,011	86,196,242	37,634	642,430	236,576
42	178,266,649	65,921,472	7,615,941	4,271,128	99,567,489	46,117	606,827	237,675
43	203,277,595	71,774,906	8,524,441	4,266,473	117,891,309	42,631	555,897	221,937
44	225,720,430	79,438,491	9,544,968	4,262,541	131,584,227	36,509	581,984	271,709
45	271,318,424	88,376,413	10,505,624	4,354,709	167,282,580	39,613	502,353	257,133
			1 カ 月 平 均					
昭和 33 年度	3,973,416	1,432,916	90,824	157,599	2,278,386	1,120	5,340	7,232
34	4,520,203	1,535,766	102,813	172,268	2,694,830	1,188	5,581	7,748
35	4,962,578	1,627,645	109,121	177,595	3,029,410	1,614	6,945	10,249
36	6,054,269	2,250,870	190,420	222,506	3,359,845	1,557	18,382	10,690
37	6,860,426	2,824,409	257,090	264,733	3,463,164	1,881	37,012	12,139
38	8,194,843	3,501,549	341,977	294,733	3,997,997	2,003	44,775	11,808
39	9,539,373	3,913,384	401,507	293,992	4,867,291	2,238	46,926	14,025
40	11,248,578	4,212,714	466,861	336,708	6,164,486	2,111	51,913	13,786
41	13,007,145	4,840,820	556,418	350,501	7,183,020	3,136	53,536	19,715
42	14,855,554	5,493,456	634,662	355,927	8,297,291	3,843	50,569	19,806
43	17,066,064	5,981,974	710,340	355,521	9,824,387	3,560	46,322	18,541
44	18,960,422	6,619,874	795,414	355,212	10,965,352	3,042	48,499	22,642
45	22,609,869	7,364,701	875,469	362,892	13,940,215	3,301	41,863	21,428

注 1,000 円未満を四捨五入したので個々の数字の合計は必ずしも総額に一致しない。

資料 厚生省『生活保護費経理状況』調べ。

表 8 生活保護法による保護費、都道府県——指定都市別(昭和45年度)

(単位 1,000 円)

	保 護 費 総 額	扶 助 費 支 出 額								施設事務費 および 委託事務費
		総 額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医 療 扶 助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	
全 国	273,564,728	271,318,424	88,376,413	10,505,624	4,354,709	167,282,580	39,613	502,353	257,133	2,246,303
北海道	24,206,935	24,088,995	8,083,887	1,067,829	336,384	14,547,300	1,673	38,061	13,862	117,940
青森県	6,580,454	6,524,374	2,162,031	187,727	123,799	4,029,485	1,430	14,240	5,662	56,081
岩手県	4,465,312	4,450,753	1,405,703	87,595	114,330	2,828,463	466	11,047	3,150	14,559
宮城県	3,811,636	3,777,428	1,178,039	124,887	92,271	2,368,663	668	9,175	3,725	34,208
秋田県	3,739,461	3,701,800	934,125	53,256	74,674	2,628,371	173	8,620	2,581	37,661
山形県	2,198,965	2,159,150	736,490	53,644	57,320	1,301,514	307	6,923	2,953	39,815
福島県	5,163,477	5,124,092	1,376,276	99,999	106,094	3,526,164	837	11,253	3,469	39,385
茨城県	3,165,377	3,119,444	1,049,669	65,152	74,655	1,919,571	428	7,656	2,313	45,933
栃木県	2,081,923	2,056,526	641,006	42,867	47,271	1,318,513	231	4,412	2,226	25,397
群馬県	2,525,744	2,501,982	662,935	49,044	44,057	1,740,050	427	3,470	2,000	23,762
埼玉県	3,181,528	3,159,917	1,097,039	144,515	60,662	1,849,101	840	4,271	3,490	21,611
千葉県	3,511,270	3,464,445	1,187,142	121,143	61,678	2,084,663	657	5,316	3,846	46,825
東京都	27,172,836	26,972,495	9,500,866	2,050,731	384,978	14,971,394	1,566	29,896	33,063	200,342
神奈川県	4,523,932	4,499,034	1,712,207	351,784	72,031	2,351,706	1,029	5,344	4,932	24,898
新潟県	4,673,344	4,636,654	1,229,929	113,071	88,575	3,190,152	546	9,373	5,008	36,090
富山県	1,305,076	1,285,357	286,513	17,492	13,887	964,937	34	1,367	1,127	19,719
石川県	1,690,924	1,641,754	433,321	34,313	20,759	1,149,193	44	1,893	2,233	49,170
福井県	1,104,536	1,084,259	321,145	20,246	16,423	723,674	78	1,558	1,135	20,277
山梨県	1,426,752	1,393,654	387,169	24,635	26,922	951,352	173	2,448	957	33,098
長野県	3,534,814	3,331,566	874,254	55,607	58,026	2,334,360	290	5,535	3,495	203,249
岐阜県	1,629,116	1,614,072	460,624	38,843	29,963	1,080,678	243	2,525	1,193	15,044
静岡県	2,379,194	2,305,766	789,768	83,958	56,836	1,368,028	306	5,000	1,871	73,428
愛知県	3,085,882	3,058,273	932,052	92,035	56,884	1,969,008	778	4,237	3,280	27,609
三重県	4,145,735	4,118,856	1,236,219	85,186	51,923	2,735,247	417	6,110	3,754	26,878
滋賀県	1,045,856	1,021,139	296,870	13,327	15,263	692,651	282	1,578	1,168	24,716
京都府	1,906,629	1,895,402	528,125	43,954	25,254	1,291,949	439	3,879	1,803	11,227
大阪府	7,305,836	7,255,982	2,662,744	332,276	87,185	4,158,946	1,024	6,783	7,024	49,854
兵庫県	4,841,412	4,803,170	1,767,381	209,759	70,994	2,744,081	924	6,052	3,980	38,242
奈良県	2,119,853	2,095,625	714,542	49,222	30,392	1,296,915	534	1,775	2,244	24,229
和歌山県	2,768,556	2,732,592	805,925	64,224	25,683	1,831,196	474	2,573	2,517	35,964
鳥取県	1,795,473	1,770,450	559,258	48,836	33,127	1,124,073	111	3,480	1,566	25,022
島根県	2,257,522	2,245,845	586,676	38,292	36,531	1,576,863	341	5,031	2,111	11,676
岡山県	4,997,722	4,937,543	1,185,925	83,608	53,973	3,603,939	144	5,829	4,126	60,179
広島県	4,807,225	4,764,310	1,474,094	155,537	53,421	3,039,281	862	6,924	4,192	42,915
山口県	4,120,240	4,075,829	1,208,569	115,107	59,528	2,680,807	713	7,513	3,592	44,411
徳島県	2,767,809	2,748,703	758,361	40,542	42,888	1,897,768	185	5,426	3,533	19,106
香川県	1,975,359	1,935,938	592,979	38,411	28,758	1,269,522	269	4,039	1,960	39,421
愛媛県	4,751,181	4,684,958	1,365,895	124,179	60,020	3,120,850	415	8,939	4,660	66,223
高知県	6,238,504	6,215,070	1,557,287	129,972	39,446	4,467,644	818	13,824	6,078	23,434
福岡県	26,915,886	26,899,738	10,138,467	1,053,045	482,512	15,121,946	7,229	70,553	25,987	16,149
佐賀県	3,149,969	3,114,838	948,816	85,613	61,066	2,007,011	627	8,927	2,777	35,131
長崎県	8,880,433	8,853,565	3,077,548	307,718	153,947	5,282,726	1,194	23,631	6,801	26,868
熊本県	8,404,163	8,358,406	2,289,982	198,102	137,442	5,706,746	693	18,401	7,041	45,757
大分県	4,489,914	4,457,955	1,303,726	130,374	77,443	2,932,009	688	9,855	3,859	31,959
宮崎県	4,391,971	4,362,445	1,360,722	101,225	94,768	2,787,946	541	13,127	4,115	29,526
鹿児島県	6,744,748	6,729,130	2,355,447	184,800	207,782	3,951,866	1,308	20,019	7,906	15,618
(別掲)										
横濱市	2,824,158	2,774,252	988,709	214,617	31,085	1,532,952	220	2,421	4,249	49,906
名古屋市	2,907,198	2,869,923	884,907	119,366	33,103	1,827,408	240	2,703	2,196	37,275
京都市	4,954,866	4,930,976	1,334,428	174,495	39,980	3,373,266	497	4,338	3,971	23,891
大阪市	11,322,400	11,186,510	3,528,953	513,665	104,823	7,016,667	1,379	7,167	13,856	135,890
神戸市	3,604,327	3,570,366	1,314,908	235,511	39,533	1,972,130	340	3,978	3,965	33,961
北九州市	9,971,291	9,957,117	4,106,759	634,285	158,363	5,011,836	3,483	33,862	8,529	14,174

注 千円未満を四捨五入したので個々の数字の合計は必ずしも総額に一致しない。

資料 厚生省「生活保護費精算調査」

社会福祉

表 9 身体障害者福祉の概況

	身体障害者手帳 新規交付数	更生援護 取扱実人員	相談指導および 措置件数	補装具の交付 修理決定件数	更生医療給付 決定件数	施設在 員
昭和30年度	77,444	408,189	176,235	28,108	1,320	1,536
31	70,280	573,105	188,762	29,136	1,130	2,810
32	68,969	642,322	206,027	31,352	1,298	2,628
33	85,057	709,927	227,413	31,989	1,368	2,941
34	121,610	828,976	326,847	32,789	1,161	3,280
35	88,508	888,194	326,847	35,643	1,259	3,422
36	80,779	983,494	411,260	39,286	1,299	4,235
37	74,687	1,026,271	453,655	42,487	1,504	4,515
38	85,765	1,111,632	558,476	49,724	1,561	4,082
39	81,270	1,244,830	772,217	51,806	1,642	4,520
40	77,780	1,333,933	1,069,460	54,499	2,157	4,823
41	86,160	1,461,874	1,390,431	62,939	2,232	5,450
42	90,598	1,516,437	1,785,925	70,053	2,408	6,866
43	95,771	1,478,411	1,804,348	75,312	1,531	7,651
44	100,794	1,446,897	1,416,512	82,051	1,595	5,860
45	95,686	1,249,816	1,006,430	72,492	1,653	6,428

注 1) 年末現在

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 10 身体障害者手帳交付台帳登載数 (年度末現在)

	昭和38年度	39	40	41	42	43	44	45
総数	1,109,829	1,156,686	1,214,683	1,289,502	1,363,015	1,458,786	1,539,452	1,620,362
18歳未満	112,362	113,734	110,337	114,702	111,148	114,413	117,815	120,748
18歳以上	997,467	1,042,952	1,104,346	1,174,800	1,251,867	1,344,373	1,421,637	1,499,614
視覚障害	231,942	240,820	252,736	263,289	277,546	292,443	304,687	315,976
18歳未満	10,746	11,652	10,814	11,289	10,603	10,726	11,042	11,487
18歳以上	221,196	229,168	241,922	252,000	266,943	281,717	293,645	304,489
視覚・平衡機能障害	167,983	178,280	191,915	205,331	220,078	236,570	252,103	267,138
18歳未満	21,318	21,285	21,127	21,989	21,817	22,477	23,212	23,802
18歳以上	146,664	156,995	170,788	183,342	198,261	244,093	228,891	243,336
音声・言語機能障害	20,940	21,543	20,469	21,983	22,279	23,057	23,582	24,314
18歳未満	4,324	4,464	4,020	4,555	4,201	4,300	4,236	4,379
18歳以上	16,616	17,079	16,449	17,338	18,078	18,757	19,346	19,935
身体不自由	688,965	716,043	749,563	798,989	842,129	900,770	949,912	1,000,262
18歳未満	75,974	76,333	74,376	76,869	74,489	76,672	78,887	80,445
18歳以上	612,991	639,710	675,187	722,120	767,640	824,098	871,025	919,817
内部障害	・	・	・	・	983	5,946	9,168	12,672
18歳未満	・	・	・	・	38	238	438	635
18歳以上	・	・	・	・	945	5,708	8,730	12,037

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 11 身体障害者の補装具給付状況

	交 付					修 理				
	申請件数	決 定				申請件数	決 定			
		件 数	金 額	1件当り 平均金額	公 費 負担分		件 数	金 額	1件当り 平均金額	公 費 負担分
昭和 36 年度	35,791	28,889	千円 234,855	千円 8.1	% 90.6	11,400	10,397	千円 29,352	千円 2.8	% 90.1
37	37,790	31,773	259,415	8.2	96.9	11,058	10,714	31,114	2.9	94.5
38	44,301	38,021	324,030	8.5	96.8	11,839	11,703	35,239	3.0	94.7
39	46,525	40,667	370,984	9.1	96.9	11,340	11,139	40,245	3.6	94.8
40	49,219	42,264	433,702	10.3	97.0	12,702	12,235	49,952	3.9	94.7
41	55,099	48,725	504,557	11.2	97.0	14,443	14,214	58,457	4.1	95.1
42	59,370	52,784	584,330	11.1	97.2	17,685	17,179	70,161	4.1	95.4
43	63,225	57,965	691,514	11.9	97.3	16,970	17,347	81,512	4.7	95.7
44	66,161	61,047	780,728	12.8	96.6	16,179	15,890	90,006	5.7	94.8
45	72,492	66,192	958,235	14.5	96.6	17,070	18,268	99,129	5.4	94.8
(45年度内訳)										
盲人安全杖	9,856	9,124	9,206	1.0	84.9	13	10	6	0.6	83.3
点字器	1,291	1,642	2,209	1.3	92.6	16	8	5	0.6	100.0
眼鏡	1,607	1,394	6,492	4.7	91.4	57	1,796	75	0.7	94.6
補聴器	24,029	21,380	238,337	11.1	94.3	5,124	4,809	7,379	1.5	82.2
義手	4,452	4,263	71,807	16.8	96.4	1,161	1,075	7,285	6.8	94.4
義足	10,517	9,184	314,725	34.3	97.8	8,080	7,976	71,271	8.9	96.0
装具	6,830	6,364	111,277	17.5	58.1	905	905	4,637	5.1	92.7
車いす	5,003	4,460	185,882	41.7	98.3	1,196	1,197	8,210	6.9	97.5
松葉杖	4,548	4,276	9,878	2.3	89.3	485	451	221	0.5	87.8
その他	4,359	4,103	8,418	2.1	90.5	49	49	43	0.9	79.6

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 12 児 童 福 祉 の 概 況

	児童相談所にお ける受付件数	福祉事務所にお ける措置件数	補装具の交付 修理決定件数	施設在所人員*	身体障害児童の 育成医療件数
昭和 30 年度	160,736	272,554	1,809	741,773	3,088
31	174,675	316,140	5,006	741,050	6,246
32	198,301	317,100	5,326	747,997	7,668
33	206,465	298,167	5,450	740,500	8,783
34	213,864	322,544	5,483	761,879	8,426
35	222,723	338,765	5,954	784,507	10,557
36	235,297	391,986	5,625	823,797	13,677
37	245,377	397,824	6,426	836,536	14,978
38	259,468	382,318	6,420	862,417	16,148
39	276,070	427,575	7,706	893,645	16,360
40	271,746	474,609	8,350	923,726	15,696
41	265,243	538,351	9,267	963,876	13,176
42	258,823	610,229	9,617	1,025,527	13,499
43	262,052	664,056	9,915	1,090,719	12,145
44	261,581	731,842	10,764	1,116,596	14,510
45	256,347	726,400	10,215	1,178,332	14,932

注 * 45年 4 月 1 日現在。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 13 児童福祉施設措置費（施設種別）

（単位 1,000 円）

区 分	昭和41年度	42	43	44	45
総 数	27,777,923	32,854,528	38,994,611	50,128,446	63,301,063
収 容 施 設 措 置 費（補助金）	13,551,956	15,545,995	17,377,745	20,524,527	24,981,482
養 護 施 設	5,193,758	5,615,870	5,950,991	6,347,713	7,172,341
教 護 院	779,745	898,779	889,921	945,581	1,031,342
精 神 薄 弱 児 施 設	2,633,938	3,341,683	4,100,140	5,349,514	6,710,108
盲 児 施 設	293,081	308,263	339,820	379,054	420,756
ろ う あ 児 施 設	431,232	463,753	494,824	554,858	582,272
里 親	632,172	682,400	694,934	678,403	688,217
母 子 寮	888,986	931,221	888,464	1,027,656	1,080,299
乳 児 院	834,525	974,644	1,134,436	1,417,692	1,906,475
虚 弱 児 施 設	267,872	269,656	330,181	466,068	532,156
し 体 不 自 由 児 施 設	1,289,863	1,382,916	1,554,629	1,657,698	2,062,622
助 産 施 設	53,642	62,333	97,073	121,003	165,067
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	179,493	208,767	259,816	423,985	514,045
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	35,201	49,643	52,620	45,579	69,760
し 体 不 自 由 児 通 園 施 設	38,448	43,079	42,917	70,439	105,193
重 症 心 身 障 害 児 施 設	—	260,485	486,541	944,097	1,783,327
し 体 不 自 由 児 医 療	—	52,503	60,438	95,187	157,502
保 育 所 措 置 費（補助金）	14,225,967	17,308,533	21,616,866	29,603,919	38,319,581

注 当初予算額である。

資料 厚生省児童家庭局調べ。

表 14 児童福祉施設数の年次推移（各年末現在）

	総 数	助 産 施 設	乳 児 院	母子寮	保育所	養 護 施 設	精 神 薄 弱 児 施 設	精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	盲 児 施 設	ろ う あ 児 施 設	虚 弱 児 施 設	し 体 不 自 由 児 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	教 護 院	児 童 館	児 童 遊 園
昭和31年	10,558	271	130	640	8,749	527	85	・	29	34	21	19	・	・	53	...	...
32	11,141	280	130	642	9,138	544	91	7	31	40	23	26	・	・	53	136	...
33	11,395	284	130	649	9,355	541	105	12	31	40	24	32	・	・	55	137	...
34	11,673	282	130	652	9,568	555	111	21	32	41	27	40	・	・	56	158	...
35	11,916	288	131	650	9,782	551	131	28	32	41	29	45	・	・	57	151	...
36	12,184	301	128	643	10,018	547	149	37	32	41	30	49	・	・	58	151	...
37	12,461	321	129	645	10,247	550	167	43	32	40	31	52	・	3	58	143	...
38	12,826	344	130	636	10,524	551	182	50	33	39	31	54	・	4	57	191	...
39	13,360	400	127	629	10,822	553	195	53	33	38	32	60	・	4	58	356	...
40	14,017	479	127	621	11,199	546	219	56	32	38	32	62	3	4	58	544	...
41	14,712	536	125	612	11,619	538	241	64	32	37	32	68	7	4	58	746	...
42	15,520	619	124	597	12,158	534	267	70	32	37	33	69	10	5	58	907	...
43	17,993	712	124	574	12,732	530	289	79	33	37	34	73	17	5	58	1,104	1,592
44	19,255	863	125	550	13,416	526	305	87	32	37	34	73	20	5	58	1,247	1,865
45	20,484	960	126	527	14,101	522	315	96	32	37	34	75	25	6	57	1,417	2,141

資料 厚生省『社会福祉施設調査報告』。

表 15 児童福祉施設在在者数の年次推移（各年末現在）

	総 数	乳児院	母子寮	保育所	養護施設	精神薄弱児施設	精神薄弱児通所施設	盲 児施設	ろうあ児施設	虚弱児施設	身体不自由児施設	重症心身障害児施設	情緒障害児短期治療施設	教護院
昭和 31 年	740,245	2,800	35,951	653,333	31,992	4,906	・	1,559	2,553	1,001	1,254	・	・	4,896
32	746,897	2,294	35,916	657,010	33,933	5,396	155	1,506	2,775	1,209	1,689	・	・	5,014
33	740,550	3,001	35,837	647,599	34,682	6,058	373	1,552	2,870	1,314	2,153	・	・	5,061
34	761,879	3,148	35,321	666,388	35,434	6,860	620	1,589	2,893	1,422	3,018	・	・	5,186
35	784,507	3,123	33,628	689,242	35,212	7,872	926	1,597	2,878	1,547	3,285	・	・	5,197
36	807,916	2,980	32,305	712,145	34,890	9,057	1,223	1,540	2,811	1,508	3,994	・	・	5,463
37	836,536	3,129	31,047	739,886	34,902	10,281	1,482	1,535	2,737	1,531	4,446	・	24	5,536
38	862,417	3,221	28,983	766,438	34,407	11,421	1,777	1,573	2,740	1,557	4,938	・	84	5,282
39	893,645	3,063	26,431	799,438	33,292	12,577	1,995	1,601	2,663	1,574	5,875	・	94	5,042
40	923,726	3,188	25,299	829,740	32,346	14,133	2,111	1,582	2,616	1,673	6,232	295	108	4,698
41	963,876	3,177	23,144	869,931	32,304	15,653	2,334	1,557	2,494	1,690	6,910	537	123	4,559
42	1,025,527	3,172	21,715	930,754	31,606	17,412	2,509	1,493	2,386	1,692	7,297	825	145	4,521
43	1,090,719	3,321	20,425	994,410	31,487	19,202	2,727	1,501	2,276	1,786	7,565	1,599	157	4,263
44	1,143,428	3,367	19,556	1,065,894	31,203	20,436	2,936	1,475	2,169	1,825	7,459	2,050	163	5,719
45	1,209,985	3,331	18,423	1,131,361	30,933	21,380	3,161	1,444	2,018	1,760	7,466	2,622	198	3,909

資料 厚生省『社会福祉施設調査報告』

表 16 児童扶養手当受給世帯数（年度末現在）

区 分	総 数	生 別 母 子 世 帯		死 別 母子世帯	未 婚 の 母子世帯	廃 疾 者 世 帯	遺 棄 世 帯	その他の 世 帯
		離婚世帯	そ の 他					
昭 和 37 年 度	154,387	63,667	26,444	11,421	23,713	14,960	—	14,182
38	168,603	67,224	7,021	16,543	24,067	16,103	25,327	12,318
39	171,704	66,496	6,181	21,547	23,206	16,549	26,101	11,624
40	170,346	64,733	5,857	25,382	21,609	16,443	25,979	10,343
41	168,923	63,222	5,910	28,099	20,510	16,332	25,194	9,656
42	163,689	61,137	4,762	29,176	19,073	15,526	24,967	9,048
43	160,829	61,001	4,469	29,445	18,425	14,874	24,291	8,321
44	158,983	61,833	4,138	29,288	17,989	14,146	23,745	7,754
45	160,755	64,923	4,014	29,733	17,594	13,344	24,040	7,107

注 1 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上遺棄している児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯および支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 17 福祉事務所における精神薄弱者相談取扱件数

	相 談 実人員	相 談 総件数	相 談 内 容						
			施設入所	職親委託	就 職 あ っ せ ん	医療保健	経 済 的 事 項	教 育	そ の 他
昭 和 38 年 度	37,430	45,666	11,548	2,608	3,456	3,854	3,355	4,222	16,623
39	44,691	54,047	13,665	2,922	4,383	4,552	5,156	4,661	18,708
40	48,527	59,741	16,021	2,639	5,447	4,686	5,600	5,063	20,285
41	55,493	72,827	19,735	2,562	6,886	4,903	9,615	4,930	24,196
42	57,111	80,038	24,337	2,750	8,300	5,760	10,698	4,687	23,506
43	67,721	91,268	27,422	2,705	8,847	6,443	11,681	5,230	28,940
44	74,689	103,237	32,690	2,404	10,050	6,711	13,330	6,089	31,963
45	83,715	113,374	33,808	2,017	10,116	7,229	16,751	6,912	36,908

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 18 精神薄弱者更生相談所における相談取扱件数

	取 扱 実人員	相 談 件数	相 談 内 容								判 定 件 数					判定書 交付件 数
			施 入	設 所	職 委	親 託	職 業	医 保	療 健	生 活	教 育	その他	総 数	医学的 判定	心理職 判定	
昭 和 38 年 度	18,904	32,676	6,277	1,555	3,448	5,000	4,796	4,406	7,194	25,450	9,525	12,589	3,336	6,405		
39	20,867	34,477	7,599	1,613	3,308	5,237	5,474	5,715	5,531	27,389	10,835	14,019	2,535	9,188		
40	18,668	34,316	7,544	1,543	3,967	5,086	5,229	4,787	6,160	26,155	10,299	13,043	2,813	9,032		
41	19,341	35,748	8,792	1,051	4,723	4,689	5,711	4,803	5,979	33,139	9,327	20,580	3,232	7,846		
42	19,635	37,672	9,148	1,331	4,678	4,514	5,757	5,413	6,831	35,426	9,102	22,494	3,830	8,783		
43	20,388	32,498	7,469	927	4,117	2,814	5,487	5,162	6,522	34,630	9,168	21,620	3,842	9,641		
44	28,900	50,298	10,501	1,048	7,108	3,883	7,386	5,536	14,836	46,620	9,708	28,997	7,915	14,118		
45	34,201	48,199	9,194	568	11,877	3,182	7,645	3,473	12,260	43,766	8,692	27,833	7,251	11,806		

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 19 老人福祉法による措置人員、措置区分・生活費級地・費用徴収の階層別(昭和45年度末現在)

費用徴収の階層	養護老人ホーム				特別養護老人ホーム				養護受託者			
	総 数	甲 地	乙 地	丙 地	総 数	甲 地	乙 地	丙 地	総 数	甲 地	乙 地	丙 地
総 数	60,379	21,211	21,942	17,146	12,052	5,141	3,447	3,464	168	29	57	82
A 階 層	35,920	11,591	13,664	10,665	6,234	2,528	1,767	1,939	126	24	49	53
B 階 層	22,762	8,906	7,655	6,201	3,958	1,598	1,246	1,114	41	5	8	28
C 階 層	792	281	294	217	724	284	220	220	1	—	—	1
D 階 層	905	513	329	63	1,136	731	214	191	—	—	—	—
D 1 階 層	223	130	70	23	181	96	46	39	—	—	—	—
D 2・D 3 階層	242	159	68	15	251	150	55	46	—	—	—	—
D 4～D 6 階層	129	62	54	13	250	172	38	40	—	—	—	—
D 7～D 9 階層	299	157	132	10	378	260	61	57	—	—	—	—
D 10 階 層	12	5	5	2	76	53	14	9	—	—	—	—

注 A階層—生活保護法による被保護世帯をいう。
 B階層—A階層を除いた市町村民税非課税世帯をいう。
 C階層—AおよびB階層を除いた所得税非課税世帯(市町村民税課税世帯)をいう。
 D階層—AおよびB階層を除き、所得税課税世帯をいう。(これを年間所得税額により5区分して計上する。)
 甲、乙、丙地—「1級地」および「2級地」は「甲地」、「3級地」は「乙地」、「4級地」は「丙地」として取り扱っている。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 20 母子福祉資金の貸付申請・貸付件数・金額、貸付金の種類別(昭和45年度)

(単位 1,000 円)

貸付金の種類	貸 付 申 請		新 規 貸 付 決 定		継 続 貸 付 分	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	16,724	418,654	13,799	340,142	27,830	665,356
技能習得資金	72	1,492	65	1,299	42	1,013
生活資金	57	3,247	52	2,864	30	1,810
修学資金 { 高校	12,845	271,397	10,693	225,729	20,890	412,842
{ 高専	137	4,485	112	3,459	257	8,305
{ 大学	2,808	117,837	2,135	88,511	6,017	226,104
修学資金	805	20,195	742	18,279	594	15,279
貸付金の種類	貸 付 申 請		新 規 貸 付 決 定			
	件 数	金 額	件 数	金 額		
総 数	16,894	2,093,729	15,940	1,892,471		
事業開始資金 { 個人	2,145	646,845	1,911	560,572		
{ 団体	4	4,000	4	4,000		
就職支度資金 { 個人	1,193	29,027	1,174	28,453		
事業継続資金 { 個人	2,568	415,550	2,374	378,271		
{ 団体	1	300	1	300		
住宅資金	4,914	895,588	4,599	824,372		
転宅資金	102	1,799	101	1,775		
就学支度資金	5,789	87,353	5,608	83,203		
療養資金	178	13,265	165	11,523		

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 21 婦人相談所、婦人相談員の受付件数の年次推移

	昭和37年	38	39	40	41	42	43	44	45
総 数	54,271	55,029	59,103	64,170	64,550	65,346	61,977	63,130	67,276
本 人 自 身	24,856	25,998	28,876	31,130	32,272	32,847	31,338	33,320	36,738
地方検察庁更生保護相談室	5,834	4,996	4,557	4,131	3,636	3,434	3,265	3,349	3,515
婦 人 相 談 員	4,224	2,707	2,017	2,492	2,591	2,402	1,947	1,687	1,995
警 察 関 係	4,163	3,816	3,931	4,299	4,191	4,254	3,728	3,140	3,182
福 祉 事 務 所	2,712	2,930	2,995	3,573	4,024	4,358	4,437	5,127	5,175
婦 人 補 導 院	642	973	727	868	867	715	436	514	245
婦 人 相 談 所	1,768	2,068	2,649	2,841	2,543	2,342	2,299	15,696	15,451
家 庭 裁 判 所	296	291	353	419	376	280	394	321	341
児 童 相 談 所	357	374	419	467	471	497	456	450	497
保護司、人権擁護委員、更生保護会	305	363	344	441	509	486	413	361	381
民 生 委 員	976	1,067	1,221	1,278	1,256	1,310	1,195	1,281	1,312
その他の社会福祉関係機関 または施設	1,735	2,663	2,793	3,273	4,219	3,997	4,011	3,646	4,173
縁 故 者 加 入 等	2,682	3,141	3,501	4,070	4,566	5,097	4,897	5,231	5,563
そ の 他	3,721	3,642	4,720	4,888	3,029	3,327	3,161	2,493	2,234

注 福祉事務所が含まれている。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 22 婦人相談所、婦人相談員の処理件数の年次推移

	昭和37年	38	39	40	41	42	43	44	45
総 数	57,869	57,512	62,327	66,922	66,894	67,403	64,250	66,187	69,897
婦 人 保 護 施 設 に 収 容	2,092	2,006	1,797	2,059	1,900	1,582	1,559	1,662	1,642
福 祉 事 務 所 へ 移 送	3,306	3,399	4,560	4,803	4,406	4,251	3,395	4,088	3,916
婦人相談所婦人相談員へ移送	6,297	4,904	3,969	5,066	5,077	4,732	4,605	3,468	4,126
その他の関係機関への移送	4,181	4,948	5,293	6,425	6,656	6,536	6,377	6,292	6,343
婦 人 更 生 資 金 の 貸 付	444	421	371	276	440	344	334	206	147
就 職 自 営	4,799	4,926	4,855	4,841	4,909	4,531	4,079	4,176	3,762
結 婚	533	550	558	595	652	600	699	596	551
家 庭 へ 送 還	3,902	3,643	3,562	3,219	3,399	3,162	2,982	3,108	3,421
助 言 指 導 の み	21,599	23,702	27,734	29,580	29,340	32,117	30,976	33,734	38,019
そ の 他	10,716	9,013	9,628	10,058	10,114	9,548	9,244	8,185	7,510

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 23 社会福祉施設数、施設の種別・設置主体別(昭和45年12月31日現在)

	総数	国	都道府県	指定都市	その他の市町村	社会福祉法人	社団・財団・日赤	その他の法人	その他
総数	23,917	12	564	447	14,082	4,691	928	857	2,336
施設数	400	—	19	20	156	200	4	—	1
救護施設	131	—	15	5	33	76	1	—	1
医療施設	22	—	—	5	6	11	—	—	—
療養施設	78	—	—	3	—	73	2	—	—
施設	118	—	—	3	90	25	—	—	—
施設	51	—	4	4	27	15	1	—	—
老人施設	1,194	—	35	23	662	462	9	1	2
養老施設	810	—	24	9	520	257	—	—	—
特別養老施設	152	—	5	4	16	127	—	—	—
老人福祉施設	52	—	6	3	6	36	1	—	—
老人福祉施設	180	—	—	7	120	42	8	1	2
身体障害者更生施設	263	9	108	6	12	111	12	—	5
肢体不自由更生施設	50	1	43	2	—	4	—	—	—
障害者更生施設	13	5	2	—	—	5	1	—	—
障害者更生施設	3	1	1	—	—	1	—	—	—
障害者更生施設	28	—	18	1	1	8	—	—	—
障害者更生施設	18	2	8	—	—	8	—	—	—
障害者更生施設	59	—	9	2	4	42	1	—	1
障害者更生施設	12	—	1	—	—	11	—	—	—
障害者更生施設	30	—	15	—	1	5	6	—	3
障害者更生施設	41	—	11	1	6	19	3	—	1
障害者更生施設	9	—	—	—	—	8	1	—	—
婦人施設	61	—	31	1	1	25	3	—	—
児童施設	20,484	3	292	347	12,552	3,430	731	838	2,291
助産婦人施設	960	—	19	11	554	49	41	56	230
乳幼児施設	126	—	12	3	12	82	9	1	7
母子施設	527	—	6	11	366	124	12	2	6
母子施設	14,101	—	23	271	8,390	2,260	604	749	1,804
母子施設	522	—	23	10	31	410	20	5	23
母子施設	315	1	56	3	30	201	15	1	8
母子施設	96	—	15	10	50	18	2	—	1
母子施設	32	—	15	—	—	12	5	—	—
母子施設	37	—	17	—	—	15	5	—	—
母子施設	34	—	4	1	3	22	2	—	2
母子施設	75	—	33	—	4	32	4	2	—
母子施設	13	—	4	—	8	1	—	—	—
母子施設	25	—	3	—	—	18	3	1	—
母子施設	6	—	3	2	—	1	—	—	—
母子施設	57	2	49	4	—	2	—	—	—
母子施設	1,417	—	8	5	1,127	177	9	18	73
母子施設	2,141	—	2	16	1,977	6	—	3	137
精神障害者更生施設	204	—	28	3	11	160	2	—	—
精神障害者更生施設	169	—	26	2	7	132	2	—	—
精神障害者更生施設	35	—	2	1	4	28	—	—	—
母子施設	52	—	6	1	7	10	22	1	5
母子施設	35	—	6	1	3	6	15	—	4
母子施設	17	—	—	—	4	4	7	1	1
その他の生活支援施設	1,259	—	45	46	681	293	145	17	32
生活支援施設	1	—	—	—	—	—	1	—	—
生活支援施設	157	—	43	5	38	52	15	—	4
生活支援施設	107	—	1	11	17	65	10	1	2
生活支援施設	34	—	—	—	7	21	4	—	2
生活支援施設	219	—	—	—	—	121	88	9	1
生活支援施設	599	—	1	30	527	26	8	—	7
生活支援施設	92	—	—	—	92	—	—	—	—
生活支援施設	50	—	—	—	—	8	19	7	16

注 施設数は活動中の施設のみである。

資料 厚生省『社会福祉施設調査』。

表 25 全国都市（人口5万以上）における消費支出に対する住居費の割合（全世帯）（単位 %）

	平 均		持 家		民 営 借 家		公 営 借 家		借 間		給 与 住 宅	
	住居費	家賃・地代	住居費	家賃・地代	住居費	家賃・地代	住居費	家賃・地代	住居費	家賃・地代	住居費	家賃・地代
昭和30年	6.2	2.1	5.3	0.5	*8.0	*4.6	—	—	9.2	5.3	4.4	1.2
34	9.0	2.4	7.6	0.5	*11.5	*5.9	—	—	14.4	9.0	8.9	1.8
35	9.0	2.3	7.5	0.5	*11.7	*6.0	—	—	13.6	8.3	8.3	1.8
36	9.9	3.0	7.9	0.5	*13.0	*6.8	—	—	16.9	10.3	8.2	1.8
37	10.2	2.9	8.4	0.5	*13.1	*6.5	—	—	17.2	10.4	8.4	1.9
38	10.1	2.6	8.4	0.5	13.6	6.8	12.3	4.2	16.4	10.0	8.3	1.6
39	9.8	2.7	8.3	0.5	13.6	7.5	10.8	4.3	16.2	10.6	8.2	1.9
40	9.8	2.8	7.7	0.5	14.6	7.9	10.7	4.2	17.1	10.6	8.3	2.0
41	10.1	2.8	8.5	0.5	14.6	8.4	11.4	4.5	16.8	11.1	8.3	1.8
42	10.6	2.9	8.9	0.5	15.3	8.7	11.0	4.1	16.4	11.1	9.4	1.9
43	12.4	3.4	9.4	0.5	16.4	9.2	13.9	5.0	17.4	11.5	10.0	2.3
44	10.7	3.2	8.5	0.5	16.4	9.7	12.7	5.3	15.7	10.1	9.4	2.4

注 * 公営借家を含む。

資料 総理府『家計調査年報』

表 26 利用関係別にみた着工新設住宅数の推移（単位 住宅数 戸、床面積㎡）

年 次	総 数		持 家		賃 家		給 与 住 宅		そ の 他	
	戸 数	1戸当り 床面積	戸 数	1戸当り 床面積	戸 数	1戸当り 床面積	戸 数	1戸当り 床面積	戸 数	1戸当り 床面積
昭和27年	242,514	58.0	174,517	64.4	42,460	36.7	15,971	54.5	9,566	41.9
28	246,997	58.6	174,201	65.5	44,791	36.8	16,899	54.5	11,106	44.1
29	249,668	57.3	160,346	66.2	57,681	36.4	20,351	53.2	11,290	45.0
30	257,388	58.2	168,578	67.5	58,363	34.9	17,918	54.4	12,529	45.9
31	308,686	56.6	180,746	69.5	84,422	32.8	20,509	54.3	23,009	44.6
32	321,095	58.5	191,691	71.7	90,432	32.8	21,223	57.8	17,749	47.7
33	337,989	57.5	188,656	73.2	110,657	32.1	20,474	57.3	18,202	48.3
34	380,575	57.7	204,280	75.2	137,028	31.9	22,569	60.5	16,698	52.3
35	424,170	59.0	233,259	75.6	145,874	32.1	30,098	63.2	14,939	54.4
36	535,963	57.9	265,575	78.4	213,942	31.6	40,492	63.7	15,954	54.7
37	586,122	55.1	263,091	77.7	261,300	31.3	39,714	62.2	22,017	54.2
38	688,743	55.9	305,669	77.9	307,239	32.5	46,703	65.0	29,132	57.3
39	751,429	57.4	322,093	79.9	335,908	35.0	57,016	61.1	36,412	58.8
40	842,596	58.9	377,297	80.9	367,972	36.6	55,995	59.8	41,332	56.5
41	856,579	62.9	407,810	83.4	349,281	40.0	52,039	62.5	47,449	55.4
42	991,158	66.8	486,305	88.0	382,121	41.4	61,423	67.5	61,309	56.3
43	1,201,675	65.9	547,347	89.7	484,997	41.0	71,585	64.2	97,746	57.5
44	1,346,612	66.9	582,467	93.0	563,412	41.9	71,592	67.1	129,141	58.6

注 利用関係別のその他は建売、分譲地である。床面積は住宅全部の床面積の合計で廊下、階段、便所等を含む。

資料 建設省『建築統計年報』

社会保障統計 (Vol. 7, No. 1~Vol. 7, No. 4) 目次

国 際 比 較

Vol. 7, No. 1 目 次

図 2 各国の 1963~65 年間の消費者物価上昇率	75
人 口	
表 1 各国の総人口および男女別人口	76
表 2 各国の年齢階級別人口構成割合	77
経済活動人口	
表 3 各国の職業別経済活動人口	78
表 4 各国の産業別経済活動人口	80
表 5 各国の従業上の地位別経済活動人口	82
労働時間・賃金	
表 6 各国における主要産業の過当り 労働時間と稼得賃金	84

Vol. 7, No. 2 目 次

図 2 主要地域の人口および年人口増加率	77
表 1 各国の人口動態指標	78
表 2 主な年齢における各国の平均余命	79
表 3 各国の死因(簡単分類)別死亡率	80
表 4 各国の 1 人 1 日当り栄養摂取量	81
表 5 各国の 1 人 1 日当り食糧純供給高	82
表 6 各国の医療従事者数	83
表 7 各国の病院、病床数	84

Vol. 7, No. 3 目 次

表 1 各国の要素費用による産業別 国内総生産(1968年)	84
表 2 各国の個人消費支出(1968年)	86
表 3 各国の国家財政	88
表 4 社会保障費収入の財源別割合(1963年)	89
表 5 社会保障費の主要項目構成比(1963年)	90
表 6 国民所得に占める社会保障費の割合	92

国 内 資 料

Vol. 7, No. 1 目 次

図 1 わが国の消費者物価指数の推移 (人口 5 万以上の都市)	75
人 口	
表 7 年齢 3 区分別人口の推移	86
労 働	
表 8 労働人口の推移	87
表 9 職業別就業者数の推移	88
表 10 産業別就業者数の推移	89
表 11 従業上の地位別就業者数の推移	90
表 12 産業別雇用指数の推移	91
表 13 産業別常用労働者賃金指数の推移	92
表 14 産業別常用労働者の 1 人平均月間出勤 日数および実働時間数の推移	93
表 15 職業紹介状況(新卒を除く)	93
表 16 産業別労働災害率の推移	94
国民所得	
表 17 国民所得の分配	95
消費者物価	
表 18 人口 5 万以上の都市消費者物価指数の 推移	96

Vol. 7, No. 2 目 次

図 1 主要地域の出生および死亡率	77
表 8 人口動態指標の推移	85
表 9 栄養摂取量の推移	85
表 10 世帯業態別にみた栄養摂取量	86
表 11 国民総医療費の推移	87
表 12 世帯業態別にみた傷病世帯数・傷病人員	88
表 13 病院・診療所の 1 日取扱い患者数(全 国推計)・指数の年次推移	88
表 14 全国推計患者数、施設の種別・受療の 種別	89
表 15 傷病大分類別にみた患者数・傷病件数 (全国推計)	89

表 16	医療関係者数の推移……………	90
表 17	都道府県別にみた医師・歯科医師・薬剤師数……………	91
表 18	都道府県別にみた病床数、施設の種類の病床の種類別……………	92
表 19	医療施設数、病床数の推移……………	94
表 20	保健所数(型・人口別)……………	95
表 21	保健所職員定数・現員および充足率……………	95
表 22	保健所の主な活動……………	96

Vol. 7, No. 3 目 次

図 1	政府管掌健康保険加入者の年齢別受診率…	83
図 2	政府管掌健康保険加入者の年齢別受診1件当り点数……………	83
表 7	国の予算における社会保障関係費……………	93
表 8	社会保障関係総費用の年次推移……………	94
表 9	社会保障関係国庫負担の年次推移……………	95

表 10	振替所得の推移……………	95
表 11	失業保険の推移……………	96
表 12	労働者災害補償保険の推移……………	97
表 13	政府管掌健康保険の推移……………	97
表 14	組合管掌健康保険の推移……………	98
表 15	日雇労働者健康保険の推移……………	99
表 16	国民健康保険の推移……………	99
表 17	主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和34年度)……………	100
表 18	主要制度別にみた医療保険給付の診療費諸率(昭和44年度)……………	101
表 19	船員保険の推移……………	102
表 20	厚生年金の推移……………	103
表 21	国民年金の推移……………	104
表 22	財政投融资資金計画(使途別分類)……………	105
表 23	厚生年金保険還元融資・国民年金特別融資資金枠の推移……………	106

第7回「社会保障研究奨励賞」授賞要領

主催 大内基金委員会
後援 社会保障研究所
協賛 厚生省

1 授賞論文の範囲

原則として社会保障制度審議会の採用する狭義の社会保障制度（社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生、医療）およびその関連制度に関する学術研究論文であって、昭和46年8月1日から昭和47年7月31日までの間に各種の雑誌に発表されたものであること。

2 授賞者の資格

特に制限しない。

3 授賞論文の選考

授賞論文の選考は、あらかじめ委嘱した関係学者から優秀論文の推薦を求め、そのうえで審査委員会が審査、決定する。

4 審査委員

委員長	山田雄三	社会保障研究所長
委員	鈴木武雄	武蔵大学教授
"	馬場啓之助	一橋大学名誉教授
"	福武直	東京大学教授
"	小山進次郎	厚生年金基金連合会理事長
"	高橋武	ILO 東京支局次長
"	小山路男	横浜市立大学教授

5 賞金

1席 10万円 2席 5万円 佳作 数編

6 発表および授賞の時期

昭和47年11月

研究会抄録

第Ⅳ（経済・社会合同）研究会

本研究会の狙いは、経済学と社会学とのインターディシプリナリーな研究の促進にある。すでに「経済成長と社会変動」、「福祉における経済と社会」等の共通テーマを定め、討議を重ねてきた。

本年度は、従来の研究会の進め方とは若干方法を変えて、ローリック編『1970年代のための社会経済学』（G. F. Rohrllich (ed), *Social Economics for the 1970's*）をとりあげ、この書を中心に議論を行なってきた。本書は「社会経済学」という名のもとに、社会保障、健康、教育の三つの問題・政策領域に迫ろうとするものである。

第1回の研究会において、山田所長は「第4研究会の焦点をさぐる——ローリック編著の輪読にそなえて——」と題して、論議の焦点となるいくつかの問題点を指摘した。つづいて、本書の構成に沿って、社会経済学の目指す方向、社会経済の政策目標の確立、健康および教育問題の社会経済学上の位置づけなどを論じた報告論文がとりあげられた。さらに、社会保障、健康管理、マンパワー開発の三者について米国の現行もしくは提案されているプログラムを分析した三つの論文が紹介され、問題の所在が明らかにされた。

本書の輪読を通じて、われわれは経済社会の変化と福祉・教育・保健等のプログラムとの関係をいかに把握するか、また政策論をどう考えるか等について多くの有益な示唆を得ることができた。

第Ⅴ（制度）研究会

昭和46年後半には、8月を除いて5回の研究会が開かれた。そのうち1回は、西欧諸国の社会保障制度の比較研究成果をいかにとりまとめるべきかを議論したものであり、2回は戦前統計に関する報告をめぐる議論、残り2回は国際比較の一環としてイギリスの年金白書と国民保健サービスに関するヒアリングにあてられた。

戦前統計に関する報告の一つは、「戦前における中央財政社会支出の推計」（報告者：坂根哲哉）と題して、明治23年度から5年間隔で昭和10年度にいたる年次につ

いての目的別、経済性質別社会支出の推計結果と推計方法、問題点が報告された。教育、宗教を含む社会支出総額は、明治23—38年度の10年間に約8倍、大正9年度までの15年間に約6倍、大正9年度—昭和10年度の15年間に4倍弱と増加テンポが落ちる傾向が指摘された。

もう一つの報告は、「戦前の社会事業統計——社会局の活動を中心として」（報告者：小林迪夫）というテーマで行なわれた。報告の主なねらいは、民間社会事業費の推計可能性、および可能とすれば基礎資料としてなにを使いどういう方法で推計するかという点にあった。報告者によれば、内務省報告例を中心としてまとめられた社会事業統計要覧を利用すれば、資料の利用できる限りにおいて民間社会事業費の規模を推計することは可能であると考えられる。なお、研究会においては昭和10年度についての暫定的な作業結果が示された。

「イギリスの年金制度——最近の動向」（報告者：村上清）は、最近イギリス保守党政権から出された年金白書の内容とそこに示された構想についての報告者の意見が報告された。いろいろと興味ある指摘が行なわれたが、このテーマについては報告者がすでに他の刊行物でもふれているので、ここではたんにヒアリングが行なわれたことだけを指摘しておく。

「An Asian's View on the British National Health Service」の報告者（李潤求）は、イギリス国民保健サービスの現状と歴史を材料としながら、イギリス社会サービス発展の趨勢をとらえ、社会改革を通じて社会保障が発展したことが指摘され、その中での社会学者と社会改革者の役割、社会的ビジョンと社会的現実の意味を論じた。

第Ⅵ（政策）研究会

46年後半の社会保障をめぐる主要なトピックスは、医療保険の抜本改正に関する答申（社会保障制度審議会および社会保険審議会）が行なわれたこと、および47年度厚生省予算要求のなかで老人対策が最重点施策として打ち出されたこと、であろう。本研究会においても、これ

らの問題に焦点があてられた。

社保審の答申については、起草にあたった小山路男氏から報告があった。このなかで報告者は、2年余にわたる審議の内容と争点を明らかにした後、「最終答申の基調は、中期的な展望にたった現実主義的な色彩の強いものである。利害が錯綜し、関係者の間で十分なコンセンサスが成立していない現在、抜本改正の名に値する改革は断念せざるをえないだろう」として、段階的なリフォームの方向を示唆した。

老人対策については、厚生省内の「高齢者対策プロジ

ェクト・チーム」による「高齢者対策検討状況の中間報告」をめぐって、山口新一郎氏から報告があった。これは、対策の考え方および方向の概略を示したものであるが、討論のなかでは、計画化および予算的裏付けの重要性が指摘された。47年度予算要求の内容については、下村健氏から、福祉年金の改善および老人医療の推進を中心に説明があった。

その他、「公衆衛生学会総会について」（橋本正己）、「ヨーロッパの医療保険」（小山路男）をテーマに研究会がもたれた。

次 号 (Vol. 8, No. 1) 予 告

巻頭言	浦 辺 央
論 文	
経済法則と社会保障	松 尾 均
最近の社会保障の国際動向	
西ドイツ	石 本 忠 義
イギリス	三 和 治
アメリカ	秋 山 智 久
資 料	
昭和47年度厚生省予算について	
地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析	
家 計	
栄 養	
研究ノート	
北欧の社会保障	
昭和47年度研究プロジェクトについて	

特 集 号 (通巻34) 予 告

昭和46年度基礎講座から

社会発展と社会福祉	富 永 健 一
年金制度の問題点	小 山 進次郎
老人対策の課題	三 浦 文 夫
社会保障の国際動向	保 坂 哲 哉
東京都の公害対策	井 原 平

昭和46年度シンポジウムから

レポート「経済情勢の変化と社会福祉」	加 藤 寛
コメント	江見康一・大熊一郎・富永健一・(司会)寺尾啄磨
レポート「医療問題の論点」(論点整理)	地 主 重 美
コメント	大村潤四郎・籠山 京・小山路男 東田敏夫・前田信雄・(司会)山田雄三

社会保障研究所日誌 (1971. 10~1971. 12)

- 昭和46. 10. 7 第6研究会(第6回) 報告内容「昭和47年度厚生省予算について」報告者: 厚生省大臣官房会計課 下村 健
- 同 ISSA 文献委員会
- 10.12 第2研究会(第7回) 報告内容「家計費についての考察——各種世帯間の生活水準を同等ならしめる問題その他」報告者: 研究第1部長 小沼 正
- 10.14 第4研究会(第6回) 報告内容「Gerth L. Mangum『積極的なマンパワー政策の展望』について」報告者: 研究員 渡辺益男
- 同 第5研究会(第6回) 報告内容「イギリスの年金制度——最近の動向」報告者: 日本団体生命 村上 清
- 同 インド政府 N.S. バクシ氏来所, 山田所長, 保坂主任研究員と懇談
- 10.18~21 第7回社会保障研究所基礎講座——社会計画と社会保障セミナー開催(都道府県会館)
- 10.19 ナイジェリア政府オニタリ氏来所, 山田所長と懇談
- 10.20 イギリスマンチェスター大学 李潤求氏来所, 社会保障の研究のため12月22日まで滞在
- 10.28 第1研究会(第5回) 報告内容「逆所得税をめぐる最近の諸研究」報告者: 研究第2部長 地主重美
- 同 定例役員会開催(第72回)
11. 4 オランダ・アンティルス商務省H. デネルト, P.A. フアン・ヒューリック氏来所, 山田所長, 保坂主任研究員と懇談
11. 9 第2研究会(第8回) 報告内容「社会保障水準指標のための基礎資料について」報告者: 社会保険庁数理室長 谷口泰範, 健康保険組合連合会 石本忠義
- 11.11 第4研究会(第7回) 報告内容「Evelin M. Burns『The American System of Social Security』について」報告者: 研究員 山崎泰彦
- 11.16 第3研究会(第6回) 報告内容「スモン病患者

- と家族生活」報告者: 東京大学助教授 園田恭一
- 同 第6研究会(第7回) 報告内容「公衆衛生学会総会の報告」報告者: 専門委員 橋本正己
- 11.25 第1研究会(第6回) 報告内容「逆所得税の理論的分析」報告者: 一橋大学 今泉佳久
- 同 第2研究会(第9回) 報告内容「社会保障水準指標のための基礎資料について——年金その他について」報告者: 厚生省年金局 田村正雄, 厚生省社会局 小林迪夫, 同 藤井 康
- 11.25 定例役員会開催(第73回)
- 11.26 韓国延世大学校教授 朴元善氏来所, 山田所長, 保坂主任研究員と懇談
- 11.30 第5研究会(第7回) 報告内容「戦前の社会事業統計——厚生省社会局の活動を中心として」報告者: 厚生省社会局 小林迪夫
- 同 第2研究会(第10回) 報告内容「高齢者の経済類型別収入と生活費」報告者: お茶の水女子大学助教授 伊藤秋子, 山脇学園短期大学 杉原由機, お茶の水女子大学 佐々木淑恵, 同 馬場紀子
12. 6 顧問会(第9回), 役員会(第74回), 大内基金委員会開催(福田屋)
12. 7 第6研究会(第8回) 報告内容「ヨーロッパの医療保険制度」報告者: 専門委員 小山路男
- 同 海外社会保障情報編集委員会
12. 9 第3研究会(第7回) 報告内容「イギリスにおける社会福祉の動向——未婚の母親問題を中心に」報告者: 立正女子短期大学講師 日下部穂代子
- 12.16 第4研究会(第8回) 報告内容「Herman M. Somers『Delivery of Health Care』について」報告者: 研究員 都村敦子
- 12.21 第5研究会(第8回) 報告内容「An Asian's View on the British National Health Service」報告者: イギリス マンチェスター大学 李潤求
- 12.23 第1研究会(第7回) 報告内容「福祉社会と社会資本」報告者: 専門委員 江見康一
- 同 第3研究会(第8回) 報告内容「イギリスにおける社会福祉の動向——シーボーム委員会報告をめぐって」報告者: 明治学院大学助教授 三和 治